

# 夢おおい21プラン

- 大井町第4次総合計画 -

## 第3次実施計画

---

平成18年度～平成20年度

平成18年3月

大井町

# 夢おい21プラン～第4次総合計画～

## 第3次実施計画 目次

実施計画の概要	1
<b>第1章 重点施策</b>	5
1 基本的な姿勢	5
2 重点施策の構成	6
3 プロジェクトの内容	7
「いこいの里・相和」推進プロジェクト	7
「酒匂川・せせらぎネットワーク」形成プロジェクト	9
魅力的な都市軸うるおいの住環境形成プロジェクト	11
安全・安心なまちづくり推進プロジェクト	13
次世代育成ネットワーク形成プロジェクト	17
地域のためのまちづくり推進プロジェクト	20
<b>第2章 施策別計画</b>	23
第1節 都市基盤・生活環境	23
第1項 都市基盤	23
第2項 生活環境	47
第3項 町民の安全	59
第2節 健康・福祉	73
第1項 健康	73
第2項 福祉	81
第3節 生涯学習	104
第1項 学校教育	104
第2項 社会教育	113
第4節 産業	128
第1項 農業	128
第2項 商業・工業	132
第3項 観光	136
第5節 町民参加	139
第1項 地域社会	139
第2項 町政への町民参加	145
<b>第3章 計画の推進にあたって</b>	149
第1項 行政運営	149
第2項 広域行政	159
<b>資料</b>	161

# 夢おおい21プラン第3次実施計画の概要

## 1 計画策定の趣旨

町では、平成22年度を目標とする「夢おおい21プラン～大井町第4次総合計画～」に基づき、将来像「あしがらの環境と調和した健康なまち」の実現に向けた施策を推進しています。

基本計画は、夢おおい21プランの基本構想に基づき、その実現のための基本的な施策を部門ごとに体系化したものであり、また、実施計画は基本計画に示された施策の実現のため、具体的な事業を年度計画で示し、予算編成の指針とするものです。

第3次実施計画は、平成18～20年度までの3年間を期間として作成しています。

### 夢おおい21プラン（大井町第4次総合計画）の構成

13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
------	------	------	------	------	------	------	------	------	------

### 基本構想 平成13～22年度

#### 前期基本計画 平成13～17年度

#### 後期基本計画 平成18～22年度

第1次実施計画  
平成13～15年度

第2次実施計画  
平成15～17年度

第3次実施計画  
平成18～20年度

第4次実施計画  
平成21～22年度

第2次実施計画は、当初平成16・17年度の2か年間の計画の予定でしたが、社会情勢の変化に対応するため、1年前倒しし、平成15年度からの3か年間の計画としました。

## 2 計画策定の方針

町では、「夢おおい21プラン」の目標である「あしがらの環境と調和した健康なまち」をめざし、平成22年度を目標に計画に示された各施策を進めています。

実施計画の策定にあたっては、後期基本計画のまちづくりプロジェクトに位置づけられた事業、緊急を要する事業、将来のまちづくりを先導する事業などを中心に、財政事情を勘案の上、効果的・効率的観点から事業選択を行い、後期基本計画の中長期的目標が達成できるよう心がけました。

この実施計画では、従来項目に加えて新たに二つの項目を設けています。その一つは、「主な事業の目標値」で、各施策の主な事業を行うことにより、どのような効果が期待できるのかを具体的な数値で示したものです。また、もう一つは「町民と町とのパートナーシップ」で、各施策ごとに町民と町とが果たすべき役割を明確に示したものです。これらの新しい項目により、行政として果たすべき責任と町民と町との役割分担を示すことができるようにしました。

### 3 財政収支の見通し

町の財政状況は、景気の回復基調や国の税源移譲により税収の伸びが見込める状況にあります。また、町債残高も年々減少し続け、基金保有高も一定額を保っています。しかし、町の収入構造から町民税法人分の占める割合が非常に高いことや「三位一体の改革」により国庫支出金が大幅な減額になることなど、なお先行きの不透明感は拭えません。

このような状況の中で、「夢おおい21プラン 後期基本計画」の施策を推進し、「第3次実施計画」に掲げる各事業を確実に実施するための財政面での裏付けとして、平成18年度から平成20年度まで3年間の一般会計の歳入・歳出の総額を推計しました。推計にあたっては、平成17年度予算額を基礎として、過去の伸びや事業費の積み上げ等により算出しました。

#### 【 歳 入 】

自主財源のうち、町税については景気動向や制度改正を勘案するとともに、使用料や手数料については「大井町集中改革プラン」に基づく改定等を考慮して推計しました。また、依存財源については、「三位一体の改革」の影響なども勘案した上で、事業の内容や過去の実績などを参考に推計しました。

#### 【 歳 出 】

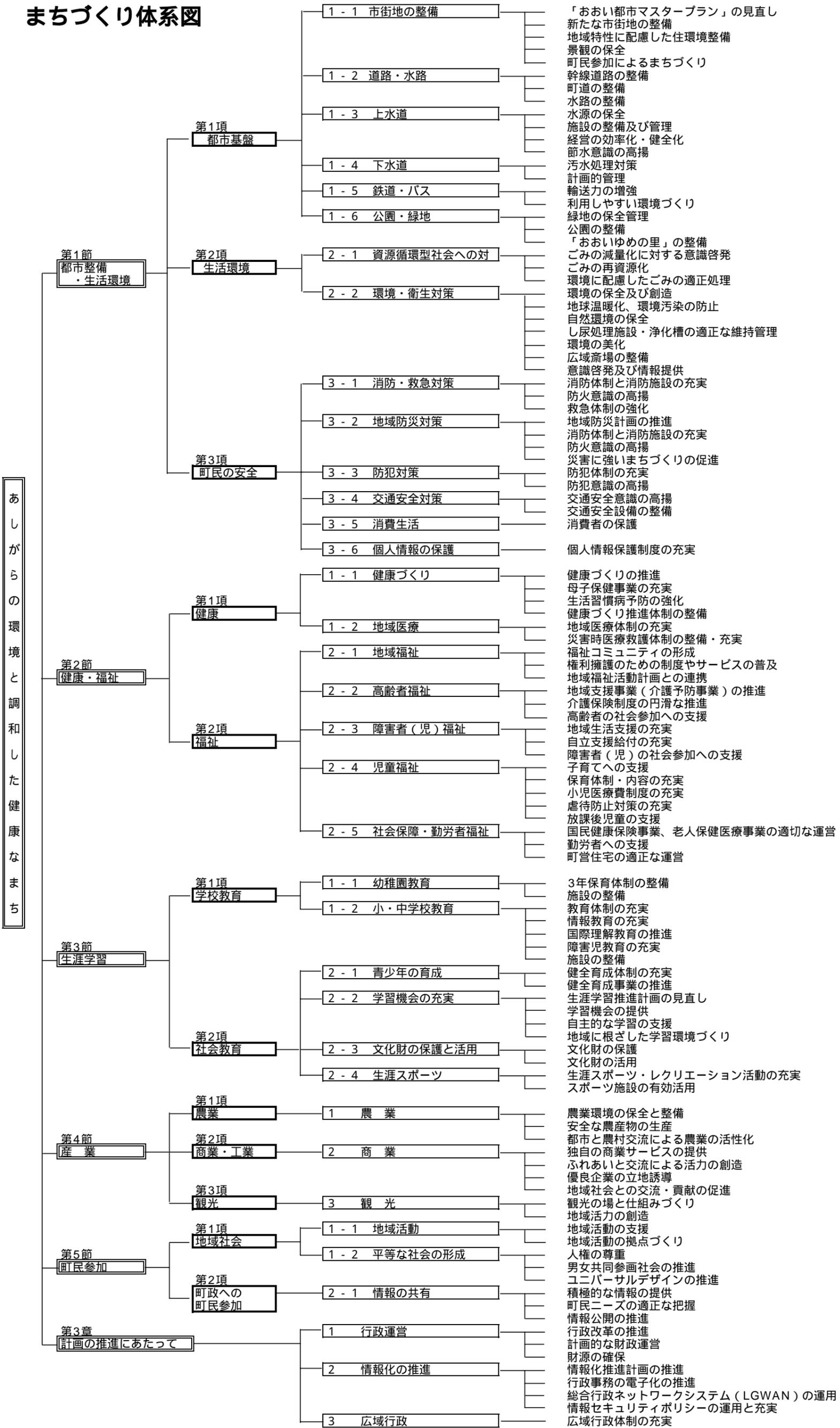
経常的経費については、過去の実績等による伸びを勘案するとともに、「大井町集中改革プラン」に基づく節減目標を考慮して推計しました。また、臨時的経費については、「第3次実施計画」に掲げる事業費を積み上げ推計しました。

#### 【平成18年度から平成20年度までの推計表（一般会計）】

(単位:千円)

歳入		歳出	
自主財源	12,854,023	経常的経費	13,123,657
町 税	10,452,076	人件費	3,881,817
その他の自主財源	2,401,947	その他	9,241,840
依存財源	3,230,977	臨時的経費	2,961,343
地方交付税	213,000	「いこいの里・相和」推進	402,158
国・県支出金	1,203,877	「酒匂川・せせらぎネットワーク」形成	68,802
町 債	600,000	安全・安心なまちづくり推進	152,635
その他の依存財源	1,214,100	教育施設の整備	1,433,901
平成20年度末 基金残高	302,063	道路・水路の整備	484,370
町債残高	2,764,287	その他	419,477
合計	16,085,000	合計	16,085,000

# まちづくり体系図



# 実施計画書の見方について

## 1 - 4 下水道

生活環境の向上と酒匂川など公共用水域の水質保全を図るために、公共下水道事業を推進します。

### 【これから取り組む主な施策】

1 - 4 - 汚水処理対策

### 1 - 4 - 汚水処理対策

公共下水道の整備を計画的に推進するとともに、供用を開始した区域の水洗化率の向上を図ります。

#### 《主な取り組みと実施予定》

取り組み \ 年度	17	18	19	20	21
1) 公共下水道事業の推進	.....	.....	.....	.....	.....

#### 《主な事業の目標値》

事業名	公共下水道事業の推進	単位	平成 17 年度実績	平成 20 年度目標
項目	行政区域内人口普及率	%	83.0	84.0

(平成 17 年度実績は、17 年度実績見込みの数値を示します。)

#### 現状と課題

継続的な整備により、市街化区域の下水道整備は概ね終了しました。今後は、未整備区域の整備の必要があります。

#### 1) 公共下水道事業の推進

生活環境の向上及び公共用水域の水質保全を目的に、公共下水道事業を進め整備を推進します。

#### 町民と町とのパートナーシップ

下水道整備対象地区内の町民の皆様には、下水道事業へのご理解をお願いします。

分野名、施策の方向  
後期基本計画上の「分野」と、分野ごとの「施策の方向」を示します。

施策一覧  
上記の分野ごとの「施策」の一覧表です。

施策名  
この計画は、各施策ごとに解説を行っており、これは「施策名」を示します。

施策概要  
施策内容の説明です。

主な取り組みと実施予定  
施策を構成する主な事業と実施年度です。  
なお、実線は事業そのものの実施を示し、破線は事業の準備・検討段階であることを示します。

主な事業の目標値  
施策を構成する事業のうち主な事業について、平成 20 年度までに達成する目標を示します。(なお、事業内容が計画策定、検討、調査及び要望活動であるものは、成果を数値で示すことが困難であるため、目標を示していません。)

現状と課題  
この施策が現在置かれている状況やその課題について説明しています。

事業内容  
施策を構成する事業の内容について、その概要を説明しています。

町民と町とのパートナーシップ  
町民の皆様をお願いすること、町民と町との役割分担などについて説明しています。

# 第 1 章

## 重点施策

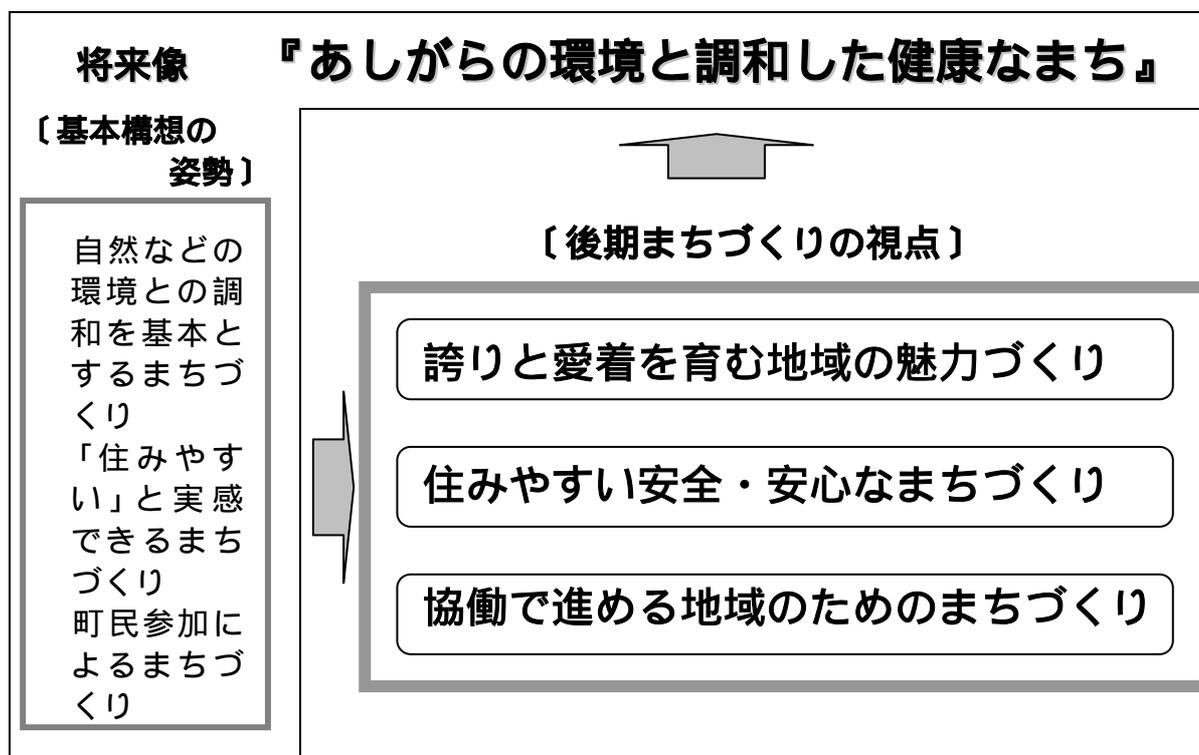
## 【第1章 重点施策】

### 1 基本的な姿勢

夢おい21プラン後期基本計画では、将来像「あしがらの環境と調和した健康なまち」実現のため次の3点をまちづくりの視点に据えて各種施策に取り組んでいます。

町民本位のまちづくりを進めるためには、地域・町民と町とが意見を出し合い、議論し、ともに実行していくことが大切です。また、地域・町民ができる分野については町民自身が行うという町民の積極的な姿勢も必要となってきます。

このようなことから、それぞれのプロジェクトごとに地域・町民と町とが協働して行う「パートナーシップ事業」についての説明をしています。協働によるまちづくりを進めることにより、町の新たな発展につなげていきます。



## 2 重点施策の構成

### - 3つの重点施策と6つのまちづくりプロジェクト -

後期のまちづくりの基本的な姿勢を踏まえ、「地域の魅力づくり」、「住みやすいまちづくり」、「協働で進めるまちづくり」を柱とした3つの重点施策を定めます。

また、重点施策をより具体的に進めるため、6つのまちづくりプロジェクトを定め、これまでの組織の枠や各分野ごとの枠にとらわれることなく、横断的に取り組むことにより、相乗的な効果が発揮できるようにしていきます。

重点  
施策

#### 誇りと愛着を育む 地域の魅力づくり の推進

地域資源を活かした、拠点の整備や様々な地域活動・学習活動などをおして、みんなに愛される魅力あるまちづくりを推進します。

#### 住みやすい 安全・安心な まちづくりの推進

地域の特性が活かされたいうるおいのある居住環境の整備とともに、次世代を担う子どもたちの成長を安心して見守ることのできる、安全・安心で住みやすいまちづくりを推進します。

#### 協働で進める 地域のための まちづくりの推進

21世紀の大井町らしいまちづくりを推進するため、地域のためのまちづくりの仕組みを整備し、町民と行政の新たなパートナーシップを築き、協働のまちづくりを推進します。

まち  
づくり  
プロ  
ジェ  
クト

「いこいの里・相和」  
推進プロジェクト

「酒匂川・せせらぎ  
ネットワーク」  
形成プロジェクト

魅力的な都市軸・  
うるおいの居住環境  
形成プロジェクト

安全・安心な  
まちづくり  
推進プロジェクト

次世代育成  
ネットワーク  
形成プロジェクト

地域のための  
まちづくり  
推進プロジェクト

### 3 プロジェクトの内容

## 「いこいの里・相和」推進プロジェクト

相和地域は、自然あふれる起伏の中に農地と集落が点在する「里山」的風景が強く残っています。このような農地や山林などの地域資源を活かし、住民や関係団体と協議・連携して都市住民との交流による地域活性化を図っていきます。あわせて、「おおいゆめの里」を地域の中心的施設と位置付け、整備を進めていきます。

推進にあたっては、様々なイベントや地域活動・学習活動の機会や場をとおして、町民が主体的に参加することができる仕組みを整備します。

#### 【プロジェクトを構成する施策と主な事業】

##### 1 農業生産基盤や生活基盤の整備

###### (1) 地域特性に配慮した住環境整備

それぞれの地域特性に配慮した人にやさしくゆとりとうるおいのある住環境整備を推進するため、地区計画制度の推進と新たな活用を検討します。

事業名 / 年度	～ 17	18	19	20	21～	記載ページ
・集落地区計画に基づく住環境整備の推進（「いこいの里・相和」整備事業の推進）	.....					P. 25

###### (2) 農業環境の保全と整備

農村振興基本計画に基づき、地形的な特性や自然環境に配慮しつつ、農業生産基盤の整備を推進します。

事業名 / 年度	～ 17	18	19	20	21～	記載ページ
・ほ場整備の推進						P. 128

###### (3) 都市と農村交流による農業の活性化

都市部と農村部の住民が、農業を通じた様々な交流を図ることにより、おおいゆめの里や酒匂川沿い散策路・せせらぎづくりとの連携を図りつつ、農業の活性化を推進します。

また、交流の基本的な資源となる様々な農村文化資源や里山などの農村の原風景・景観を保全し、その活用を推進します。

事業名 / 年度	～ 17	18	19	20	21～	記載ページ
・各種イベントを活用した農業交流事業						P. 131
・体験農園の充実						
・おおいゆめの里との連携	.....					

###### (4) 観光の場と仕組みづくり

観光の振興を図るため、自然や歴史・風土などの地域資源を活用した観光拠点や周辺市町と連携した観光ネットワークの整備を推進します。

また、各種団体の育成や連携の強化を図りながら、様々な情報やイベントを総合的にプロデュースする体制づくりを推進します。

事業名 / 年度	～ 17	18	19	20	21～	記載ページ
・「おいゆめの里」の整備 ・既存ハイキングコースの整備・充実 ・観光情報の整理・提供						P.136

## (5) 地域活力の創造

様々なイベントの開催により都市住民をはじめとした様々な交流や、情報発信・町のPRを行うことにより、地域活力の創造を図ります。

また、地域に根付いた産業体験ツアーの実施などにより、町民の地域産業への理解を深め、郷土愛の増進に努めます。

事業名 / 年度	～ 17	18	19	20	21～	記載ページ
・様々なイベントの実施 (里山ふれあい祭) ・各種体験プログラムの検討 (農業体験・加工体験など)						P.138

## 2 「おいゆめの里」の整備

### (1) 「おいゆめの里」づくりの推進

「いこいの里・相和」整備事業の拠点となる「おいゆめの里」の整備を推進するとともに、ボランティアなどの協力を得ながら身近な里山環境の保全を図ります。

また、自然・農業・農産物を活用した様々な地域活動やイベントの実施、学校と地域の連携による学習活動、勉強会などとおして、町民主体の地域づくりや活性化に向けた施策の研究を推進します。

事業名 / 年度	～ 17	18	19	20	21～	記載ページ
・おいゆめの里整備事業の推進 ・里山環境整備事業						P.46

### (2) 地域に根ざした学習環境づくり

地域の良さを学び、地域への誇りを醸成する機会や場の充実など、地域に根ざした学習の環境づくりを推進します。

事業名 / 年度	～ 17	18	19	20	21～	記載ページ
・自然観察・農業体験など自然や水辺とふれあうイベントの開催						P.121

### (3) 地域活力の創造(再掲:上記1(5)参照)

## 〈パートナーシップ〉

「おいゆめの里」の整備、「里山ふれあい祭」などにおける地域紹介のイベントや新たな交流・学習活動をとおして、町民が主体的に考え、進めるまちづくりにつなげていきます。

# 「酒匂川・せせらぎネットワーク」形成プロジェクト

酒匂川沿岸一帯を町民が誇ることのできる象徴的な自然空間として、自然とふれあえる憩いの場として整備していきます。

また、これら散策路、せせらぎについては、町民参加による維持・管理のネットワーク化を進めるとともに、イベント開催や地域活動・学習活動の場として活用を進めていきます。

## 【プロジェクトを構成する施策と主な事業】

### 1 酒匂川沿い散策路・せせらぎづくり事業の推進

#### (1) 景観の保全

富士箱根連山、丹沢山系、酒匂川の松並木など優れた自然景観を保全するため、景観法に基づく様々な取り組みの研究を推進します。

また、酒匂川左岸縦貫道路沿道は広告景観形成地区に指定されているため、この制度の普及啓発・規制誘導を継続して行います。

事業名 / 年度	～ 17	18	19	20	21～	記載ページ
・関東の富士見100景推進事業の活用						P. 26
・広告景観形成地区制度普及啓発						
・規制誘導						

#### (2) 公園の整備

地域特性である農業景観や原風景を活かしながら、「おおいゆめの里」や「酒匂川沿い散策路・せせらぎづくり」と合わせて、町民が身近に利用できる公園づくりを推進します。

また、町民ニーズを踏まえた町民参加による公園整備や町民参加型公園管理システムの構築を推進します。

事業名 / 年度	～ 17	18	19	20	21～	記載ページ
・「酒匂川沿い散策路・せせらぎづくり」の整備						P. 44
・ひょうたん池周辺の環境整備	.....					

#### (3) 地域に根ざした学習環境づくり(再掲: 8ページ参照)

#### (4) 都市と農村交流による農業の活性化

都市部と農村部の住民が、農業をとおした様々な交流を図ることにより、おおいゆめの里や酒匂川沿い散策路・せせらぎづくりとの連携を図りつつ、農業の活性化を推進します。

また、交流の基本的な資源となる様々な農村文化資源や里山などの農村の原風景・景観を保全し、その活用を推進します。

事業名 / 年度	～ 17	18	19	20	21～	記載ページ
・各種イベントを活用した農業交流事業						P. 131
・酒匂川沿い散策路・せせらぎづくりとの連携						

## (5) 観光の場と仕組みづくり

観光の振興を図るため、自然や歴史・風土などの地域資源を活用した観光拠点や周辺市町と連携した観光ネットワークの整備を推進します。

また、各種団体の育成や連携の強化を図りながら、様々な情報やイベントを総合的にプロデュースする体制づくりを推進します。

事業名 / 年度	～ 17	18	19	20	21～	記載ページ
・「酒匂川沿い散策路・せせらぎづくり」 の整備						P.136
・既存ハイキングコースの整備・充実						
・観光情報の整理・提供						

## (6) 地域活力の創造

様々なイベントの開催により都市住民をはじめとした様々な交流や、情報発信・町のPRを行うことにより、地域活力の創造を図ります。

また、地域に根付いた産業体験ツアーの実施などにより、町民の地域産業への理解を深め、郷土愛の増進に努めます。

事業名 / 年度	～ 17	18	19	20	21～	記載ページ
・様々なイベントの実施(菜の花まつり、 酒匂川鮎釣りトーナメント)						P.138
・各種体験プログラムの検討 (農業体験・加工体験など)						

---

## 〈パートナーシップ〉

ひょうたん池周辺の環境整備、自然や農業の体験学習・勉強会などをおして、町民が主体的に考え、進めるまちづくりにつなげていきます。

# 魅力的な都市軸・うるおいの住環境形成プロジェクト

東西連絡道路（都市計画道路金子開成和田河原線）の事業促進にあわせ、町の核づくりと連携しながら、本町の魅力・活力を高める新たな都市軸の形成に向けた検討を進めていきます。

また、「住みやすいまち」の実現に向けて、地域ごとの特性や町民ニーズを踏まえたゆとりとうるおいのある住環境や、緑豊かで美しい町並みなど、誇りと愛着を持って住み続けることのできる住環境整備について、町民と行政が一体となって取り組んでいきます。

## 【プロジェクトを構成する施策と主な事業】

### 1 東西連絡道路の整備

#### (1) 幹線道路の整備

本町の新たな東西連絡道路となる都市計画道路金子開成和田河原線の早期完成の要望活動を継続して行い、幹線道路網の整備を推進します。

事業名 / 年度	～ 17	18	19	20	21～	記載ページ
・東西連絡道路(金子開成和田河原線)の酒匂川2号橋の早期完成と全線整備の要望						P.29

### 2 幹線道路沿道の土地利用の研究、景観の保全

#### (1) 地域特性に配慮した住環境整備

それぞれの地域特性に配慮した人にやさしくゆとりとうるおいのある住環境整備を推進するため、地区計画制度の推進と新たな活用を検討します。

事業名 / 年度	～ 17	18	19	20	21～	記載ページ
・地区計画制度の活用による市街化調整区域の都市基盤・住環境整備の研究(幹線道路沿道の土地利用と酒匂川左岸縦貫道路沿道における「沿道地区計画制度」の適用の研究)						P.25

#### (2) 景観の保全

富士箱根連山、丹沢山系、酒匂川の松並木など優れた自然景観を保全するため、景観法に基づく様々な取り組みの研究を推進します。

また、広告景観形成地区制度の普及啓発・規制誘導と新たな区域への適用を検討します。

事業名 / 年度	～ 17	18	19	20	21～	記載ページ
・景観法の活用検討 ・他地区における広告景観形成地区指定の検討						P.26

---

### 3 公園のあり方の研究・検討

#### (1) 公園の整備

地域特性である農業景観や原風景を活かしながら、「おおいゆめの里」や「酒匂川沿い散策路・せせらぎづくり」と合わせて、町民が身近に利用できる公園づくりを推進します。

また、町民ニーズを踏まえた町民参加による公園整備や町民参加型公園管理システムの構築を推進します。

事業名 / 年度	～ 17	18	19	20	21～	記載ページ
・公園整備計画策定事業						P.44

---

#### 〈パートナーシップ〉

幹線道路沿道の土地利用をはじめ新たな住環境や環境保全のあり方、町の核づくり、公園の整備などについて、実際の地域活動や商業イベントなどをおして、町民と行政が一体となって研究・検討していきます。

# 安全・安心なまちづくり推進プロジェクト

大規模地震や水害の発生などが懸念される中、当町では自然災害に強い町をめざし、防災体制の整備・充実を図っていきます。さらに犯罪が多発する中、その発生を未然に防ぎ、犯罪のない町にするため、防犯体制の整備・充実に取り組んでいきます。

なお、防災・防犯体制の整備とともに、町民が自ら地域を守るための取り組みと行政の施策とが一体となるネットワークづくりを行い、安全・安心なまちづくりを推進します。

## 【プロジェクトを構成する施策と主な事業】

### 1 防災・防犯体制の整備・充実

#### (1) 地域防災計画の推進

大井町地域防災計画に基づく計画的な防災対策を推進します。

事業名 / 年度	～ 17	18	19	20	21～	記載ページ
・地域防災計画の推進	●●●●●					P.62

#### (2) 防災体制と防災施設の充実

災害時における幹線道路やライフラインの分断などを踏まえた防災拠点の整備推進など、防災施設の充実を図るとともに、自主的なコミュニティ活動の促進、地域防災リーダーの育成などによる自主防災組織の育成など、防災体制の充実を図ります。

事業名 / 年度	～ 17	18	19	20	21～	記載ページ
・防災拠点の整備	●●●●●					P.63
・自主防災リーダーの育成						
・自主防災機材等整備事業の推進						
・ボランティアなどのネットワークの強化						

#### (3) 防災意識の高揚

新潟県中越地震などの経験を踏まえた実用性の高い防災マップ作成や自然災害に関する適正な情報の提供を図るとともに、ホームページや広報など様々なメディアを活用して防災意識の高揚を図ります。

また、総合防災訓練の実施などをおして、応急救護などの対応知識の提供を推進します。

事業名 / 年度	～ 17	18	19	20	21～	記載ページ
・適正な情報の提供						P.64
・防災マップの作成						
・様々なメディアを活用した防災意識の高揚						
・総合防災訓練の実施						

#### (4) 災害に強いまちづくりの促進

地震などの自然災害を想定し、施設などの耐震化や緊急輸送路の確保、防災街区の形成をはじめとする建築物の不燃化促進とオープンスペースの確保など、災害に強い都市整備を推進します。

また、急傾斜地崩壊危険地域や砂防指定地においては適切な対応措置を推進します。

事業名 / 年度	～ 17	18	19	20	21～	記載ページ
・急傾斜地崩壊対策工事の推進						P. 65
・被災時の緊急輸送路の機能確保						

#### (5) 防犯体制の充実

警察などの関係機関との連携のもと、自主的な防犯ボランティアの支援・強化など、地域ぐるみの防犯体制の充実を図ります。

また、防犯灯の設置や危険個所の点検など、夜間犯罪や青少年の非行につながる有害環境の浄化を推進します。

事業名 / 年度	～ 17	18	19	20	21～	記載ページ
・ここにこパトロール隊の拡充	.....					P. 66
・防犯灯の設置						

#### (6) 防犯意識の高揚

防犯キャンペーンの実施やチラシなどを利用した広報の充実により、町民の防犯意識の高揚を図ります。

事業名 / 年度	～ 17	18	19	20	21～	記載ページ
・防犯キャンペーンの実施						P. 67
・防犯広報の実施						

## 2 町民・暮らしのネットワークの形成

#### (1) 消防体制と消防施設の充実

組合消防及び消防団の充実と連携の強化により消防体制の更なる充実を図るとともに、消防水利の確保や老朽化した施設・器具の更新・維持管理など、消防施設の充実を図ります。

事業名 / 年度	～ 17	18	19	20	21～	記載ページ
・消防水利整備事業の推進						P. 59
・消防団の充実						
・消防施設等の整備充実						

#### (2) 救急体制の強化

高齢化社会や高度医療に対応し、医療機関との連携の強化を図るとともに、災害時の医療救護体制の整備を推進します。

事業名 / 年度	～ 17	18	19	20	21～	記載ページ
・災害時の医療救護体制の整備						P. 61

### (3) 交通安全意識の高揚

警察・学校・地域など関係機関や団体との連携のもと、交通安全運動や街頭キャンペーン、広報の活用など、様々な機会をとらえて交通安全意識の高揚を図るとともに、各年代に応じた交通安全の学習機会を充実し、マナーの向上を図ります。

また、交通安全団体をはじめ、家庭や学校・地域・職場などにおける町民の主体的な活動を支援していきます。

事業名 / 年度	～ 17	18	19	20	21～	記載ページ
・交通安全運動の実施						P.68
・街頭キャンペーンの実施						
・園児・児童への交通安全教室の実施						
・交通安全団体の活動支援						
・民間が実施する交通安全教室の活 用の検討	.....					
・危険箇所の点検						

### (4) 交通安全施設の整備

カーブミラーの設置・管理や横断歩道の設置をはじめ、交通安全施設の整備を推進します。

事業名 / 年度	～ 17	18	19	20	21～	記載ページ
・カーブミラーの設置及び地域による 管理・清掃の実施						P.70
・横断歩道設置に向けた調整の推進						

### (5) 消費者の保護

消費生活の安定・向上を図るため、南足柄市消費生活センターを中心とした相談体制の充実を図るとともに、あらゆる機会を活用して消費者意識の高揚を図ります。

また、関係機関との連携のもと、適切な情報の収集・提供を図るとともに、自主的な消費者団体の育成に向けた積極的な支援を推進します。

事業名 / 年度	～ 17	18	19	20	21～	記載ページ
・相談日の増設						P.71
・広報の活用						
・足柄上地区1市5町共催による 講演会の開催						

### (6) 個人情報保護条例制度の充実

情報技術の進展に柔軟かつ適切に対応し、個人の情報を適切に保護するルールとして、個人情報保護条例制度の充実を図ります。

事業名 / 年度	～ 17	18	19	20	21～	記載ページ
・個人情報保護審査会の適正な運営						P.72

(7) 地域医療体制の充実

休日や夜間急患診療における診療体制の充実をはじめ、地域・町内医療機関・広域的な大規模病院との連携を強化し、地域医療体制の充実を促進します。また、必要な医療サービスが受けられるよう、医療情報等の周知を図ります。

事業名 / 年度	～ 17	18	19	20	21～	記載ページ
・医療関係機関との連携強化						P.79
・足柄上地区医療連携事業						
・休日急患診療所などの救急医療体制の充実						

(8) 災害時医療救護体制の整備・充実

町地域防災計画に基づき、医薬品などの備蓄や医療情報の提供など災害時医療救護体制の整備・充実を図ります。

事業名 / 年度	～ 17	18	19	20	21～	記載ページ
・災害時医療救護体制の充実						P.80
・応急救護方法の普及						

(9) 虐待防止対策の充実

児童虐待の防止、早期発見・早期対応、被害児童の保健など児童虐待に総合的に対応するため、福祉関係者にとどまらず医療・保健・教育・警察・民生委員児童委員などの地域住民との連携・協力体制を整備強化します。

事業名 / 年度	～ 17	18	19	20	21～	記載ページ
・虐待の早期発見						P.98
・要保護児童対策協議会の開催						
・定期的な個別ケース検討会議の実施						

(10) 放課後児童の支援

保護者の就労等により、放課後留守家庭になる小学校1年生から3年生の児童を対象に、指導員が放課後の一定の時間を保護します。

事業名 / 年度	～ 17	18	19	20	21～	記載ページ
・児童コミュニティクラブの充実						P.99

《パートナーシップ》

行政による防災・防犯対策との連携のもと、地域による見守りや自己防衛などの啓発や体制・組織の強化を推進するとともに、ボランティアの連携や各種生活支援情報や安全・安心情報の提供など、町民と行政、町民相互の暮らしの各分野のネットワーク化に向けた取組みを推進します。

# 次世代育成ネットワーク形成プロジェクト

教育、福祉、防犯など様々な分野から知恵を出し合い、安心して子育てができる環境の整備を行っていくとともに、次世代を担う子どもたちを地域ぐるみで育み、見守る環境づくりを進めていきます。

また、教育・福祉施設などの整備・充実にあわせ、それを十分活用した地域での教育活動や子育て支援の拠点・場づくりを推進します。

## 【プロジェクトを構成する施策と主な事業】

### 1 のびのび“大井っ子”の育成(地域主体の子育て支援体制の強化)

- (1) 防犯体制の充実(再掲:14ページ参照)
- (2) 防犯意識の高揚(再掲:14ページ参照)
- (3) 交通安全意識の高揚(再掲:15ページ参照)
- (4) 母子保健事業の充実

乳幼児健康診査・育児教室などにおける育児相談の充実を図り、両親が安心して育児を行っていただけるよう、支援を行っていきます。また、次世代を担う若い世代の育ちを支えていくため、関係機関との連携により思春期保健の充実を図っていきます。

事業名 / 年度	～ 17	18	19	20	21～	記載ページ
・乳幼児健康診査の実施						P.75
・乳幼児相談・家庭訪問の強化						
・育児教室の充実						
・思春期保健事業の推進						
・予防接種事業の実施						

### (5) 子育てへの支援

育児相談や親子の交流の場として、子育て支援センターの健全な運営を推進するとともに、一次預かりを担うファミリーサポートセンターの充実や広報、研修会などによるPR、支援会員の増員を図ります。

また、母親同士の交流や地域ネットワークづくりを進める「のびっこくらぶ」の継続的な開催を推進します。

事業名 / 年度	～ 17	18	19	20	21～	記載ページ
・子育て支援センターの健全な運営						P.94
・ファミリーサポートセンターのPRと支援会員の増員						
・「のびっこくらぶ」の継続的な開催						
・ボランティアネットワークなどによる多様な保育環境の提供とPRの促進						

## (6) 小児医療制度の充実

安心して子どもを産み育てられる生活を支援するために、県の補助基準の拡大を要望するとともに、制度の充実を図ります。

事業名 / 年度	～ 17	18	19	20	21～	記載ページ
・小児医療費助成事業の拡充						P.97

## (7) 虐待防止対策の充実(再掲:16ページ参照)

## (8) 放課後児童の支援(再掲:16ページ参照)

## (9) 3年保育体制の整備

教員の充足や教育課程の見直しを図り、3年保育を基本とした保育体制を強化するとともに、幼稚園と小学校との連携を深め、小学校教育への円滑な移行を推進します。

事業名 / 年度	～ 17	18	19	20	21～	記載ページ
・3年保育の充実						P.104
・3年保育体制に対応した教育課程 の見直し						
・幼児教育研修の実施						
・幼・小・中の連携による一貫した 教育の充実						

## (10) 健全育成体制の充実

青少年の健全な育成を図るため、学校・家庭・地域が連携しながら、健全な環境づくり、非行防止活動の実施、地域教育力の向上などを推進するとともに、指導者の育成や団体活動の支援・充実を図ります。

事業名 / 年度	～ 17	18	19	20	21～	記載ページ
・地域青少年指導者と学校の合同会 議の開催						P.113
・ジュニアリーダーの育成						
・地域社会の環境浄化						
・広報「おい」による地域・家庭 ・教育などの情報提供						
・夜間パトロールの実施						

## (11) 健全育成事業の推進

青少年の生きる力を育むため、地域資源などを活用した様々な学習機会の充実や、青少年団体活動の支援など、健全育成事業を推進します。

事業名 / 年度	～ 17	18	19	20	21～	記載ページ
・野外体験事業の開催						P.115

## 2 児童コミュニティクラブの充実

### (1) 放課後児童の支援(再掲:16ページ参照)

---

### 3 給食センターの建設

#### (1) 施設の整備

安全性を確保するため、老朽化した施設の整備・改修と適正な維持管理を推進します。

事業名 / 年度	～ 17	18	19	20	21～	記載ページ
給食センター整備の推進						P.112

---

#### 〈パートナーシップ〉

ファミリーサポート事業をはじめ、ボランティアなどのネットワークによる多様な保育体制の強化を図るとともに、地域で取り組む子育て支援についての普及啓発を図り、町民主体の体制づくりにつなげていきます。

# 地域のためのまちづくり推進プロジェクト

愛することのできる、また、誇ることのできる町の実現に向けて、町民と行政のパートナーシップを基本としながら、町民参加のルール、町民参加を基本としたまちづくりの推進体制などを整えていきます。

また、個人情報保護や情報セキュリティポリシーの適切な運用を基本としながら行政情報の管理や提供を行います。あわせて、地域情報の収集・発信など、きめ細かな生活情報の提供や地域資源のPRなどにより地域の魅力・活力づくりを推進する地域情報システムを整備し、有効に活用していきます。

## 【プロジェクトを構成する施策と主な事業】

### 1 地域づくり支援体制の整備

#### (1) 町民参加によるまちづくり

自然環境と住環境が調和したまちづくり、人にやさしくゆとりのある空間づくり、水と緑にふれあえるうるおいのあるまちづくりの実現に向けて、町民・企業・行政が一体となったまちづくり施策を研究します。

事業名 / 年度	～ 17	18	19	20	21～	記載ページ
・町民参加による地域別のまちづくり施策の研究						P. 28

#### (2) 地域活力の創造

様々なイベントの開催により都市住民をはじめとした様々な交流や、情報発信・町のPRを行うことにより、地域活力の創造を図ります。

また、地域に根付いた産業体験ツアーの実施などにより、町民の地域産業への理解を深め、郷土愛の増進に努めます。

事業名 / 年度	～ 17	18	19	20	21～	記載ページ
・「大井よさこいひょうたん祭」への支援						P. 138
・様々なイベントの実施（里山ふれあい祭、菜の花まつり、酒匂川鮎釣りトーナメント、産業まつり、大井の四季フォトコンテストなど）						
・各種体験プログラムの検討（農業体験・加工体験など）						

#### (3) 地域活動の支援

相互扶助の意識に基づきながら、地域の特性を生かした自治組織の育成や連携の強化を図るとともに地域活動への参加を促し、住民福祉の増進と地域コミュニティの形成を推進します。

事業名 / 年度	～ 17	18	19	20	21～	記載ページ
・自治会組織等に関する規約等の整備		.....				P.139
・自治会連合会設立の検討		.....				
・定例自治会長会議の開催		.....				
・自治会への委任事務の明確化		.....				
・実践をととした町民参加意識の高揚		.....				

#### (4) 地域活動の拠点づくり

地域活動の拠点となる集会施設などの整備・建替えなどを支援します。

事業名 / 年度	～ 17	18	19	20	21～	記載ページ
・老朽化した集会施設などの整備						P.141
・誰にでもやさしく使いやすい施設の整備	.....	.....	.....	.....	.....	

## 2 町民参加システムの検討・整備

### (1) 町民参加によるまちづくり（再掲：20ページ参照）

### (2) 積極的な情報の提供

広報紙や町ホームページの充実により、町民への積極的な情報提供を推進します。また、新聞やコミュニティ紙に対して、迅速かつ正確に行政情報を提供できる庁内体制づくりを図ります。

事業名 / 年度	～ 17	18	19	20	21～	記載ページ
・対話型や参加型を取り入れた広報紙づくり						P.145
・町制50周年を記念した記念誌の発行		.....				
・ホームページの充実	.....	.....				
・円滑な情報提供体制の整備		.....				

### (3) 町民ニーズの適正な把握

懇話会の開催や「わたしの提案・意見」制度の充実及びパブリック・コメント制度の導入に向けた手続基準の作成など、幅広い層からの町民ニーズの適正な把握に努めます。

事業名 / 年度	～ 17	18	19	20	21～	記載ページ
・公共施設などの見学会の実施		.....				P.147
・懇話会の開催		.....				
・わたしの提案・意見制度の充実		.....				
・パブリック・コメント手続基準の作成		.....				

#### (4) 情報公開の推進

個人情報の保護に配慮するとともに、情報公開条例に基づきながら、公文書の適正管理や公開を推進し、町民と行政における情報の共有化や透明性・公開性を高めています。

事業名 / 年度	～ 17	18	19	20	21～	記載ページ
・公文書の適正管理 ・情報公開コーナーや町ホームページの充実						P.148

### 3 地域情報システムの整備活用

#### (1) 情報化推進計画の推進

情報化推進計画に基づき、各種事業の適切な推進を図るとともに、地域における多様な情報基盤の整備・活用や町民団体との連携の強化など、きめ細かな行政情報の提供や地域情報を収集・発信するしくみや体制づくりに取り組みます。

事業名 / 年度	～ 17	18	19	20	21～	記載ページ
・ホームページの充実（再掲） ・光ファイバー網の整備 ・地上波デジタル放送への参加 ・地域情報システムの整備・活用		.....				P.154

#### (2) 総合行政ネットワーク（L GWAN）の運用

総合行政ネットワーク（L GWAN）などの適切な運用により、行政手続きの簡素化や利便性の向上など、行政サービスの向上を図ります。

事業名 / 年度	～ 17	18	19	20	21～	記載ページ
・L GWANの運用 ・神奈川県市町村電子自治体共同運営協議会への参画						P.157

#### 〈パートナーシップ〉

町民と行政又は町民相互など、社会全体が協力して地域の諸問題や課題について議論していく機会を設けることにより、地域づくりの方向性を明らかにし、町民自ら考え、責任をもって実践していくまちづくりのルールやシステムづくりにつなげていきます。

## 第 2 章

# 施策別計画

# 第 1 節

## 都市整備・生活環境

---

## 【第2章 施策別計画】

### 第1節 都市基盤・生活環境

## 第1項 都市基盤

### 1-1 市街地の整備

「おい都市マスタープラン」の見直しを進め、引き続き良好な市街地の整備を推進するとともに、地域特性に応じた住環境の整備や、人にやさしくゆとりとうるおいのあるまちづくりを、町民参加のもとに推進します。

#### 【これから取り組む主な施策】

- 1-1-1 「おい都市マスタープラン」の見直し
- 1-1-2 新たな市街地の整備
- 1-1-3 地域特性に配慮した住環境整備
- 1-1-4 景観の保全
- 1-1-5 町民参加によるまちづくり

### 1-1-1 「おい都市マスタープラン」の見直し

社会情勢の変化や都市整備の進展に対応し、町民と行政が一体となって進めるまちづくりの基本方針としての「おい都市マスタープラン」の見直しを図ります。

#### 《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	17	18	19	20	21
1)「おい都市マスタープラン」の見直し					

#### 現状と課題

平成7年度に策定された現在のプランでは、10年ごとに整備方針を見直すとしており、また、社会情勢の変化や都市整備の進展等への対応が求められていることから、現行プランの内容を見直す必要があります。

#### 1) おおい都市マスタープランの見直し

将来の町のあるべき姿やまちづくりの方針など町民の将来に大きく関わるプランである「おい都市マスタープラン」について、策定から10年が経過するため見直し作業を行います。

#### 町民と町とのパートナーシップ

町民の将来に大きく関わることから、プランの策定段階での町民の意見集約が重要です。町民が参加するプラン策定委員会（仮称）のほか、多くの機会をとらえ、広く町民から意見等を集めていきます。

## 1 - 1 - 新たな市街地の整備

土地区画整理事業などの手法を活用した良好な市街地形成のため、事業促進を図ります。

### 《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	17	18	19	20	21
1) 金子吉原地区土地区画整理事業の促進（保留フレーム部分のあり方の検討）					
2) 土地区画整理事業等による新たな市街地整備地区の検討					
3) 市街化区域内低・未利用地の有効活用の促進					

### 現状と課題

金子吉原地区保留フレームは、熟度などの問題から土地区画整理事業の進展がほとんどみられない状況にあり、その結果、「核づくり構想」も休止状態にあります。また、金手第二地区保留フレームについては、関係者等の実施への気運が低迷していますので、今後の方向性を示す必要があります。近年は開発可能地が減少していますが、未だ本町への定住希望者が多いことから、新たな市街地整備に向けた地区の検討を行うとともに、市街化区域内の低・未利用地の有効的な利用を図る必要があります。

- 1) 金子吉原地区土地区画整理事業の促進（保留フレーム部分のあり方の検討）  
現在進展がみられない金子吉原地区区画整理事業の促進を図ります。

- 2) 土地区画整理事業等による新たな市街地整備地区の検討  
市街地整備が可能な地区の調査・検討とともに、土地区画整理事業等を念頭に置いた地区住民や地権者等への助言などを行い、事業の具体化を推進します。  
また、金手第二地区保留フレームにおける区画整理事業について、今後の方向性を示します。

- 3) 市街化区域内低・未利用地の有効活用の促進  
市街化区域内の低・未利用地の地権者の意向を聞きながら、有効利用できるよう助言や誘導を行います。  
また、進入路が狭いなどの要因により土地利用を図ることができない土地の有効利用を図るため、道路の拡幅事業等の対応策を実施・検討します。

### 町民と町とのパートナーシップ

土地区画整理事業、低・未利用地の有効利用の推進には、地権者などの関係者の積極的な取り組みと、町と関係者の連携による十分な検討が必要です。取り組みにあたっては、関係者の積極的な取り組みをお願いするとともに、町と関係者の連携により十分な検討を行います。

## 1 - 1 - 地域特性に配慮した住環境整備

それぞれの地域特性に配慮した人にやさしくゆとりとうるおいのある住環境整備を推進するため、地区計画制度の推進と新たな活用を検討します。

また、幹線道路沿道の土地利用の研究を進めます。

### 《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	17	18	19	20	21
1) 集落地区計画に基づく住環境整備の推進（「いこいの里・相和整備構想」の推進）	.....				
2) 地区計画制度の活用による市街化調整区域の都市基盤・住環境整備の研究（幹線道路沿道の土地利用と酒匂川左岸縦貫道路沿道における「沿道地区計画制度」の適用の研究）					

### 現状と課題

相和地区においては、地域特性を活かした住環境整備を図るため、集落地区計画に基づいた住環境整備を行う必要があります。

その他の地区についても、酒匂川左岸縦貫道路の完成や都市計画道路金子開成和田河原線の整備の進展に対応して、無秩序な土地利用の抑制、自然環境や農業的土地利用との共存などを図る必要があります。そのためには、地区計画制度の活用が有効と思われませんが、その制度は現状において市街化調整区域内の地区計画の設定が限られ、酒匂川左岸縦貫道路沿道における地区指定が困難な状況にあり、これを解決していく必要があります。

#### 1) 集落地区計画に基づく住環境整備の推進（「いこいの里・相和」整備事業の推進）

相和地区では、集落地区計画に基づき住環境の整備を行うことにしています。

#### 2) 地区計画制度の活用による市街化調整区域の都市基盤・住環境整備の研究（幹線道路沿道の土地利用と酒匂川左岸縦貫道路沿道における「沿道地区計画制度」の適用の研究）

相和地区以外の市街化調整区域においても、地域特性に配慮しつつ、無秩序な土地利用を抑制し住環境を向上させる必要があります。特に大半が市街化調整区域となっている酒匂川左岸縦貫道路沿道の無秩序な土地利用を抑制するため、地区計画制度の活用を検討するとともに、地区指定が可能となるよう県に対し要望を行います。

また、金子開成和田河原線についても、その整備の進展にあわせて、同様な対応を行います。

### 町民と町とのパートナーシップ

地区計画は、計画策定の段階から地区住民等の意向を十分に反映することを義務付けた、いわゆる町民参加のまちづくりをめざす手法です。よって、計画の策定にあたっては多くの地区住民の積極的な参加をお願いします。

## 1 - 1 - 景観の保全

富士箱根連山、丹沢山系、酒匂川の松並木など優れた自然景観を保全するため、景観法に基づく様々な取り組みの研究を推進します。

また、広告景観形成地区制度の普及啓発・規制誘導と新たな区域への適用を検討します。

### 《主な取り組みと実施予定》

取り組み \ 年度	17	18	19	20	21
1) 関東の富士見 100 景推進事業の活用					
2) 景観法の活用検討					
3) 酒匂川左岸縦貫道路沿道地区を対象とした広告景観形成地区制度の普及啓発と規制誘導					
4) 他地区における広告景観形成地区指定の検討					

### 《主な事業の目標値》

事業名	酒匂川左岸縦貫道路沿道地区を対象とした広告景観形成地区制度の普及啓発と規制誘導	単位	平成 17 年度実績	平成 20 年度目標
項目	広報実施回数	回	0	2

### 現状と課題

酒匂川左岸縦貫道路沿道地区は、田園景観の広がりや酒匂川土手の松並木、富士箱根連山など自然景観に恵まれた地域であり、町の財産です。このような自然条件が広く認知され、「大井町からの富士山」が平成 16 年度に国土交通省選定の「関東の富士見 100 景」のひとつに選定されました。

その沿道は、広告景観形成地区に指定され、屋外広告物に関する規制誘導が行われています。今後は、土地利用の変化によって建築物等の建設が進められることも予想されることから、景観法に基づく建築物等の形態、意匠などに関する規制を検討する必要があります。

また、都市計画道路金子開成和田河原線についても、その整備の進展にあわせ、景観への配慮が必要と思われることから、酒匂川左岸縦貫道路沿道と同様に対策を講じる必要があります。

#### 1) 関東の富士見 100 景推進事業の活用

「関東の富士見 100 景」に選定された自然環境を、様々なイベント、都市との交流活動などに活かしていきます。

#### 2) 景観法の活用検討

酒匂川左岸縦貫道路沿線の広告景観形成地区について、今後は景観法に基づき、屋外広告物だけでなく、建築物等に関してもその形態、意匠などについて、規制誘導を行うことによる景観保全の研究を行います。

また、今後整備が予定されている金子開成和田河原線についても、景観保全において大きな影響を与えると考えられますので、同様の研究を行います。

#### 3) 酒匂川左岸縦貫道路沿道地区を対象とした広告景観形成地区制度の普及啓発と規制誘導

酒匂川左岸縦貫道路沿道以西の広告景観形成地区について、町では屋外広告物の掲出位置・形態・色の規制などについて、相談などの業務を行っています。

#### 4) 他地区における広告景観形成地区指定の検討

広告景観形成地区制度は、個性的な特色ある町並みづくりをすすめるうえで、それぞれの町並みに合った屋外広告物の誘導や規制が可能となる制度です。都市計画道路金子開成和田河原線沿線についても、その整備にあわせ、同様の地区指定を受けるための検討と調整を行います。

##### 町民と町とのパートナーシップ

景観法に基づく景観保全のための制度は、土地利用等に大きな影響を及ぼしますので、制度を作り上げる段階から地域の意見をいただいて、町民と行政とが納得できるものにしていきます。

また、町民や事業者の理解と協力を得るため、情報提供や意見集約を行うとともに、県と協力して規制誘導などの対応に取り組んでいきます。

## 1 - 1 - 町民参加によるまちづくり

自然環境と住環境が調和したまちづくり、人にやさしくゆとりのある空間づくり、水と緑にふれあえるうるおいのあるまちづくりの実現に向けて、町民・企業・行政が一体となったまちづくり施策を研究します。

### 《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	17	18	19	20	21
1) 町民参加による地域別のまちづくり施策の研究					

### 現状と課題

まちづくりの主体は行政だけでなく、町民や企業などとともに参加し一体となって行っていくべきものです。

しかし、この三者による、まちづくりを検討するシステムは存在しないため、組織化と地区にあったまちづくり施策の検討を行う必要があります。

### 1) 町民参加による地域別のまちづくり施策の研究

自然環境と住環境の調和、建築物の形態や意匠、「人にやさしくゆとりのある空間づくり」や「水と緑にふれあえる潤いのあるまちづくり」の実現に向けて、地域別に町民・企業・行政が一体となったまちづくり施策を研究する組織設立の検討を行います。

### 町民と町とのパートナーシップ

まちづくりの検討への積極的な参加をお願いします。

# 1 2 道路・水路

周辺地域との交流・連携を促進する幹線道路網の早期整備を図るとともに、バリアフリーに配慮しつつ誰もが安心して利用できる身近な町道の整備とネットワーク化を推進します。

## 【これから取り組む主な施策】

- 1 - 2 - 幹線道路の整備
- 1 - 2 - 町道の整備
- 1 - 2 - 水路の整備

### 1 - 2 - 幹線道路の整備

本町の新たな東西連絡道路となる都市計画道路金子開成和田河原線及び県道秦野大井線（篠窪バイパス）の早期完成の要望活動などにより、幹線道路網の整備を推進します。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	17	18	19	20	21
1) 東西連絡道路（都市計画道路金子開成和田河原線）の酒匂川2号橋の早期完成と全線整備の要望					
2) 県道秦野大井線（篠窪バイパス）の早期完成の要望					

#### 現状と課題

都市計画道路金子開成和田河原線については、かねてから南足柄市、開成町とともに設立した「都市計画道路和田河原開成大井線建設促進協議会」をとおり、その整備を県に対し要望してきました。平成16年度には「酒匂川2号橋」の整備について県の「神奈川力構想・プロジェクト51」に位置付けられ事業化がされたところですが、未だ全線にわたる事業化には至っていないため、今後も要望活動を継続して行う必要があります。

県道秦野大井線の篠窪バイパスの整備は、平成16年度から事業が実施されていますが、その早期の完成が望まれます。

#### 1) 東西連絡道路（都市計画道路金子開成和田河原線）の酒匂川2号橋の早期完成と全線整備の要望

東西連絡道路（都市計画道路金子開成和田河原線）は、既に一部区間である「酒匂川2号橋」について県事業として着手されておりますが、今後も南足柄市、開成町とともに設立した「都市計画道路和田河原開成大井線建設促進協議会」をとおり、県に対する2号橋の早期整備と全線整備の要望を継続して行っていきます。

#### 2) 県道秦野大井線（篠窪バイパス）の早期完成の要望

現在の県道秦野大井線は、部分的に幅員が狭いところがありますが、国道246号の渋滞を避けるために、多くの車両が通過し危険な状況となっています。このような状況の中、大井町内における篠窪バイパスの整備事業は行われてはいますが、その早期完成が望まれるため、県に対し継続してこれを要望していきます。

### 町民と町とのパートナーシップ

この事業は、皆様の生活や土地利用等に与える影響は大きいと思われ、事業の推進には町民の皆様のご理解とご協力が重要ですので、関係者への情報提供や事業を推進するための様々な調整等に取り組んでいきます。

## 1 - 2 - 町道の整備

「大井町道路網整備計画」の見直しを図るとともに、道路・交差点の改良や歩道設置、歩道・車道の分離などにより交通安全対策を計画的に推進し、誰もが安全に安心して通行できる町道の整備を図ります。

### 《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	17	18	19	20	21
1) 「大井町道路網整備計画」の見直し					
2) 道路改良事業や交通安全対策の計画的な推進（狭あいな道路の拡幅、交差点改良、歩道設置、歩道・車道の分離、バリアフリーなど）					
3) JR御殿場線との踏み切り交差点部やトンネルの改善に向けた関係機関との調整の推進					

### 《主な事業の目標値》

事業名	道路改良事業や交通安全対策の計画的な推進	単位	平成 17 年度 実績	平成 20 年度 目標
項目	町道改良延長 (H18～20年度実施予定のもの)	m	0	1,560

### 現状と課題

現在の大井町道路網整備計画は、策定から長期経過していることから、総合計画や「おい都市マスタープラン」との整合も図り、見直す必要があります。

また、生活道路である町道は、歩道の設置、バリアフリー化とともに整備を進め、誰もが安心して利用できる町道にする必要があります。なお、JR御殿場線と交差する町道は、踏切やトンネルによる交差のため、東西交通を分断していますが、改善には多額の経費と時間を要するなど、多くの課題が残されています。

#### 1) 「大井町道路網整備計画」の見直し

将来における都市基盤整備の基礎となる大井町道路網整備計画について、町総合計画、見直し後の「おい都市マスタープラン」、土地利用の現況等を考慮し見直しを行います。

#### 2) 道路改良事業や交通安全対策の計画的な推進（狭あいな道路の拡幅、交差点改良、歩道設置、歩道・車道の分離、バリアフリーなど）

通学路などを中心に、計画的な歩道整備を行います。また道路整備、改良等においては段差解消を心がけ、点字ブロック、視線誘導施設等の設置、路面舗装等により、誰もが安心して利用できる道路を目指します。

#### 3) JR御殿場線との踏み切り交差点部やトンネルの改善に向けた関係機関との調整の推進

JR御殿場線と交差する町道の改善を図るため、JR等関係機関との調整を図り事業の具体化を目指します。なお、該当する箇所は同時に水路がボトルネック状態になっている所が多く、水路改良を含めた形でその改善を検討します。

### 町民と町とのパートナーシップ

大井町道路網整備計画は、町民生活に密着した生活道路の整備計画であり、町民の皆様の意見を取り入れながら策定していきます。

道路整備や改良などには多額の経費が必要で、優先度が高い事業から行わざるを得ません。自治会や住民の皆様のご理解をお願いします。

## 1 - 2 - 水路の整備

近年の台風等に伴う豪雨や都市化に伴い増加する雨水に対応するための水路を整備するとともに、ボトルネック状になっているＪＲ御殿場線と交差する水路の改善を図るため、ＪＲと引き続き調整を進めます。

### 《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	17	18	19	20	21
1) 水路の整備					
2) ＪＲ御殿場線と交差する水路の改善に向けた関係機関との調整の推進					

### 《主な事業の目標値》

事業名	水路の整備	単位	平成 17 年度 実績	平成 20 年度 目標
項目	水路改良延長 (H18～20年度実施予定のもの)	m	0	530

### 現状と課題

町内の都市化や、近年増加傾向にある豪雨などにより、瞬間的に水路に流れ込む雨水の量が増加しています。このような状況に対応し、溢水や災害などを防止しなければなりません。しかし、現在のように土地利用が進んだ中においては、新たな水路の整備を行うことは困難となってきており、農業用水路と雨水排水先の機能を併せ持つ水路を整備する必要が高まってきています。

また、ＪＲ御殿場線と交差する水路は、溢水により道路の通行不能を引き起こすなど、平坦部の東西交通の流れを分断しています。この部分の改善を併せて行っていく必要があります。

#### 1) 水路の整備

降雨時に溢水が頻繁に見られる箇所を調査し、計画的に水路の整備を実施します。また、開発等による土地利用の変化に対応するため、開発や土地利用変更などが伴う事業に関しては、雨水処理が支障なく円滑に処理されるよう適切な指導を行います。

#### 2) ＪＲ御殿場線と交差する水路の改善に向けた関係機関との調整の推進

ＪＲ御殿場線と交差する水路の改善を図るため、ＪＲ等関係機関との調整を図り事業の具体化を目指します。なお、該当する箇所は同時に道路幅員が狭小な箇所でもあり、道路改良を含めた形でその改善を検討します。

#### 町民と町とのパートナーシップ

整備には土地の提供や利用の協力等、地権者や近隣住民の理解が欠かせませんので、皆様のご理解をよろしくお願いします。また、雨水排水先と農業用水路という機能を有する水路については、農業者・住民というそれぞれの立場から互いの立場を理解しあい、適切な利用をしていただくようお願いします。

# 1 3 上水道

安全で安定した水道水を供給するため、水源の保全や施設の適切な維持管理・更新を図るとともに、経営の効率化・健全化を推進していきます。

## 【これから取り組む主な施策】

- 1 - 3 - 水源の保全
- 1 - 3 - 施設の整備及び管理
- 1 - 3 - 経営の効率化・健全化
- 1 - 3 - 節水意識の高揚

## 1 - 3 - 水源の保全

人口増加や産業の拡大による給水量の増加に対応した水源の確保を図るとともに、水道水源の保全に努めます。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	17	18	19	20	21
1) 地下水の水質調査や水位の観測					
2) 水源井戸・送水ポンプ整備の推進					
3) 公共下水道事業及び合併浄化槽整備事業の推進		.....	.....	.....	.....

《主な事業の目標値》

事業名	地下水の水質調査や水位の観測	単位	平成17年度実績	平成20年度目標
項目	水質適合井戸数	個所	7	7

(水質適合井戸数：水道の水源として水質が適合している井戸)

### 現状と課題

水質検査と水位の観測をしていますが、水源周辺の土地利用に変化がある場合や自然環境の変化による地下水の状況を監視する必要があります。給水量は、ほぼ横ばいで推移しており、現状施設能力でまかなえる状況ですが、老朽化を勘案し計画的に更新整備をする必要があります。

#### 1) 地下水の水質調査や水位の観測

安全な水道水の原水を必要量確保するよう各種調査を実施します。

#### 2) 水源井戸・送水ポンプ整備の推進

老朽化した水源井戸ポンプや浄水場の送水ポンプの更新を行います。

#### 3) 公共下水道事業及び合併処理浄化槽整備事業の推進

公共下水道と合併処理浄化槽を奨励し、水源地域の水質保全に努めます。

### 町民と町とのパートナーシップ

水源周辺地域の水田所有者の方は、引き続き水田として適正に管理をしていただくようお願いいたします。また、井戸を所有されている方は、適正な取水量を維持していただくようお願いいたします。

また、水道料金の負担については、引き続きご理解をお願いいたします。

## 1 - 3 - 施設の整備及び管理

老朽化した配水管の更新を図るとともに、技術の高度化や施設の耐用年数等に配慮した浄水場施設の更新・改良を推進します。

また、適正な維持管理のための管理システムの拡充を推進します。

### 《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	17	18	19	20	21
1) 配水管布設替え事業の推進					
2) 施設の改良・更新事業の推進					
3) 施設の維持管理システムの拡充					

### 《主な事業の目標値》

事業名	施設の改良・更新事業の推進	単位	平成17年度実績	平成20年度目標
項目	経年化設備率	%	38.7	16.1

(経年化設備率：償却年数を超えて使用している設備の比率で、数値が高いほど消耗度が高い。)

### 現状と課題

各施設の定期的な点検・整備を実施していますが、根岸山配水池の老朽化や配水管内部の腐食などが生じていますので、耐用年数などを考慮して計画的に更新する必要があります。

また、第2浄水場の中央監視装置により、各施設の状況をテレメーター回線で監視し、自動運転を行っていますが、故障など異常事態時に警報装置が働かないなど、システムの老朽化が進み更新が必要になっています。

また、危機管理対策等でも異常警報設備、監視設備の拡充が必要です。

#### 1) 配水管布設替え事業の推進

上水を安定して供給するために老朽管の計画的な布設替えを行います。

#### 2) 施設の改良・更新事業の推進

機械設備等の耐用年数により計画的に点検・整備を行い、老朽化した施設の改良・更新を行います。

#### 3) 施設の維持管理システムの拡充

上水道施設管理システムの更新を行うとともに、警報設備などを拡充します。

### 町民と町とのパートナーシップ

町内全域に水道管など水道施設がありますが、漏水など施設異常にお気づきのときは早急にお知らせください。

また、設備を良好に維持するため、水道料金の負担にご理解・ご協力をお願いします。

## 1 - 3 - 経営の効率化・健全化

業務委託やコスト縮減など水道経営の総点検を行い、経営の効率化・健全化を図るとともに、水道料金の適正化に努めます。

### 《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	17	18	19	20	21
1) 経営の総点検の実施					
2) 漏水調査の実施による無収水量の低減					

### 《主な事業の目標値》

事業名	漏水調査の実施による無収水量の低減	単位	平成17年度実績	平成20年度目標
項目	有収率	%	83.0	86.0

(有収率：配水をした水のうち有効に使われた水の量の比率で、高いほど効率がよい。)

### 現状と課題

安全で安定した水道水の供給と経営の効率化が必要とされています。

委託業務の拡大や、増加傾向にある無収水の原因を究明など、徹底した努力が求められています。

#### 1) 経営の総点検の実施

水道事業の現状から課題を整理して委託など民間活力を利用し、保守管理体制の確立とトータルコストの縮減に努めます。

#### 2) 漏水調査の実施による無収水量の低減

漏水・不明水の調査を行い無収水量の低減に努めます。

### 町民と町とのパートナーシップ

上水道は町民のみなさまに対する基本的な住民サービスです。

検針へのご協力や料金の期日内納付など、上水道事業に対する理解をお願いします。

また、漏水など施設の異常を発見した場合は、早急に連絡をお願いします。

## 1 - 3 - 節水意識の高揚

限りある水資源の維持と有効利用を図るため、町民の節水意識の高揚・啓発を推進します。

### 《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	17	18	19	20	21
1) 水道利用状況の情報の周知					
2) 節水意識の高揚・啓発					

### 《主な事業の目標値》

事業名	節水意識の高揚・啓発	単位	平成17年度実績	平成20年度目標
項目	情報提供度	%	84.0	85.0

(情報提供度：広報紙を配布した戸数/給水戸数。給水戸数のうち広報紙を配布した戸数の割合で、高いほど広報が行き届いている。)

### 現状と課題

これまで、「広報おい」により水道事業の予算、決算業務状況を掲載し、水道事業の状況をお知らせしているほか、町のホームページでも水質管理計画、毎月の水質検査結果を掲載しています。

また、毎年水道週間にポスターなどで節水等の啓発を行っています。

今後は、さらに多くの情報を周知できるように、水道事業に係る情報提供に努めます。

#### 1) 水道利用状況の情報の周知

広報、ホームページにより、水道事業の情報周知を行います。

貯水槽水道を所有者している利用者に対しての情報提供を行います。

#### 2) 節水意識の高揚・啓発

毎年の水道週間に、節水意識などを広く普及するための記事を広報誌に掲載するなど、節水などの普及啓発を行います。

### 町民と町とのパートナーシップ

水道に対する関心を高めていただき、水を大切にしようお願いします。

## 1 - 4 下水道

生活環境の向上と酒匂川など公共用水域の水質保全を図るために、公共下水道事業を推進します。

### 【これから取り組む主な施策】

- 1 - 4 - 汚水処理対策
- 1 - 4 - 計画的管理

### 1 - 4 - 汚水処理対策

公共下水道の整備を計画的に推進するとともに、供用を開始した区域の水洗化率の向上を図ります。

#### 《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	17	18	19	20	21
1) 公共下水道事業の推進					
2) PR活動や戸別訪問による供用開始区域内 100%水洗化の推進					

#### 《主な事業の目標値》

事業名	公共下水道事業の推進	単位	平成 17 年度 実績	平成 20 年度 目標
項目	行政区域内人口普及率	%	83.0	84.0

(行政区域内人口普及率：町の人口のうち公共下水道を使える人の割合で、高いほど下水道整備が進んでいる。)

#### 現状と課題

継続的に整備を進めてきたことにより、市街化区域の下水道整備は概ね終了しました。今後は、下水道計画区域内にまだ下水道未整備区域があるため、引続き整備を推進していく必要があります。

また、供用開始区域のうち、平成 16 年度末で下水道に接続している世帯は 93.4% に達しているものの、まだ未接続の世帯があるので、PR 活動や戸別訪問を行い、早期接続をお願いする必要があります。

#### 1) 公共下水道事業の推進

生活環境の向上及び公共用水域の水質保全を目的に、公共下水道事業を進め整備を推進します。

なお、平成 18 年度には公共下水道事業計画を見直します。

#### 2) PR 活動や戸別訪問による供用開始区域内 100%水洗化の推進

供用開始区域内の未接続世帯に対し、下水道へ接続していただくよう PR 活動や戸別訪問を行い水洗化の推進を行います。

#### 町民と町とのパートナーシップ

下水道整備対象地区内の町民の皆様には、下水道事業への理解をいただくとともに、受益負担についてのご理解をお願いします。

## 1 - 4 - 計画的管理

下水道施設の定期点検や清掃の実施により、ライフサイクルコストの縮減を図るとともに、酒匂川流域下水道維持管理計画及び維持管理負担金の見直し協議を進め、増大する施設の維持管理と適切な運営を推進します。

### 《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	17	18	19	20	21
1) 施設の定期的な点検や清掃の実施					
2) 酒匂川流域下水道維持管理計画及び維持管理負担金見直し協議の実施			.....		

### 《主な事業の目標値》

事業名	施設の定期的な点検や清掃の実施	単位	平成17年度実績	平成20年度目標
項目	管渠清掃率	%	28.0	61.0

(管渠清掃率：下水道管の維持管理状況を示すもので、高いほど管の堆積砂や汚れが少ない。)

### 現状と課題

施設の規模が増大するとともに、下水道施設の耐用年数の経過により、点検・清掃を行う施設が増大することが懸念されます。

また、負担金の見直しが平成20年度に予定されており、県及び流域関連市町で検討することとなっています。下水道維持管理計画や維持管理負担金を見直すことにより、健全な下水道運営を行う必要があります。

#### 1) 施設の定期的な点検や清掃の実施

下水道施設を良好な状態に保ち、町民の良好な住環境を保持するため、公共下水道施設の点検を行い、支障箇所の補修を行うとともに、清掃を行います。

#### 2) 酒匂川流域下水道維持管理計画及び維持管理負担金見直し協議の実施

汚水処理費用は流域関連市町で負担していますが、この負担金は3年に一度見直しを行っています。平成20年度には維持管理負担金見直しを行う予定です。

### 町民と町とのパートナーシップ

下水道事業へのご理解や受益者負担についてのご理解をお願いします。

## 1 - 5 鉄道・バス

関係機関と調整しながら鉄道輸送力の増強やバス路線の維持・増強を図るとともに、駅施設のバリアフリー化、駐輪場の適正管理など、誰もが便利に安心して利用できる公共交通整備を推進します。

### 【これから取り組む主な施策】

- 1 - 5 - 輸送力の増強
- 1 - 5 - 利用しやすい環境づくり

### 1 - 5 - 輸送力の増強

鉄道においては神奈川県鉄道輸送力増強促進会議などによる要望活動を継続して行うとともに、バスにおいては事業者との連携を強化するなど、町民の意向を踏まえた公共交通のあり方について検討し、関係機関へ働きかけていきます。

#### 《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	17	18	19	20	21
1) 神奈川県鉄道輸送力増強促進会議による要望活動					
2) 御殿場線輸送力増強促進連盟による要望活動					
3) 御殿場線沿線地域活性化に向けた広域での活動					
4) バス事業者・近隣市町との連携の強化					

#### 現状と課題

少子化、高齢化、モータリゼーションの進行によるマイカーへの転移など、交通環境の変化に伴い、近年の鉄道業界を取り巻く環境は依然として厳しい状態が続いています。当町の御殿場線も厳しい状況ですが、沿線の自治体など関係機関と協力して、より利便性の高い鉄道輸送を実現すべく働きかけていく必要があります。

また、町内のバス路線については富士急湘南バスが運行していますが、これについても安全で安定した輸送サービスの提供が望まれており、生活交通としての路線バスを維持すべく関係市町との協力のもと、各方面へ働きかけていく必要があります。

#### 1) 神奈川県鉄道輸送力増強促進会議による要望活動

『神奈川県鉄道輸送力増強促進会議』は、鉄道の新設・増設等の促進運動の展開、鉄道輸送力の増強に関する情報収集及び調査連絡などを行う組織として、神奈川県・県下各市町村などにより結成された団体で、JRなどの鉄道事業者への要望活動を行っています。町では、この組織を通じて要望活動を行っています。

#### 2) 御殿場線輸送力増強促進連盟による要望活動

御殿場線沿線地域の13市町により結成された『御殿場線輸送力増強促進連盟』により、御殿場線の輸送力増強・利便性の向上を図るべく関係団体への要望活動を行っています。このほか、活性化のため、パネル展を実施するなど沿線地域の振興・発展を推進しています。

### 3) 御殿場線沿線地域活性化に向けた広域での活動

『御殿場線沿線地域活性化推進連絡会』は、御殿場線を交流の軸とした魅力ある地域を形成するため、沿線地域の活性化に向けた取り組みを行っている民間団体などを支援・サポートするための組織として、平成17年より広域的に活性化に向けた取り組みを行っています。

### 4) バス事業者・近隣市町との連携の強化

神奈川県及び県下各市町等によって組織され、公共交通について情報交換・調査・検討を行う『神奈川県地域交通研究会』や各種ワークショップなどにより、公共交通のあり方や今後の推進・継続に向けた調査・検討を進めています。

#### 町民と町とのパートナーシップ

鉄道及びバスについては、皆様の利用があつてこそ、更なるサービス・運営が可能となります。町民の皆様には是非今後とも鉄道・バスのご利用をお願いいたします。

また、『御殿場線ネット(御殿場線輸送力増強促進連盟にて運営しているHP)』では、鉄道に関する情報を掲載しておりますので、情報交換の場として広くご活用をお願いいたします。

## 1 - 5 - 利用しやすい環境づくり

J R 上大井駅、相模金子駅周辺における通路、駅施設のバリアフリー化など、高齢者や障害者に配慮した、誰もが安心・便利に利用できる環境整備を、引き続き J R に働きかけるとともに、駐輪場の適正な管理を推進します。

### 《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	17	18	19	20	21
1) J R 相模金子駅構内通路整備を要望					
2) J R 御殿場線駅駐輪場の適正管理					

### 《主な事業の目標値》

事業名	J R 御殿場線駅駐輪場の適正管理	単位	平成 17 年度実績	平成 20 年度目標
項目	放置自転車等の撤去台数	台	48	30

### 現状と課題

J R 御殿場線相模金子駅の構内道路は未整備であり、降雨や利用客の通行により一部土砂の流出などが見られます。安全で利用しやすい整備を行い、公共交通の利便性の向上と活性化を図る必要があります。

また、相模金子駅、上大井駅に設置している駐輪場の放置自転車は後を絶たず、町で撤去している放置自転車の台数は近年増加しており、駅利用者の通行の妨げや駐輪場利用者の障害物となり、利便性等を低下させています。

#### 1) J R 相模金子駅構内通路整備を要望

J R 御殿場線相模金子駅の構内通路は未整備となっており、J R に働きかけその整備を図るとともに、誰もが利用しやすい駅を目指します。

#### 2) J R 御殿場線駅駐輪場の適正管理

相模金子駅、上大井駅の駐輪場に放置された自転車を、定期的に撤去し、駅の利便性の向上を図ります。

また、放置自転車が後を絶えないことから、広報活動等によりその発生を減少させます。

### 町民と町とのパートナーシップ

公共交通の積極的な利用は、その活性化につながります。また駅の整備が行われるときには、ご理解とご協力をお願いします。

駐輪場の利用にあたっては、整理整頓を心がけるとともに、自転車を放置するなど他の利用者の迷惑となる行為は絶対にしないようお願いいたします。また、盗難防止のため、施錠などの徹底により自己防衛をお願いします。

## 1 - 6 公園・緑地

良好な自然環境と調和した美しいまちと里の景観づくりに配慮しながら、公園・緑地の整備充実や緑化活動を推進するとともに、町民参加による公園づくりや管理システムづくりなど、緑豊かなうらおいあるまちづくりを進めます。

### 【これから取り組む主な施策】

- 1 - 6 - 緑地の保全管理
- 1 - 6 - 公園の整備
- 1 - 6 - 「おおいゆめの里」づくりの推進

### 1 - 6 - 緑地の保全管理

丘陵地西側の斜面緑地について、継続的な管理を要請し、町民の憩いの場としての良好な緑環境の維持を図ります。

また、菜の花畑づくりや花のまちづくりなど、様々な場面における緑化活動の推進や緑化協力体制の強化を図ります。

#### 《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	17	18	19	20	21
1) 丘陵地西側斜面緑地の地権者による継続的な管理の要請					
2) 菜の花の種蒔きの実施					
3) 花のまちづくり事業の推進					
4) 里山に関する調査・研究会への支援					

#### 《主な事業の目標値》

事業名	丘陵地西側斜面緑地の地権者による継続的な管理の要請	単位	平成17年度実績	平成20年度目標
項目	緑地の保全面積	ha	55.5	55.5

#### 現状と課題

丘陵地西側の斜面地は、その大部分を所有する企業等の協力により、極めて良好に保全されていますが、今後については継続的に緑地保全を要請する必要があると思われます。

また、酒匂川左岸縦貫道路西側の水田では、農業委員会や町内学校等の協力を得て、菜の花の種蒔きを行い、「菜の花まつり」の開催を通じ観光集客を図るとともに、自治会活動及び各種団体の協力のもと、花のまちづくり事業を推進していますが、各種団体の活動費のコストダウンを図る必要があります。

さらに、里山の荒廃しつつある山林を保全し、本来の里山に復元する必要がありますが、復元にあたっては町民のみなさんやボランティアの協力を得て行う必要があります。

#### 1) 丘陵地西側斜面緑地の地権者による継続的な管理の要請

丘陵地西側の斜面は、所有者のご努力により極めて良好に緑地の保全が図られています。今後もこの緑地の保全に努めていただけるよう、要請していきます。

#### 2) 菜の花の種蒔きの実施

酒匂川沿い散策路・せせらぎづくり事業の一環として、水田を中心としたのどかな風景の中に菜の花畑づくりを推進します。また、「菜の花まつり」の開催等、観光集客としての活用を図ります。

### 3) 花のまちづくり事業の推進

年間を通じ花の咲き誇る町を目指し、事業の展開を図ります。

荒廃農地等を活用し、種苗の育成を図り、各種団体へ種苗を安価にて提供できるシステムづくりを展開します。

### 4) 里山に関する調査・研究会への支援（里山環境整備事業）

相和地域の活性化の中心的施設として位置付けられている「おおいゆめの里」整備事業に関連して、計画地内での自然環境や地域農産物等を活用した施策や里山保全活動に対する情報や活動の場の提供を行い、町民主体の地域づくりを推進します。

#### 町民と町とのパートナーシップ

丘陵地西側の斜面緑地は、一企業の協力により、まちの憩いの場として開放されているものです。その場を利用させて頂く為にも散策やウォーキング等の際にはごみなどを出さないようご協力をお願いします。

また、菜の花の種まきや、花のまちづくりに積極的に参加いただくことにより、緑化及び景観の保全への関心を高めていただくようお願いいたします。

さらに、身近な存在の里山の重要性を理解していただき、森林保全ボランティアとして、ご協力をいただくようお願いいたします。

## 1 - 6 - 公園の整備

地域特性である農業景観や原風景を活かしながら、「おおいゆめの里」や「酒匂川沿い散策路・せせらぎづくり」と合わせて、町民が身近に利用できる公園づくりを推進します。

また、町民ニーズを踏まえた町民参加による公園整備や町民参加型公園管理システムの構築を推進します。

### 《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	17	18	19	20	21
1) 公園をテーマとしたシンポジウムなどの開催					
2) 公園整備計画策定事業					
3) 「酒匂川沿い散策路・せせらぎづくり」の整備					
4) ひょうたん池周辺の環境整備					
5) 町民参加型公園管理システムの構築					
6) 町民による自主的な研究・学習活動への支援					

### 《主な事業の目標値》

事業名	「酒匂川沿い散策路・せせらぎづくり」の整備	単位	平成 17 年度実績	平成 20 年度目標
項目	水路整備状況	%	20	70

### 現状と課題

公園整備に関する住民からの要望は非常に多いですが、新たな公園の整備が進んでいないのが現状です。今後は、町民のニーズを十分に把握した上で、公園整備に対する町のビジョンを示し、町民の協力と理解を求める必要があります。

また、「酒匂川沿い散策路・せせらぎ」の整備に当たっては、優良な農地とのバランスに配慮し、農業を阻害しないよう十分配慮して整備を行う必要があります。

上大井駅前公園については、管理について自治会との間で協定を締結しましたが、既存公園においては、それぞれの特徴を活かすため、地域（自治会など）との協働により作業を進める必要があります。

#### 1) 公園をテーマとしたシンポジウムなどの開催

広く町民の参加をもとめ、公園をテーマとしたシンポジウムなど開催し、真に町民が求める公園の整備につなげていきます。

#### 2) 公園整備計画策定事業

都市計画マスタープランを基に、シンポジウムなどの結果を踏まえ、既存公園の改良及び新たな公園の整備について調査研究を進め、利用する町民の意向にあった公園の整備計画を策定します。また、必要により公園の整備について緑の基本計画の見直しを行います。

#### 3) 「酒匂川沿い散策路・せせらぎづくり」の整備

優れた田園景観を活かし、ウォーキングを楽しむ散策道や貴重な水生生物の保護・育成を図るための水路などの整備を行うとともに、来訪者や農業従事者のための駐車場、トイレの整備を行います。また、当事業は県の実施する「酒匂川環境整備事業」と連携しています。

#### 4) ひょうたん池周辺の環境整備

周辺の優良農地を生かした「菜の花」の栽培を継続するとともに、水稻栽培時期の遊休農地に景観作物を栽培し、夏季の水田風景に彩を添えます。さらに、菖蒲園にも誘客を図るべく、引き続き整備を行います。

#### 5) 町民参加型公園管理システムの構築

地域住民の協力を得ながら、身近な公園の維持管理を図ることで、地域の方々が愛着を持って公園を利用できるように、公園管理システムを構築します。

#### 6) 町民による自主的な研究・学習活動への支援

町民の間に自主的に公園についての研究・学習を行う機運を高めることによって、真に町民が求める公園の整備につなげます。

#### 町民と町とのパートナーシップ

公園整備計画は、既存公園の改良計画及び整備計画を町民とともに策定するものです。策定にあたってはシンポジウムの開催や、町民による公園に関する学習・研究により、皆様のご意見を取り入れたいと考えていますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

また、「散策路・せせらぎづくり」事業は、環境に配慮した工法等を用い水路整備を行うことから、草の生育や堰さらいなどが必要です。また、景観作物の播種や育成、環境維持のための草刈や清掃など、町民の皆様のご協力が必要ですので、皆様のご理解をお願いいたします。

## 1 - 6 - 「おおいゆめの里」づくりの推進

「いこいの里・相和」整備事業の拠点となる「おおいゆめの里」の整備を推進するとともに、ボランティアなどの協力を得ながら身近な里山環境の保全を図ります。

また、自然・農業・農産物を活用した様々な地域活動やイベントの実施、学校と地域の連携による学習活動、勉強会などをとおして、町民主体の地域づくりや活性化に向けた施策の研究を推進します。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	17	18	19	20	21
1) おおいゆめの里整備事業の推進 (センター棟を含む各種建築物、花木園、展望広場、遊具の森等の整備)					
2) 里山環境整備事業 おおいゆめの里の整備に向けた研究会等の支援 ボランティアを中心とした里山の保全・管理(下草刈りの実施など) 地域との連携の促進 (ふれあい農園における農業支援、農産物等の販売、集落の匠による勉強会の開催など) 教育機関との連携の促進(里山体験教室・炭焼き教室等の開催など)					

《主な事業の目標値》

事業名	事業	単位	平成17年度実績	平成20年度目標
項目	里山環境整備事業	回	3	4

### 現状と課題

基本計画、基本設計に基づき花木園や森林レクリエーション施設を整備し、多くの方に里山自然環境や花木に親しんでいただき、交流を通して町全体が活性化するための整備を行う必要があります。

また、私たちの生活の身近な存在である里山については、おおいゆめの里の整備に併せ計画地の荒廃しつつある山林を保全し、里山に復元する作業を町民の皆さんやボランティアの協力を得て行う必要があります。

#### 1) おおいゆめの里整備事業の推進(センター棟を含む各種建築物、花木園、展望広場、遊具の森等の整備)

相和地域の活性化の中心的施設として位置付け、現況の自然環境を活かしながら、荒廃しつつある山林を管理・保全し、里山風景を復元し、町民の憩いの場や都市住民と地域住民との交流の場、地域農業の振興を図る施設としての整備を推進します。

#### 2) 里山環境整備事業

おおいゆめの里の整備に向けた研究会等の支援

ボランティアを中心とした里山の保全・管理(下草刈りの実施など)

地域との連携の促進(ふれあい農園における農業支援、農産物等の販売、集落の匠による勉強会の開催など)

教育機関との連携の促進(里山体験教室・炭焼き教室等の開催など)

相和地域の活性化の中心的施設として位置付けられている「おおいゆめの里」整備事業に関連して、計画地内での自然環境や地域農産物等を活用した施策や里山保全活動に対する情報や活動の場の提供を行い、町民主体の地域づくりを推進します。

#### 町民と町とのパートナーシップ

計画区域は、今後ボランティアの協力を得ながら手入れを行っていきますが、直接の施設の整備だけではなく、利用者の利便性などに配慮した快適な環境の維持も重要になりますので、施設や森林を適正に管理するための体制づくりとその実施が必要不可欠です。

このように、おおいゆめの里は町民の理解や協力のもと推進していく事業ですので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

## 第2項 生活環境

### 2 - 1 資源循環型社会への対応

資源循環型の社会を実現するため、ごみ問題に対する町民や企業の意識を高めながら、ごみの分別収集や各種リサイクル制度の周知徹底を図るとともに、環境に配慮したごみの適正処理を推進します。

#### 【これから取り組む主な施策】

- 2 - 1 - ごみの減量化に対する意識啓発
- 2 - 1 - ごみの再資源化
- 2 - 1 - 環境に配慮したごみの適正処理

#### 2 - 1 - ごみの減量化に対する意識啓発

町民や事業者へのごみ問題に対する意識の啓発を図り、ごみの発生抑制を推進します。

##### 《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	17	18	19	20	21
1) 資源回収奨励金交付事業の実施					
2) 環境にやさしい買い物キャンペーン事業の充実					

##### 《主な事業の目標値》

事業名	資源回収奨励金交付事業の実施	単位	平成17年度実績	平成20年度目標
項目	資源回収実施団体数	団体	19	19

#### 現状と課題

奨励金交付事業は、各種団体が行う資源回収活動に収集量に応じた奨励金を交付するものですが、毎年度その実績は減少しており、広報活動に努める必要があります。

また、日常の買い物を通じて環境配慮型のライフスタイルへの転換を消費者である町民に呼びかけるため、売り手となる事業者を巻き込んだ活動として平成12年度より毎年環境にやさしい買い物キャンペーン事業を実施しています。

本活動が町民の意識改革はもとより、売り手・作り手である店舗・企業の意識改革に繋がるよう、行政が中に入り啓発事業に取り組んでいるところです。

#### 1) 資源回収奨励金交付事業の実施

ごみ処理の経費の節減と資源の有効利用に対する意識を高めるために地域住民で組織する各種団体が実施している資源回収に対する活動に対して奨励金を交付します。

#### 2) 環境にやさしい買い物キャンペーン事業の充実

環境にやさしい商品の購入やマイバックの持参など、買い物を通じて環境に配慮したライフスタイルへの転換を消費者に呼びかけるべく、県及び県内市町村と共同で毎年10月の1ヶ月間、「環境にやさしい買い物キャンペーン」と題し、町内各種事業所に事業協力を求め、環境配慮商品の積極的な販売・店頭表示、簡易包装の推進、マイバック持参の推進等の事業を展開していきます。

#### 町民と町とのパートナーシップ

廃棄物のリサイクルを目的としての資源回収の活動については、町民の環境教育及び環境活動の場として意義ある活動ですので、一人でも多くの方にご参加いただくとともに、多くの団体がこの取り組みを進めていただけるようお願いいたします。

本事業は事業者協力がなければ成り立たない活動であり、現在起こっている環境問題に関し、事業者として自主配慮すべき内容について十分に理解していただき、事業者の協力を得て、取り組んでいきたいと考えています。

## 2 - 1 - ごみの再資源化

ごみの分別収集の徹底による再資源化を推進します。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	17	18	19	20	21
1) 廃棄物分別収集事業の推進					
2) 各種リサイクル制度の周知					
3) 剪定枝チップ利用促進事業の推進					

《主な事業の目標値》

事業名	剪定枝チップ利用促進事業の推進	単位	平成17年度実績	平成20年度目標
項目	延べ利用件数	件	165	215

### 現状と課題

廃棄物のリサイクルに伴い、ごみの排出方法の複雑化や新たな費用負担など、町民の負担も増えています。そのような中で、町民の皆様を理解を得るためには、分別収集の裏にある現代のごみ問題について、十分な知識をもっていた上で、分別収集への理解と協力を要請していかねばならないと考えています。

また、剪定枝のチップ化については、継続した制度周知を行うとともに、公共施設を含めた利用促進を図り、より身近な資源循環を多くの方に体験していただきたいと考えています。

#### 1) 廃棄物分別収集事業の推進

平成16年1月より新たな分別収集品目として「その他プラスチック製容器包装」を導入し、現在細かな分別を含め21品目の分別で収集を実施しています。この分別収集をより精度の高いものとして定着させていけるよう、周知・啓発活動により一層力を入れ、ごみの減量化・資源の有効利用を図ります。

また、「ごみ処理広域化」の検討も念頭に入れた上で、更なる資源化の促進や収集頻度の適正化等に配慮し、現状の把握と研究に努めていきます。

#### 2) 各種リサイクル制度の周知

冷蔵庫・洗濯機・テレビ・エアコンやパソコンといった家電製品や自動車・オートバイなど、近年、各種リサイクル法令の制定に基づき、民間主導でリサイクルされるものが増えてきています。

これらの制度を町民に正しく理解してもらい、適正な処理が行われるよう努めます。あわせて、リサイクル制度の窓口となる小売店等にも正しい知識と認識を持って消費者対応してもらえよう、指導に努めていきます。

#### 3) 剪定枝チップ利用促進事業の推進

町の剪定枝無料回収及び破碎処理事業を通じて生成された剪定枝チップの利用促進を図り、ごみの減量化と資源の有効利用を促進します。

### 町民と町とのパートナーシップ

分別収集という事業を円滑に行っていくためには、ごみに関する理解を深めてもらうことが不可欠であると考えます。町としても、町民の皆様とのコミュニケーション一層力を入れますので、ご理解・ご協力をお願いします。

## 2 - 1 - 環境に配慮したごみの適正処理

環境に配慮したごみの適正処理を図るため、足柄東部清掃組合をはじめとする処理施設の整備・充実を図るとともに、ごみ処理の広域化を検討・推進します。

### 《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	17	18	19	20	21
1) 廃棄物処理施設の整備・充実					
2) ごみ処理の広域化に向けた関係機関との検討の推進	.....				

### 《主な事業の目標値》

事業名	廃棄物処理施設の整備・充実	単位	平成17年度実績	平成20年度目標
項目	施設の排ガス中のダイオキシン類排出濃度	ng-TEQ/N m <sup>3</sup>	0.065	5(基準値)以下

### 現状と課題

足柄東部清掃組合の処理施設は、これまで公害防止対策として大規模改修工事などの施設の改良・維持を実施しています。ごみについては足柄上地区1市5町で、ごみ処理広域化に向けた検討をしていますが、平成16年10月から休止状況にあります。ごみ処理広域化を今後どのように進めていくかが課題となっており、方向性が確定するまでの間、足柄東部清掃組合の施設の延命化を図っていく必要があります。

#### 1) 廃棄物処理施設の整備・充実

3町(中井町・大井町・松田町)で構成する足柄東部清掃組合の処理施設の適正な維持管理を進めるとともに、施設運営の効率化を図ります。

#### 2) ごみ処理の広域化に向けた関係機関との検討の推進

足柄上地区広域行政協議会の「ごみの広域処理専門部会」の調査報告を踏まえ設置された「あしがら上地区資源循環型処理施設整備準備室」などにおいて、県西ブロック中における足柄上地区のごみ処理広域化を進めていきます。

#### 町民と町とのパートナーシップ

町民の皆様のごみの分別排出への協力が、ごみの適正処理及び施設の延命化につながります。ご理解・ご協力をお願いします。

## 2 - 2 環境・衛生対策

町民や企業の協力を得ながら、環境汚染への適切な対応や未然防止、自然環境の維持・保全など、環境負荷の少ない、豊かでうるおいのある衛生的な生活環境づくりを推進します。

### 【これから取り組む主な施策】

- 2 - 2 - 環境の保全及び創造
- 2 - 2 - 地球温暖化、環境汚染の防止
- 2 - 2 - 自然環境の保全
- 2 - 2 - し尿処理施設・浄化槽の適正な維持管理
- 2 - 2 - 環境の美化
- 2 - 2 - 広域斎場の整備
- 2 - 2 - 意識啓発及び情報提供

### 2 - 2 - 環境の保全及び創造

大井町環境基本計画などに基づき、町民・事業者との連携のもと、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	17	18	19	20	21
1) 大井町環境基本計画の推進					
2) 大井町市内環境配慮行動計画の推進					

《主な事業の目標値》

事業名	大井町市内環境配慮行動計画の推進	単位	平成17年度実績	平成20年度目標
項目	町施設からの廃棄物の資源化率	%	18.64	30

#### 現状と課題

「大井町環境基本計画」の方向性を具体的な行動に結びつけるために、平成16年3月「大井町環境行動計画(町・町民及び滞在者・事業者)」、「大井町市内環境配慮行動計画(町役場)」を策定しています。

今後、これらの計画により町民や事業者などへの意識啓発を推進するとともに、町の職員一人ひとりのへの環境問題に対する更なる意識付けを図る必要があります。

#### 1) 大井町環境基本計画の推進

町における環境施策を総合的かつ計画的に推進していくため、「大井町環境基本計画」を策定しました。今後、この計画に基づき、町民、事業者、行政が一体となって環境の保全及び創造に関する施策を推進していきます。

#### 2) 大井町市内環境配慮行動計画の推進

大井町市内環境配慮行動計画は、町の事務事業から発生する温室効果ガスの排出量を抑制することにより地球温暖化を防止する「地球温暖化防止行動計画」と町自ら事務事業を行う上で環境に配慮した行動を推進することにより、環境負荷を率先して低減する「市内率先行動計画」を併せもった計画であり、平成16年12月に策定されました。この計画を推進することにより、地球環境に対する職員の意識啓発を図るとともに、温暖化防止につなげていこうとするものです。

#### 町民と町とのパートナーシップ

環境の保全及び創造に関する施策を推進するためには、大井町環境基本計画に対する町民の皆様の積極的な行動が不可欠です。

## 2 - 2 - 地球温暖化、環境汚染の防止

事業者に対して公害の発生防止や公害発生の早期対応、周辺地域と調和した操業環境づくりなどの指導を実施するとともに、町民への適切な情報の提供を推進します。

また、省エネルギー化の奨励や自動車利用の抑制など、町民にわかりやすい環境事業を積極的に活用し、環境負荷の少ないまちづくりに向けた協働の取り組みを推進します。

### 《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	17	18	19	20	21
1) 剪定枝破砕処理事業の実施					
2) 主要河川水質検査					
3) 自動車利用の抑制					
4) 低公害車の普及促進					
5) 自然エネルギー等の有効利用の促進					

### 《主な事業の目標値》

事業名	剪定枝破砕処理事業の実施	単位	平成17年度実績	平成20年度目標
項目	収集量	t	130.8	160

### 現状と課題

剪定枝の無料回収及び破砕処理事業は、野焼きに変わる処理方法として本事業の説明を行うことで、町民の理解も得られやすくなっています。この事業については、より身近な環境施策として町民の皆様に参加していただけるよう呼びかけています。

水質検査については、年4回の検査を通じて河川監視を行っており、現在までには汚染を示すような異常値は観測されていませんが、観測資料としての価値も非常に高い物であることから、環境学習等関連分野で活用していきたいと考えています。

自動車利用の抑制については現在、町民・事業者に対するノーカーデーの実施や普及、公共交通機関の利用を促進するような広報や事業が少ないことから、今後、広報等の計画的な実施が必要と考えます。

低公害車については、今後は、広報やホームページ等において、町民や事業者に対する低公害車の利用促進や購入補助事業、グリーン税制等の情報提供を計画的に実施していく必要があります。

現在、公共施設において自然エネルギー設備の設置例はありませんが、環境展において、太陽光発電装置の展示や実演は実施しています。今後、公共施設や町民や事業者に対する自然エネルギーの設備の利用促進を図るため、購入補助事業等の情報提供を計画的に実施する必要があります。

#### 1) 剪定枝破砕処理事業の実施

野焼きという形で処理されることの多かった剪定枝について、町が無料回収し破砕処理によるチップ化リサイクルを行う「剪定枝破砕処理事業」を実施し、野焼きによる大気汚染、健康被害、苦情等を防止するとともに、チップ化リサイクルという手段を用いることにより毎年のように増加し続ける焼却廃棄物の減量化と資源の有効利用を促進します。

#### 2) 主要河川水質検査

町内を流れる主要な河川・用水路において、年間を通じた町内の水質状況の把握と異常発覚時の早期対策に有効な定期観測地点9箇所を選定し、全箇所において四半期ごと年4回の水質検査を実施することにより、良好な水質環境を維持し早期対策に打って出るため

の監視活動を実施します。

### 3) 自動車利用の抑制

自動車の排気ガスの抑制に向けた、ノーカーデーの実施と普及を推進するとともに、公共交通機関の利用促進を図ります。

### 4) 低公害車の普及促進

町公用車に低公害車を積極的に導入するとともに、事業所や町民のみなさんへ低公害車の利用促進や購入補助制度等の情報を提供します。また、環境展などのイベントにおいて、低公害車の展示、試乗会を実施し、普及促進を図ります。

### 5) 自然エネルギー等の有効利用の促進

公共施設などに、太陽光や風力などの自然エネルギー設備の設置を積極的に推進するとともに、事業所や町民のみなさんへ自然エネルギー設備の設置促進や設備補助制度等の情報を提供します。

#### 町民と町とのパートナーシップ

剪定枝の無料回収・チップ利用ともアンケートで得た利用者の生の声を町民のみなさんに届けるなど、コミュニケーションに努め、本事業への理解を深めていただけるよう努めます。

河川水質検査の結果は分析を含めて開示に努め、水質保全に協力してもらえような町民意識の高揚を図ります。

自動車利用の抑制、低公害車の普及、自然エネルギーの普及には、町民の皆様の協力が不可欠です。町としても広報等により、計画的な情報提供を行います。

## 2 - 2 - 自然環境の保全

町の貴重な財産である自然環境の保全を推進します。

### 《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	17	18	19	20	21
1) 町内動植物の生息状況等の調査					

### 現状と課題

緑地は、民有地など一定の条件の基に開発されつつあり、町で持っている動植物の生息状況の情報だけでは、緑地の保全施策としての補強材料としては、乏しいものがありますので、実態調査等の具体的データの裏づけが必要です。

### 1) 町内動植物の生息状況等の調査

人と自然・生き物との共生を目的とした環境の保全及び創造は、野生動植物の生息又は育成など自然的条件に配慮する必要があることから、町内動植物の生息状況についての情報を収集するとともに過去に調査した資料を整理し情報の充実を図っていきます。

### 町民と町とのパートナーシップ

野生動植物の実態についての情報の充実を図るためには、町民の皆様からの野生動植物の情報提供など情報・データを整理・把握することが重要です。

今後はいただいた情報をもとに、緑地等の自然環境の保全施策の展開へとつなげて、町の貴重な自然を守っていきます。

## 2 - 2 - し尿処理施設・浄化槽の適切な維持管理

生活排水による公共用水域の汚染防止のため、適正な生活排水処理対策を推進するとともに、し尿処理施設の適正な維持・管理を推進します。

### 《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	17	18	19	20	21
1) 合併処理浄化槽維持管理費補助制度の実施					
2) 足柄衛生センター施設整備事業の推進					

### 《主な事業の目標値》

事業名	合併処理浄化槽維持管理費補助制度の実施	単位	平成17年度実績	平成20年度目標
項目	申請率	%	74	100

### 現状と課題

合併処理浄化槽の維持管理費については、補助を行っていますが、事業を開始した平成13年度から毎年度実績は増加しています。補助対象者に対しては、広報やダイレクトメールにて事業の周知を図っています。

また、足柄上衛生組合において、し尿と浄化槽汚泥の処理を行っていますが、これまで3次処理後酒匂川に放流していたものを、公共下水道接続により2次処理後下水道へ放流する方式に改めました。これにより、3次処理用施設が不要となりその跡地の有効利用が必要となっています。また、老朽化が進む施設の更新についても検討が必要です。

#### 1) 合併処理浄化槽維持管理費補助制度の実施

市街化調整区域内における生活排水による河川や水路への汚染が懸念されることから、下水道未整備地区内に合併処理浄化槽を設置している町民に対し、その維持管理費の一部を補助することで、浄化槽の適切な維持管理を促します。

#### 2) 足柄衛生センター施設整備事業の推進

3次処理施設跡地の有効利用と既存施設の老朽化対策を図るため、足柄衛生センター施設整備検討委員会を組織し、リサイクル型社会への転換に資する汚泥再生処理施設としての再整備を検討します。

### 町民と町のパートナーシップ

補助制度について理解していただくとともに、下水道未整備地区内の町民への普及・啓発を図ります。

## 2 - 2 - 環境の美化

町民や事業者による自発的な環境美化運動を支援・促進するとともに、不法投棄防止対策などの充実を図ります。

### 《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	17	18	19	20	21
1) 環境パトロールの実施					
2) 不法投棄撲滅運動の実施					
3) 環境美化活動の支援					
4) ペットの飼い主のマナー向上					

### 《主な事業の目標値》

事業名	環境パトロールの実施	単位	平成17年度実績	平成20年度目標
項目	不法投棄物撤去量	t	7.7	9以下

### 現状と課題

不法投棄は事前防止対策が極めて難しいため、環境パトロールによる現状把握と2次投棄防止のための早期撤去作業を行い、新たな不法投棄の防止に効果を発揮しています。また、足柄上地域では県及び1市5町が共同し、地元企業や一般住民の参加を得ながら、総合的広域的な不法投棄対策事業を実施しています。

ペットの飼い方のマナーについては、広報や看板などにより周知を図っており、今後も粘り強い啓発活動を続けていきます。

#### 1) 環境パトロールの実施

委託により週一回(昼間)、不法投棄防止を目的とした巡回パトロールを行い、更に不法投棄物の撤去及び衛生上支障のある箇所(ごみ置き場等)の改善作業を行います。

#### 2) 不法投棄撲滅運動の実施

日常的に繰り返される不法投棄の撲滅に向けて、県及び近隣市町と共同し広域的な啓発活動を展開するなど、在住・在勤者を巻き込んだ不法投棄撲滅運動として、地域全体が不法投棄に対し徹底的に戦う姿勢で事業を進めます。

#### 3) 環境美化活動の支援

町内の美化推進を目的として、自治会が自発的かつ計画的に行う町内の美化清掃に対し、年間4回を限度として、実施時間及び参加人数により算出した額を自治会助成金として交付しています。

#### 4) ペットの飼い主のマナー向上

ペットを飼う家庭に対して、ペットの飼い方のマナー向上・啓発を町広報等により周知を図るとともに、ペットのマナーについての看板を作成し、被害地域に設置します。

### 町民と町とのパートナーシップ

環境パトロールの円滑的、効果的实施には、事前情報が不可欠です。不法投棄撲滅に向け、ご協力をお願いします。ペットについては、地域での呼びかけなど町民の皆様の努力も必要となりますので、ご理解・ご協力をお願いします。

## 2 - 2 - 広域斎場の整備

現在委託している施設の老朽化に伴い、周辺市町とともに広域斎場建設の具体的な調査研究及び検討を行い、整備の推進を図ります。

### 《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	17	18	19	20	21
1) 広域斎場整備の推進					

### 現状と課題

現在、県西地域広域市町村圏協議会・環境衛生分科会・広域斎場建設検討部会により検討が進められており、平成17年3月に「広域斎場整備基本計画中間報告書」がまとめられました。

平成17年度に建設候補地の選定を行い、「広域斎場整備基本計画」が策定され今後、平成23年を目途に広域斎場整備の推進が図られます。

### 1) 広域斎場整備の推進

斎場は、町民生活に不可欠な都市施設であり、重要な公共サービスを担う施設として位置付けられ、現在、大井町は小田原市斎場を利用しています。

しかし、小田原市斎場は、施設の老朽化が進んでいることや、斎場の利用者の利便性、高齢化社会の到来等を考慮し、新たな広域斎場の建設を推進します。

### 町民と町とのパートナーシップ

町民の皆様からご意見をいただきながら整備を推進しますので、利用する立場からのご意見などをお寄せください。

## 2 - 2 - 意識啓発及び情報提供

町民や事業者に対し、環境に関する適正な情報を提供するとともに、環境展をはじめとする様々な機会や学校等と連携した環境教育などをおして、環境問題に関する意識の啓発を図ります。

### 《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	17	18	19	20	21
1) 環境展の開催					
2) こどもエコクラブの普及促進					
3) 環境家計簿の作成					
4) ホームページの環境コーナーの創設					

### 《主な事業の目標値》

事業名	環境展の開催	単位	平成17年度実績	平成20年度目標
項目	参加人数	人	2,000	3,000

### 現状と課題

環境問題は町民の関心も高い一方、身近なものとしては捕らえにくい点があり、町民自身が行動に移し取り組むまでは至っていません。

大井町環境展は、平成13年度以来、環境分野の技術の進展状況も踏まえ、あえて隔年実施で開催をしていますが、この機会を通じ、環境問題をより身近に捕らえ、行動に移してもらえるよう、民間出展者等と協力し事業展開していく必要があると考えています。

こどもエコクラブについては、より多くの環境学習・活動の機会を提供する意味からも町内各小中学校へ計画的な情報提供行っていく必要があります。

また、町では、大井町環境行動計画を策定し、これを推進しています。環境家計簿は、この一環として家庭における省エネに役立てるとともに、環境問題への意識を再認識してもらおうとするものです。

このほか、町のホームページには、環境に関する各種情報を掲載していますが、更に町民の皆様が容易にアクセスでき、情報が入手できるよう環境コーナーを創設し、新しい情報の提供に努める必要があります。

### 1) 環境展の開催

低公害車や太陽光発電装置など環境保全のための新技術の紹介、リサイクル商品や環境配慮商品等の紹介、ごみ問題や環境問題などの現状紹介、子どもを対象とした環境教育やフリーマーケットなど、環境をテーマとした題材を取りそろえた「大井町環境展」を隔年実施し、町民の環境意識の向上に努めて参ります。開催当日は「環境の日」的な意味合いを持たせ、ごみ拾いウォーキングを行うなど参加型のイベント要素も取り入れた中で、展示等のみにとらわれない総合的な環境イベントにしていきます。

### 2) こどもエコクラブの普及促進

こどもエコクラブ事業は、都道府県・市区町村との連携のもと、子どもたちが地域の中で楽しみながら自主的に環境活動・学習を行うことを支援するもので、さまざまな環境学習・活動を通じて、環境を大切にすると心と行動力を育成することを目的としています。

### 3) 環境家計簿の作成

地球温暖化の主な原因は、二酸化炭素排出量の増加です。環境家計簿は、家庭等で使用される電気・水道・ガスなどの消費量を調べることで、どのエネルギー消費を省いたら効果があるのか自己チェックできるものです。これを町内の全世帯に配布し、各家庭におい

てチェックしていただくことを通して、環境負荷への意識を高めていただくとともに、家庭から地球温暖化の抑制につなげていきます。

#### 4) ホームページの環境コーナーの創設

町のホームページに環境コーナーを創設し、町民のみなさんに環境に関する幅広い情報を提供します。

##### 町民と町とのパートナーシップ

環境問題の改善は一人ひとりの意識改革と行動にかかっています。環境展では多くの町民が参加することで、環境配慮型のライフスタイルへの転換が普及していくと考えますので、積極的な参加をお願いします。

大きな目標である地球温暖化の抑制を推進するためには、町民のみなさん一人ひとりの取り組みが必要不可欠です。こどもエコクラブへの登録をお願いするとともに、環境家計簿の積極的な活用をお願いします。

また、ホームページの環境コーナーについては、充実したコーナーにしていきたいと考えていますので、ご意見をお寄せくださるようお願いいたします。

# 第3項 町民の安全

## 3-1 消防・救急対策

消防力の充実強化に努め、地震・風水害等各種自然災害など有事の際に支障なく機動  
できる体制を整えるとともに、消防団を中心に町民に対する火災予防意識等の普及啓発  
を推進します。

### 【これから取り組む主な施策】

- 3-1- 消防体制と消防施設の充実
- 3-1- 防火意識の高揚
- 3-1- 救急体制の強化

### 3-1- 消防体制と消防施設の充実

組合消防及び消防団の充実強化と連携により消防体制の更なる充実を図るとともに、  
消防水利の確保や老朽化した施設・器具の更新・維持管理など、消防施設などの充実を  
図ります。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	17	18	19	20	21
1) 消防水利整備事業の推進					
2) 消防団の充実					
3) 消防施設等の整備充実					

《主な事業の目標値》

事業名	消防団の充実	単位	平成17年度実績	平成20年度目標
項目	消防団員充足率	%	91.6	96.5

(消防団員充足率：消防団員の定員に対する現実の団員数の割合)

#### 現状と課題

消防水利については、増設のほか既存施設のメンテナンスにも力を入れる必要がありま  
す。

消防団組織などについては、平成17年度に見直しを行いました。その時々町や消  
防団の実情に応じ、各種事項の見直しなどを速やかに行い充実を図るなど、組織として常  
にフレキシブルな対応が必要です。

また、消防自動車の更新をはじめとする消防施設・装備の更新などについては、時機を  
逸することなく確実に実施することが必要となっています。

#### 1) 消防水利整備事業の推進

有事の際支障のない消火活動に対応するため、消防水利が包括していない地域への消防  
水利の設置や既存の消防水利の適切な維持管理等を実施します。

#### 2) 消防団の充実

組織や処遇などの充実強化を行うなど、フレキシブルな消防団組織を構築します。

#### 3) 消防施設等の整備充実

消防自動車については、計画的な更新を行います。また、新規や更新する消防施設・装  
備の整備を行うなど、施設等の充実強化を図ります。

#### 町民と町とのパートナーシップ

消防水利の設置にあたっては、事業の有効性をご理解いただき、個人の所有地が必要と  
なる場合には、土地をお貸しくださるなどのご協力をお願いします。

また、消防団は地域に根ざした組織です。消防団活動への参加も含め引き続き消防団へ  
のご理解・ご支援をお願いします。

### 3 1 防火意識の高揚

広報活動の充実など、消防団との連携により、町民の防火意識の高揚を図ります。

#### 《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	17	18	19	20	21
1) 広報活動の充実					

#### 《主な事業の目標値》

事業名	広報活動の充実	単位	平成17年度実績	平成20年度目標
項目	消防団などによる火災広報	回	241	278

#### 現状と課題

広報活動については、町広報誌への掲載や消防団による消防自動車による広報が主な方法となっています。防火意識の高揚を図り、より効果をあげるためには、戸別訪問などの方法も必要です。

#### 1) 広報活動の充実

町広報誌や消防団により、火災が発生しやすい時期である秋・春季火災予防運動週間や年末特別警戒をはじめ、日常の消防団活動のなかで火災予防に関する広報を実施します。(防災の日における防災行政無線による広報も実施)

#### 町民と町とのパートナーシップ

一人ひとりが防火について常に意識をして、火災を出さない環境の整備を心掛けていただくようお願いします。

### 3 - 1 - 救急体制の強化

高齢化社会や高度医療に対応し、医療機関との連携の強化を図るとともに、災害時の医療救護体制の整備を推進します。

#### 《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	17	18	19	20	21
1) 緊急時や災害時の医療救護体制の整備					

#### 《主な事業の目標値》

事業名	災害時の医療救護体制の整備	単位	平成17年度実績	平成20年度目標
項目	普通救命講習受講終了者数	人	25	30

#### 現状と課題

緊急時や災害時に備え、足柄消防組合の救急機能強化を図るとともに、消防団員の救急・救命に対する能力の向上が必要です。また、これとあわせて、自主防災組織などを通じ、町民の誰もが救命講習などを受講するような体制の整備も必要となります。

#### 1) 災害時の医療救護体制の整備

足柄消防組合の救急機能の充実を引き続き行います。また、消防団員については、毎年数名ずつ普通救命講習を受講させ、緊急時や災害時の救護活動に備えます。

自主防災組織については、防災訓練などの際、組織ごとに消防職員による救命講習を実施し、緊急時、災害時の救護活動に備えます。

このほか、公共の場所へのAED（自動体外式除細動器）の導入を進めます。

#### 町民と町とのパートナーシップ

町民の皆様には、自主防災組織などを通じ、自主的に救命講習を受講するなどの取り組みをお願いします。

## 3 - 2 地域防災対策

町民誰もが安全に生活を営むことができるよう、要援護者などに十分配慮しつつ、地域防災計画に基づきながら、防災体制の充実や都市基盤の整備など、災害に強いまちづくりを推進します。

### 【これから取り組む主な施策】

- 3 - 2 - 地域防災計画の推進
- 3 - 2 - 消防体制と消防施設の充実
- 3 - 2 - 防火意識の高揚
- 3 - 6 - 災害に強いまちづくりの促進

### 3 - 2 - 地域防災計画の推進

大井町地域防災計画に基づく計画的な防災対策を推進します。

#### 《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	17	18	19	20	21
1) 地域防災計画の推進	.....				

#### 《主な事業の目標値》

事業名	地域防災計画の推進	単位	平成17年度 実績	平成20年度 目標
項目	初動体制・救援体制の強化訓練	回	15	17

#### 現状と課題

町、防災関係機関などが、それぞれ各自の任務を熟知し、災害予防対策を進めるとともに、災害が発生したときは、的確・迅速な活動が行えるよう、地域防災計画に沿って推進していく必要があります。

また、各機関は日頃から緊密に連携していますが、更なる連携の強化を図る必要があります。

#### 1) 地域防災計画の推進

地震や風水害等の被害を最小限にするための事前対策、そして災害が発生したときの初動体制や救援体制、行動マニュアル等を、実践に即した計画を策定し、それに沿った対応ができるよう、体制の強化を図ります。

#### 町民と町とのパートナーシップ

災害に強いまちをつくるため、すべての町民が「自分たちのまちは自分たちで守る」、「自分の身は自分で守る」という意識を持ち、行動していただくようお願いします。

### 3 - 2 - 防災体制と防災施設の充実

災害時における幹線道路やライフラインの分断などを踏まえた防災拠点の整備推進など、防災施設の充実を図るとともに、自主的なコミュニティ活動の促進、自主防災組織におけるリーダーの育成など、防災体制の充実を図ります。

#### 《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	17	18	19	20	21
1) 防災拠点の整備	.....				
2) 地域防災リーダーの育成					
3) 自主防災資機材等整備事業の推進					
4) ボランティアなどのネットワークの強化					

#### 《主な事業の目標値》

事業名	地域防災リーダーの育成	単位	平成17年度実績	平成20年度目標
項目	研修修了者数	人	36	60

#### 現状と課題

災害時の幹線道路の分断も踏まえた防災拠点の整備が必要です。自主防災の資機材については、災害の様態が様々ですので、さらなる整備が必要です。

また、災害時には、消防など防災機関の対応には限界がありますので、町民自らが、防災行動力を身につけることが求められています。あわせて、現在町内での災害ボランティアについて、県内全域のネットワークを強化する必要があります。

#### 1) 防災拠点の整備

新潟県中越地震の教訓を踏まえ、当町においても中山間地域を抱えていることから、災害時の幹線道路の分断も念頭に入れて、平坦部は町庁舎を、丘陵地はそうわ会館を、防災拠点とするため情報通信機器等の整備を行います。

#### 2) 地域防災リーダーの育成

防災に関する知識、技術を習得してもらい、地域及び家庭を通じて防災意識並びに防災行動力の向上を図ることを目的に年1回、県総合防災センターにおいてリーダー研修会を行っており、同研修への町民の参加を推進します。

#### 3) 自主防災資機材等整備事業の推進

地域住民の連帯意識に基づく自主防災活動を推進し、地域ぐるみの防災体制を確立するため、自主防災組織が行う事業に対して、補助金の交付を行います。

#### 4) ボランティアなどのネットワークの強化

災害発生時に町内避難所での支援活動や応急手当活動などに協力していただける災害ボランティアを募集します。さらに災害発生時における災害応急対策を迅速、的確に実施するため、災害ボランティアの連携を図ります。

#### 町民と町とのパートナーシップ

月1回の「町民防災の日」の資機材等の点検、リーダー研修会への積極的な参加など、自主防災組織の取り組みをお願いします。さらに、防災ボランティアについては、引き続き町民の皆様からの積極的なご参加をお願いします。

### 3 - 2 - 防災意識の高揚

新潟県中越地震などの経験を踏まえた実用性の高い防災マップ作成や自然災害に関する適正な情報の提供を図るとともに、ホームページや広報など様々なメディアを活用して防災意識の高図ります。

また、総合防災訓練の実施などをおして、応急対策などの対応知識の提供を推進します。

#### 《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	17	18	19	20	21
1) 適正な情報の提供					
2) 防災マップの作成					
3) 様々なメディアを活用した防災意識の高揚					
4) 総合防災訓練の実施					

#### 《主な事業の目標値》

事業名	総合防災訓練の実施	単位	平成17年度実績	平成20年度目標
項目	年間の参加者数	人	2,729	3,000

#### 現状と課題

災害発生時には、様々な情報を住民に伝達する責任が町にはあります。今後は、県や放送事業者などと情報伝達の調整を行う必要があります。また、防災訓練については、災害が起きたときの対応方法や行政と住民の役割分担などを含め、総合的な視野で実施していく必要があります。

#### 1) 適正な情報の提供

衛星通信、地上系無線及び有線回線の整備により、災害に強い通信システムを確立します。衛星系通信の導入により、被災状況をヘリコプターテレビから画像で受けるなど、より正確な情報の提供が可能になります。

#### 2) 防災マップの作成

災害が発生したときの初期行動や地区避難場所、広域避難場所及び消火施設の位置を示したものを全戸配布しています。今後は、防災マップの再整備を行うとともに、ハザードマップの作成を行います。

#### 3) 様々なメディアを活用した防災意識の高揚

町の防災対策状況などを、ホームページ等に掲載し、町民の防災意識の高揚を図ります。

#### 4) 総合防災訓練の実施

新潟県中越地震や集中豪雨による水害など過去の災害を教訓とし、本町の防災対策の実情に即した総合防災訓練を実施し、防災体制の充実と町民の防災意識の高揚を図ります。

#### 町民と町とのパートナーシップ

防災マップなどについては、災害への対策などに有効に活用してください。このほかにも防災についての情報を発信していきますので、家庭や地域で防災対策を実践していただくようお願いします。

## 3 - 2 - 災害に強いまちづくりの促進

地震などの自然災害を想定し、施設などの耐震化や緊急輸送路の確保、建築物の不燃化促進とオープンスペースの確保など、災害に強い都市整備を推進します。

また、急傾斜地崩壊危険地域や砂防指定地においては適切な対応措置を推進します。

### 《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	17	18	19	20	21
1) 急傾斜地崩壊対策工事の推進					
2) 砂防指定地の整備促進					
3) 防災街区の形成					
4) 都市基盤施設の耐震化					
5) 被災時の緊急輸送路の機能確保					

### 《主な事業の目標値》

事業名	急傾斜地崩壊対策工事の推進	単位	平成17年度実績	平成20年度目標
項目	急傾斜地崩壊対策工事の進捗	%	51.2	85.0

### 現状と課題

急傾斜地の崩壊による災害から住民の生命を保護するため、「急傾斜地の崩壊による災害防災に関する法律」に基づき、急傾斜地崩壊防止対策工事が、県施工で進められています。

また、緊急輸送路が県により指定され、災害時（及び東海地震に係る警戒宣言発令時）に緊急輸送の確保がなされています。

#### 1) 急傾斜地崩壊対策工事の推進

平成14年、篠窪日陰地区が危険区域の指定を受け、約10年間をかけて崩壊防止対策工事を実施します。

#### 2) 砂防指定地の整備促進

#### 3) 防災街区の形成

#### 4) 都市基盤施設の耐震化

#### 5) 被災時の緊急輸送路の機能確保

関係機関と連携して緊急輸送路の指定をするとともに、更なる機能の整備を県に要請します。

### 町民と町とのパートナーシップ

急傾斜地崩壊対策工事については、工事期間中のご理解と協力をお願いします。

## 3 - 3 防犯対策

悪質化や複雑化した犯罪を防止するため、地域での活動を中心に、犯罪を未然に防止する環境と体制づくりを推進します。

### 【これから取り組む主な施策】

- 3 - 3 - 防犯体制の充実
- 3 - 3 - 防犯意識の高揚

### 3 - 3 - 防犯体制の充実

警察などの関係機関との連携のもと、自主的な防犯ボランティアの支援・強化など、地域ぐるみの防犯体制の充実を図ります。

また、防犯灯の設置など、夜間犯罪につながる有害環境の浄化を推進します。

#### 《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	17	18	19	20	21
1) にこにこパトロール隊の拡充	.....				
2) 防犯灯の設置					

#### 《主な事業の目標値》

事業名	にこにこパトロール隊の拡充	単位	平成17年度実績	平成20年度目標
項目	にこにこパトロール隊隊員数	人	100	200

#### 現状と課題

にこにこパトロール隊については、更なる充実・強化により、地域の防犯を強化する必要があります。

また、防犯灯の設置については、警察署など関係機関と協力しながら現地調査などを行い、適切な処置を行っています。

#### 1) にこにこパトロール隊の拡充

にこにこパトロール隊が自主的に、大井町の防犯活動に従事しています。今後は、更なる町民への参加への呼びかけを行い、パトロール隊の拡充を図っていきます。

#### 2) 防犯灯の設置

住民からの設置要望を検討し、防犯上効果があり、必要と認められる箇所には、防犯灯を設置していきます。

#### 町民と町とのパートナーシップ

町の安全のため、一人でも多くの方ににこにこパトロール隊にご参加いただくとともに、日ごろから地域で声を掛け合い、安全な町をつくりましょう。

また、気がついた点については、自治会を通じ町への連絡をお願いします。

### 3 - 3 - 防犯意識の高揚

防犯キャンペーンの実施やチラシなどを利用した広報の充実により、町民の防犯意識の高揚を図ります。

#### 《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	17	18	19	20	21
1) 防犯キャンペーンの実施					
2) 防犯広報の実施					

#### 《主な事業の目標値》

事業名	防犯キャンペーンの実施	単位	平成17年度実績	平成20年度目標
項目	防犯広報及びキャンペーンの実施	回	45	55

#### 現状と課題

年2回、防犯キャンペーンを行っており、多くの町民の皆様に参加いただいています。このほかにも、犯罪などの発生状況や警察署からの依頼などを踏まえて、防犯広報を実施しています。今後は、犯罪発生の傾向、犯罪件数の増減などを踏まえて、防犯広報の充実を図る必要があります。

#### 1) 防犯キャンペーンの実施

#### 2) 防犯広報の実施

町内の主要な場所において、チラシの配布、イベントなどのキャンペーンを引き続き行い、町民の防犯意識を高めていきます。

また、犯罪発生の傾向、犯罪件数の増減を踏まえて、犯罪件数を減少させるために、広報おおいへの記事掲載、回覧による呼びかけなど、様々な方法により防犯広報を実施します。

#### 町民と町とのパートナーシップ

より多くの町民が防犯意識を高めていただくために、積極的に防犯キャンペーンなどへの参加をお願いします。

## 3 - 4 交通安全対策

町民一人ひとりが人命尊重を十分に踏まえながら交通ルールを守り、マナーを高め、実践する意識の高揚を図り、交通事故の防止を推進していきます。

### 【これから取り組む主な施策】

- 3 - 4 - 交通安全意識の高揚
- 3 - 4 - 交通安全施設の整備

### 3 - 4 - 交通安全意識の高揚

警察・学校・地域など関係機関や団体との連携のもと、交通安全運動や夜間街頭キャンペーン、広報の活用など、様々な機会をとおして交通安全意識の高揚を図るとともに、各年代に応じた交通安全の学習機会を充実し、マナーの向上を図ります。

また、交通安全団体をはじめ、家庭や学校・地域・職場などにおける町民の主体的な活動を支援していきます。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	17	18	19	20	21
1) 交通安全運動の実施					
2) 街頭キャンペーンの実施					
3) 園児・児童への交通安全教室の実施					
4) 交通安全団体の活動支援					
5) 民間が実施する交通安全教室の活用の検討	.....				
6) 危険箇所の点検					

《主な事業の目標値》

事業名	交通安全運動の実施	単位	平成17年度実績	平成20年度目標
項目	各種交通安全運動及び指導	回	31	35

#### 現状と課題

町の交通安全日に町内3箇所では交通指導隊員による児童などへの街頭指導を実施しており、また、春・秋の全国交通安全運動に伴う交通安全キャンペーンでは、町内34箇所に職員を配置し交通指導を行うほか、各幼稚園・小学校での園児、児童への交通安全指導を行っています。他方、夏・年末の交通事故防止運動に伴う夜間街頭キャンペーンでは、主要箇所において安全運転を呼びかけています。

なお、交通安全教室については、民間の講座など活用が可能なものがあれば、活用して交通安全への浸透を図ります。

- 1) 交通安全運動の実施
- 2) 街頭キャンペーンの実施
- 3) 園児・児童への交通安全教室の実施

毎月1日と15日を町の交通安全の日とし、多くの児童等が登校時に利用する場所において交通指導を従来に引き続き実施します。

また、春・秋の全国交通安全運動期間には、そのうちの一日を町の交通安全日として交通安全キャンペーンを実施し、夏・年末の交通事故防止運動期間には、夜間に交通事故防止の街頭キャンペーンを行います。

さらに、園児・児童への交通安全教室では、各幼稚園・小学校からの依頼により、交通指導隊・くらし安全指導員の協力をいただきながら、交通安全教室を実施します。  
このような、交通安全運動を通じて、交通安全意識の高揚を図っていきます。

4) 交通安全団体（交通指導隊）の活動支援

町の管轄である交通指導隊の活動に対して、様々な支援を行います。

5) 民間が実施する交通安全教室の活用の検討

民間業者を活用しながら、交通安全教室を開催します。

6) 危険箇所の点検

警察署など関係機関と協力し、危険箇所をなくすため適切な処置を行います。

町民と町とのパートナーシップ

交通指導隊員には児童たちの交通安全のために、協力をいただいています。園児や児童の皆さんは、指導隊の交通指導にしたがって通学してください。また、保護者の方のご理解とご協力をお願いします。

交通指導隊は町民の善意のボランティアによって運営されています。交通指導隊への積極的な参加をお願いするとともに、交通指導隊員の活動について、ご理解をお願いします。

### 3 - 4 - 交通安全施設の整備

カーブミラーの設置・管理や横断歩道の設置要望をはじめ、交通安全施設の整備を推進します。

#### 《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	17	18	19	20	21
1) カーブミラーの設置及び地域による管理・清掃の実施					
2) 横断歩道設置に向けた調整の推進					

#### 《主な事業の目標値》

事業名	カーブミラーの設置及び地域による管理・清掃の実施	単位	平成 17 年度実績	平成 20 年度目標
項目	交通事故発生件数	件	147	132

#### 現状と課題

自治会長から提出されたカーブミラー設置要望書について、警察署などの関係機関と協力しながら現地調査を行い、必要と判断した場所などにカーブミラーを設置しています。いずれにしてもカーブミラーの設置・移設・撤去の判断あたっては、慎重に判断しています。

横断歩道設置は警察の所管であるため、町として必要と判断した場合は、警察などの関係機関に要望を行っています。

#### 1) カーブミラーの設置及び地域による管理・清掃の実施

町民の要望をもとに、カーブミラーの設置などを行っています。

また、破損したミラーの取り替え、必要に応じて移設・撤去を行います。

#### 2) 横断歩道設置に向けた調整の推進

町民からの横断歩道設置要請に基づき、必要があると判断する場合は、警察署など関係機関に要望を行っています。

#### 町民と町とのパートナーシップ

カーブミラーの設置・移動・撤去、横断歩道設置の要望については、町民の皆様のご意見をもとに行いますので、ご意見をお寄せください。

## 3 5 消費生活

町民が安心して消費生活の向上を図ることができるよう、南足柄市消費生活センターを拠点とした相談体制の充実をはじめ、消費生活に関する講演会や広報活動などを推進し、消費者意識の高揚を図ります。

### 【これから取り組む主な施策】

3 - 5 - 消費者の保護

### 3 - 5 - 消費者の保護

消費生活の安定・向上を図るため、南足柄市消費生活センターを中心とした相談体制の充実を図るとともに、あらゆる機会を活用して消費者意識の高揚を図ります。また、関係機関との連携のもと、適切な情報の収集・提供を図るとともに、自主の育成に向けた積極的な支援を推進します。

#### 《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	17	18	19	20	21
1) 相談日の増設					
2) 広報の活用					
3) 足柄上地区1市5町共催による講演会の開催					

#### 《主な事業の目標値》

事業名	相談日の増設	単位	平成17年度実績	平成20年度目標
項目	相談日の回数（一週当たり）	日	4	5

#### 現状と課題

悪質商法による被害など消費生活関係の相談件数は、増加の一途をたどっています。被害はより深刻化し、被害を受ける年齢層も未成年者から高齢者まで広範囲に及んでいます。消費者を保護するための相談体制の充実・強化とともに、消費者意識を高めるための消費生活に関する情報の提供が必要です。

#### 1) 相談日の増設

消費者を保護するため、「南足柄市消費生活センター」の相談日の増設など、相談体制の充実、強化を図ります。また、消費生活相談が迅速に対応できるよう、「南足柄市消費生活センター」を中核に、1市5町の連携を図ります。

#### 2) 広報の活用

広報を活用して、定期的又は必要に応じて、消費生活に関する情報提供や悪質商法等の緊急情報を発信します。

#### 3) 足柄上地区1市5町共催による講演会の開催

消費生活の安定、向上を図るため、足柄上地区1市5町の共催による講演会を開催します。また、消費者保護の施策を効果的に推進するため、1市5町の連携を密にし、情報交換等に努めます。

#### 町民と町とのパートナーシップ

悪質商法の被害防止のために、消費生活相談に相談するようにしてください。また、町としても講演会などを実施しますので、十分な活用をお願いします。

## 3 - 6 個人情報保護の保護

各種申請手続など町民・企業間を含めた情報ネットワーク社会への進展を踏まえ、個人情報の保護と安全性・信頼性の確保を推進します。

### 【これから取り組む主な施策】

#### 3 - 6 - 個人情報保護条例制度の充実

### 3 - 6 - 個人情報保護条例制度の充実

情報技術の進展に柔軟かつ適切に対応し、個人の情報を適切に保護するルールとして、個人情報保護条例制度の充実を図ります。

#### 《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	17	18	19	20	21
1) 個人情報保護審査会の適正な運営					

#### 《主な事業の目標値》

事業名	個人情報保護審査会の適正な運営	単位	平成17年度実績	平成20年度目標
項目	個人情報保護審査会の開催	回	4	4

#### 現状と課題

平成17年4月1日に個人情報保護法が全面施行されたことを受け、町民も個人情報の取り扱いに非常に神経質になっており、また自身の個人情報が適切に取扱われているのか、どういう情報を取り扱っているのかといった関心も高まっています。現状の条例は、総論的な要素が強く、運用や解釈で取扱われるものもあります。また、条例違反を犯した者への罰則規定等も整備されていないことなど、時代に相応しい条例の改正が求められています。

#### 1) 個人情報保護審査会の適正な運営

足柄上郡で共同運営している個人情報保護審査会の助言を得ながら、個人情報の安全で正確な取り扱いに寄与するための条例改正を行います。

#### 町民と町とのパートナーシップ

個人情報の保護の重要性を認識いただくとともに、自ら個人情報の保護を心掛けることによって、町民の皆様も個人情報の保護に積極的な役割を果たしていただくようお願いします。

## 第2節

### 健康・福祉

---

## 第2節 健康・福祉

### 第1項 健康

#### 1-1 健康づくり

健康は自ら守り、つくるという自立自助の原則に立ち、保健福祉センターを拠点として、町民の疾病予防、健康保持、増進をめざす保健予防活動を推進します。

#### 【これから取り組む主な施策】

- 1-1- 健康づくりの推進
- 1-1- 母子保健事業の充実
- 1-1- 生活習慣病予防の強化
- 1-1- 健康づくり推進体制の整備

#### 1-1- 健康づくりの推進

栄養・運動・休養・心の健康・たばこ・アルコール・歯の健康などの情報を提供して健康に関する意識の啓発を図るとともに、食育や健康ウォーキングなどの取り組みを実施し、生涯を通じた健康づくりを推進していきます。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	17	18	19	20	21
1) 食生活改善事業の推進					
2) ウォーキング事業の推進					
3) 心の健康に関する取組の実施		.....			
4) たばこやアルコールと健康との関係についての普及・啓発活動					
5) 歯の健康の保持(歯周疾患の予防)	.....				

《主な事業の目標値》

事業名	食生活改善事業の推進	単位	平成17年度実績	平成20年度目標
項目	栄養教室参加者数	人	145	150

#### 現状と課題

平成16年度から幼稚園・小学校・中学校の保護者への栄養教室のほか食生活調査を実施しています。今後、食生活調査の結果を踏まえ、関係機関と連携しながら食育の展開方法を検討していきます。

また、ウォーキングの需要が高まっているため、17年度からウォーキング事業(参加者は運動量を記録し、体調の変化を測る事業)を実施しています。今後は、他の健康づくり事業等との関連付けや住民への浸透が必要です。

このほか、ストレス社会の中で、心身の不調、自殺者の急増などが問題となっており、心の健康づくりに対する取り組みが必要となっています。

喫煙については、たばこ健康との関連について知識を普及する必要があり、アルコールは成人大量飲酒と未成年者の飲酒が問題となっています。

また、歯の喪失防止と歯周病予防の取り組みも必要です。

#### 1) 食生活改善事業の推進

町民自らが自分の健康を守り、個々のライフスタイルや健康状態にあわせた生きがいのある食生活を営む力を育成すること、またそうした食生活を実践しやすい環境を整えることを目的として、栄養教育の実践とともに、食教育を行う指導者及びボランティアの育成等を行います。

#### 2) ウォーキング事業の推進

生活習慣病を予防するために簡単で効果がある運動であるウォーキングを教室などの事業を通じて普及し、町民の健康に対する意識を高めていきます。

#### 3) 心の健康に関する取組の実施

心の健康は、生活の質を大きく左右する要素です。心の健康を保つためには、疲労回復と充実した人生を目指す「休養」、十分な睡眠を取ること、上手にストレスとつきあうことなどが必要であり、その必要性や方法について知識を普及していきます。

#### 4) たばこやアルコールと健康との関係についての普及・啓発活動

たばこの健康影響についての知識の普及を実施することにより、喫煙率を引き下げ、健康にあたる悪影響を低減させていく必要があります。またアルコールは慢性の影響としての臓器障害などの健康に対する大きな影響を与えるものであり、節度ある飲酒、未成年者による飲酒防止などについて知識の普及を実施していきます。

#### 5) 歯の健康の保持（歯周疾患の予防）

歯の健康は食物の咀嚼（そしゃく）のほか、食事や会話を楽しむ等、生活の質を確保するための基礎となる重要な要素です。生涯にわたって自分の歯を20歯以上保つことによって健全な咀嚼能力を維持し、健やかで楽しい生活をすごそうという8020運動の推進に向けて、歯および口腔の健康を保つための知識の普及を行っていきます。

#### 町民と町とのパートナーシップ

栄養教室のスタッフとして食生活改善推進団体が参画しています。ご協力をお願いします。

ウォーキング事業を展開する上で、町民の皆様の自発的な取り組みと活発なご意見をお願いします。

## 1 - 1 - 母子保健事業の充実

乳幼児健康診査・育児教室などにおける育児相談の充実を図り、両親が安心して育児を行っていただけるよう、支援を行っていきます。また、次世代を担う若い世代の育ちを支えていくため、関係機関と連携により思春期保健の充実を図っていきます。

### 《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	17	18	19	20	21
1) 乳幼児健康診査の実施					
2) 乳幼児相談・家庭訪問の強化					
3) 育児教室の充実					
4) 思春期保健事業の推進					
5) 予防接種事業の実施					

### 《主な事業の目標値》

事業名	乳幼児健康診査の実施	単位	平成17年度実績	平成20年度目標
項目	乳幼児健診受診率	%	97	97

### 現状と課題

乳幼児健康診査は、実施回数の増加や相談員の増員など充実をはかり、相談をしやすい環境づくりを行ってきました。今後は健診の精度の管理、未受診者への受診勧奨が課題です。

健康相談は、育児、栄養、発達に関する相談を保健師、栄養士、心理相談員が行っています。問題の多様化への対応、他事業との役割の明確化や連携、対象者への周知が課題です。また、家庭訪問については、育児への不安解消・知識の普及を目的とし、新生児訪問として第1子が生まれた家庭に実施してきました。今後は、第2子以降への対象拡大や転入家庭への早期訪問が必要となります。

育児教室については、参加者数の増加により回数を増加し充実させるとともに、若い母親を対象とした料理教室なども開催しています。参加者同士の交流を図ることと、育児知識の提供の充実が今後の課題です。

思春期の保健に関しては、保育体験セミナーの中で命の大切さ等の講義を実施しています。今後は教育委員会とも連携し、心身の健全な育成を図るための活動を行う必要があります。

さらに、予防接種については、接種を受けやすい環境の整備、接種率の向上が必要です。今後は、未接種者への勧奨、適切な予防接種の実施、住民への周知が必要です。

#### 1) 乳幼児健康診査の実施

乳幼児期における健康増進、疾病の早期発見、虐待の未然防止を目的として、3～4か月児、10～11か月児、1歳6か月児、2歳児歯科、3歳児健康診査を実施しています。

#### 2) 乳幼児相談・家庭訪問の強化

赤ちゃん健康相談・親子相談や乳幼児健診での個別相談のほか、電話や面接相談など、子育てに関する相談・指導の充実に努めます。

また、第1子が出生した家庭を対象に新生児訪問を行い、育児不安の解消や母子の健康支援、育児指導を行うほか、希望により乳幼児を持つ家庭に随時保健師の訪問を実施していきます。

### 3) 育児教室の充実

母親同士の交流、育児の正しい知識の普及、乳幼児の健やかな発育発達を促す等の目的で、マタニティスクール、ぞうさんくらぶ、離乳食講習会、1歳児育児教室、料理ビギナー教室を開催しています。

### 4) 思春期保健事業の推進

健康や性に関する健全な意識の普及を図るため、学校や教育委員会、関係団体と連携し、健康教育や個別の相談を実施していきます。

### 5) 予防接種事業の実施

疾病の予防及び重症化の防止のために、予防接種法および結核予防法に基づき予防接種を実施します。対象者は、予防接種法令に規定されており、インフルエンザは65歳以上（一部60歳以上）で、それ以外は主に乳幼児を対象としています。

#### 町民と町とのパートナーシップ

健康診査については、日頃から町民の皆様の意見を聴き、よりよい健診が実施できるよう、体制づくり、スタッフの資質の向上に努めていきます。

乳幼児相談・家庭訪問については、健康カレンダーや広報で事業をお知らせし、より利用しやすい環境づくりを行うとともに、子育ての多様な問題に取り組めるよう、努力していきますので、積極的なご利用、ご参加をお願いします。

育児教室については、アンケートなどを実施するなどし、参加しやすい教室づくりに努めます。

## 1 - 1 - 生活習慣病予防の強化

若年期からの健康的な生活習慣を確立し、生活習慣病の発生予防を図るとともに、各種健診およびその事後のフォローアップ、相談体制の強化を図っていきます。

### 《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	17	18	19	20	21
1) 一般健康診査・基本健康診査の実施					
2) 健康教育・健康相談の強化					
3) がん検診事業の充実					

### 《主な事業の目標値》

事業名	一般健康診査・基本健康診査の実施	単位	平成17年度実績	平成20年度目標
項目	基本健康診査受診率	%	25.7	30.0

### 現状と課題

町民の健康維持・増進のためには、健康状態を定期的に把握し予防に努めることが必要です。町では、30歳代の町民を対象に一般健康診査、40歳以上の町民を対象に基本健康診査を実施しています。今後は、健康診査後の生活指導を十分に行い、効果を高めていく必要があります。

また、生活習慣の変化により、肥満、高脂血症、糖尿病などが増加しており、若年層からの生活習慣の指導、健康教育が必要になっています。

がんの予防は早期発見・早期治療が大切です。このため、受診機会の提供、結果への適切な対処が必要となります。今後は、受診者に対し十分な事後指導ができる体制を確保し、より町民に密着した検診を行います。

#### 1) 一般健康診査・基本健康診査の実施

会社等での健康診査の受診機会のない30歳代の町民を対象に一般健康診査（血液検査他の諸検査）を、40歳以上の町民を対象に老人保健法に基づく基本健康診査（血液検査、心電図、眼底検査等）を行います。これらの健康診査は町内4医療機関で受診できます。

#### 2) 健康教育・健康相談の強化

生活習慣病の予防、その他の健康に関する事項について、正しい知識の普及、適切な指導や支援により、「自らの健康は自らが守る」という認識と自覚を高め、健康の保持増進を図ります。また、心身の健康に関する個別相談に応じ、必要な指導および助言を行い、家庭における健康管理に役立てていきます。生活習慣病の予防のため、若年層から生活習慣についての相談・指導を実施します。

#### 3) がん検診事業の充実

老人保健法に基づき、がん検診（肺がん、子宮がん、乳がん、胃がん、大腸がん）を実施し、町民のがん予防を図ります。

### 町民と町とのパートナーシップ

検診の効果を増大させるためには、町民ニーズを把握し、町民が利用しやすい検診を行う必要があります。皆様のご意見を伺いながら、利用しやすい検診をめざしてまいりますので、ご理解・ご協力をお願いします。

## 1 - 1 - 健康づくり推進体制の整備

各医療機関や母子保健関係機関との連携のもと、健康づくりの専門家や地域における健康リーダーの確保・育成、ボランティア活動の支援など、健康づくり推進体制の整備を推進します。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	17	18	19	20	21
1) 食生活改善推進員養成講座の実施					
2) 栄養士など専門職の確保		.....			
3) 母子保健推進員事業の実施					
4) 学校及び保健事業関係機関との連絡会の実施	.....				

《主な事業の目標値》

事業名	母子保健推進員事業の実施	単位	平成17年度実績	平成20年度目標
項目	母子保健推進員訪問件数	件	480	500

### 現状と課題

食生活改善推進員養成講座については、参加人数が少ないため、食生活改善推進団体の活動をアピールし、受講者の増加に努める必要があります。

現在、栄養指導については4人の非常勤の栄養士が分担して実施していますが、健康診査、健康教育、健康相談などの事業の対応のみに留まっており、今後、総合的な食への取り組みを行う上で、体制の強化が望まれます。

また、地域住民の関係の希薄化などで母子保健推進員の活動が難しくなっていますので、推進員の活動をより一層周知する必要があります。

子どもの健康の保持増進のためには、各分野ごとに施策が展開されていますが、問題解決のためには、相互に連携し効果的な施策を行う必要があります。

#### 1) 食生活改善推進員養成講座の実施

食生活改善推進員は地域で食情報の発信や普及活動を展開する食のリーダーとして、活動が期待されています。食生活改善推進員に必要な知識と実践の技術を習得する場として食生活改善推進員養成講座を足柄上郡4町(中井町、大井町、松田町、山北町)で共同開催しています。修了者は町の食生活改善推進団体に入会し、推進員として活動します。

#### 2) 栄養士など専門職の確保

食育基本法が制定され、市町村は食育を実施する責務を負っています。町では、食生活改善事業のほか、平成18年度からは、介護予防事業における食の栄養改善事業を開始していきます。なお、食に関する施策は、総合的な施策の展開が必要です。町の栄養問題を専門的な見地で捉え栄養事業を総括的に実施していくためには常勤栄養士の確保が望まれます。

#### 3) 母子保健推進員事業の実施

平成7年から地域と行政との子育て支援のパイプ役として、母子保健推進員を委嘱しています。母親たちの地域での身近な相談役として、主に育児支援教室の企画・運営、訪問による歯科教室・検診への受診勧奨を行っています。活動報告、活動の確認を目的とした定例会を毎月開催し、推進員の資質向上を目的とした研修会を年2回開催しています。

#### 4) 学校及び保健事業関係機関との連絡会の実施

親と子の健康づくり、思春期の保健対策、食育の推進など、町民の健康の保持・増進を総合的に展開するため、学校や保健事業の関係職種とネットワークをつくり、保健施策のあり方についての検討を行います。

#### 町民と町とのパートナーシップ

食生活改善推進員は食のリーダーとして活動が期待されています。多くの方に養成講座にご参加いただき、活動していただけるようお願いいたします。また、養成講座の講師を食生活改善推進団体をお願いしています。引き続きご協力をいただけるようお願いいたします。

# 1 2 地域医療

町民誰もがいつでも適正な医療を受けられるよう、関係医療機関と連携して地域医療体制を確立するとともに、災害時医療救護体制の整備・充実を図ります。

## 【これから取り組む主な施策】

- 1 - 2 - 地域医療体制の充実
- 1 - 2 - 災害時医療救護体制の整備・充実

### 1 - 2 - 地域医療体制の充実

休日や夜間急患診療における診療体制の充実をはじめ、地域・町内医療機関・広域的な大規模病院との連携を強化し、地域医療体制の充実を促進します。また、必要な医療サービスが受けられるよう、医療情報等の周知を図ります。

#### 《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	17	18	19	20	21
1) 医療関係機関との連携強化					
2) 足柄上地区医療連携事業					
3) 休日急患診療所などの救急医療体制の充実					

#### 《主な事業の目標値》

事業名	休日急患診療所などの救急医療体制の充実	単位	平成17年度実績	平成20年度目標
項目	休日診療所年間利用者数	人	238	250

#### 現状と課題

医療関係機関との連携など地域医療のシステムの構築については、今後関係機関で話し合いを進める必要があります。

特に、急病時に利用できる救急医療体制を整備することは、町民の身体・生命を保護するために必要です。現在、町単独では整備できない救急医療サービスを近隣市町との共同で実施しています。今後は、制度の一層の安定化を図るとともに、町民がより利用しやすいように制度の普及に努める必要があります。

- 1) 医療関係機関との連携強化
- 2) 足柄上地区医療連携事業

病院・診療所・訪問看護・地域支援センターの連携を強化し地域医療のシステムの構築に努めていきます。

- 3) 休日急患診療所などの救急医療体制の充実

足柄上地区1市5町で休日急患診療所の運営を協同して行うとともに、県西地区2市8町で救急指定病院の休日・夜間診療や県内市町村などによるドクターヘリ事業の運営を実施しており、今後も継続して連携に努めます。

#### 町民と町とのパートナーシップ

救急医療体制の整備・充実に一層努めますので、ご理解・ご協力をお願いします。

## 1 - 2 - 災害時医療救護体制の整備・充実

町地域防災計画に基づき、医薬品などの備蓄や医療情報の提供など災害時医療救護体制の整備・充実を図ります。

### 《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	17	18	19	20	21
1) 災害時医療救護体制の充実					
2) 応急救護方法の普及		.....			

### 《主な事業の目標値》

事業名	応急救護方法の普及	単位	平成17年度実績	平成20年度目標
項目	応急救護法講習会の参加人数	人	未実施	40

### 現状と課題

近年日本各地で地震災害が起きていることを受け、防災への意識が高まっています。今後は町内医療機関を始めとする関係諸機関との災害発生時における相互連携を強化した上で、災害時医療体制の周知を徹底し、災害に対する不安感の軽減を図っていく必要があります。

また、傷病者が発生した場合、医療につなげるまでの応急処置を迅速かつ適切に行うことが人命救助する上で肝要となります。今後は、応急救護方法の講習会を開催するとともに、応急救護法の意義についての理解を浸透させるために住民周知をしていく必要があります。

#### 1) 災害時医療救護体制の充実

災害に備え医薬品等を備蓄します。

町地域防災計画に基づき、災害発生時において迅速に医療を提供できる体制を整備するため、医師会等の関係諸機関との連携の充実を図ります。

#### 2) 応急救護方法の普及

止血包帯法や心肺蘇生法等の応急救護法の講習会を開催します。

### 町民と町とのパートナーシップ

応急救護法が地域に浸透するためには、町民が自主的な活動を行うことが必要となりますので、積極的に講習会に参加いただけるようお願いいたします。

## 第2項 福祉

### 2-1 地域福祉

ノーマライゼーションの理念と相互扶助の精神を基本に、地域住民や町社会福祉協議会、民生委員児童委員の福祉活動を支援しながら、町民、企業、行政などの地域社会が一体となった新しい福祉コミュニティの形成を推進します。また、障害者や高齢者と共に生き、可能な限り当事者の意思を尊重していく社会に向けた法制度やサービスを普及していきます。

#### 【これから取り組む主な施策】

- 2-1- 福祉コミュニティの形成
- 2-1- 権利擁護のための制度やサービスの普及
- 2-1- 地域福祉活動計画との連携

#### 2-1- 福祉コミュニティの形成

ノーマライゼーションの理念の普及や地域における相互扶助の精神の啓発を図りながら、地域活動の基盤となる福祉コミュニティの形成を推進するとともに、地域のふれあいや福祉活動の場となる施設の整備・拡充を図ります。また、福祉・保健・医療の連携による在宅福祉の支援体制の確立や民生委員児童委員を中心とした相談体制の強化、訪問による地域課題の把握などを推進します。

#### 《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	17	18	19	20	21
1) ノーマライゼーションの理念の普及・啓発の場づくり					
2) 地域福祉計画の策定					
3) 学校や地域交流などの場を利用した相互扶助の普及の実施					
4) 集会施設や広場・公園などの整備・拡充					
5) 福祉・保健・医療の連携による在宅福祉の支援体制の確立					
6) 民生委員児童委員などと連携した相談体制の強化					
7) 福祉の担い手への支援					

#### 《主な事業の目標値》

事業名	ノーマライゼーションの理念の普及・啓発の場づくり	単位	平成17年度実績	平成20年度目標
項目	講演・研修会参加人数	人	0	180

#### 現状と課題

誰もが自立した生活が送れるように「共に生き、支え合う社会づくり」が大切です。今後は、地域福祉計画の策定や様々な福祉活動などを通して、ノーマライゼーションの理念や相互扶助の意識を地域に浸透させることが必要です。

このほか、地域住民の情報交換の場である各自治会施設や小規模公園の施設には老朽化、

未整備のものが見られ、これらの早急な整備が望まれます。

高齢化が進み介護を要する者の増加が急速化する中、在宅介護を希望する高齢者も増加しています。専門的知識からの助言・支援の充実、地域に密着した民生委員児童委員の活動、ヘルパー・ボランティアへの支援などが求められています。

#### 1) ノーマライゼーションの理念の普及・啓発の場づくり

障害者、高齢者、子どもなど社会的に弱い立場の人たちを含め誰もが普通に日常生活を営むことが社会であることの理念を町民に周知し、浸透させるため、パンフレットの配布や、地域での講演・民生委員への研修などを行います。

#### 2) 地域福祉計画の策定

町民のさまざまなニーズを基本に、町民自らが自分たちの手により解決策を見つけ、より良い地域を目指す「町民参加」の福祉計画を作成します。

#### 3) 学校や地域交流などの場を利用した相互扶助の普及の実施

町民に地域の中でお互いの存在を認め合い、助け合うことの重要性を認識してもらうとともに、福祉への理解をより深め、ボランティアへの参加意識を高めるため、各自治会の集会、学校での各種ボランティア活動、総合的学習の時間などへのパンフレットの配布・ビデオの貸し出しなどの啓発活動を行います。

#### 4) 集会施設や広場・公園などの整備・拡充

地域住民の情報交換、ボランティア活動の福祉活動拠点としての施設、コミュニケーションの場とする広場・公園の整備・拡充と地域サロンの開設・既設の施設などの活用を支援していきます。

#### 5) 福祉・保健・医療の連携による在宅福祉の支援体制の確立

看護師・保健師・社会福祉士等の常設を図り専門分野からのサービス提供を行うほか、社会福祉士による相談窓口の開設、ヘルパー・保健師などの家庭訪問を行います。

#### 6) 民生委員児童委員などと連携した相談体制の強化

地域に密着した活動を行う民生委員児童委員と連携し、地域住民からの相談から拾い上げられた問題や、地域に埋もれた虐待、引きこもりの高齢者などの情報を把握するとともに、町の福祉活動の周知を行います。

#### 7) 福祉の担い手への支援

地域住民の福祉推進の担い手として、ヘルパー・ボランティアの養成を支援し、福祉事業の担い手の増員を図ります。また、より多くの人たちに福祉意識を持っていただくよう、意識の浸透を図ります。

#### 町民と町とのパートナーシップ

講演会の開催や、福祉活動の場を提供します。町民一人ひとり自らが地域福祉推進の担い手であることを理解され、積極的な参加をお願いします。

なお、プライバシーの重視などにより、民生委員児童委員の活動が難しくなっています。重要性をご理解いただき、活動に対するご協力をお願いします。

## 2 - 1 - 権利擁護のための制度やサービスの普及

高齢者や障害者が財産管理や人間としての尊厳が損なわれないように、法律面や生活面で支援する仕組みを普及させます。

### 《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	17	18	19	20	21
1) 成年後見制度の普及					
2) 地域福祉権利擁護事業の普及					

### 《主な事業の目標値》

事業名	成年後見制度の普及	単位	平成17年度実績	平成20年度目標
項目	成年後見制度相談会利用人数	人	8	36

### 現状と課題

高齢者の増加に伴い、認知症高齢者ほか権利擁護の必要性が増加しており、町民への周知とともに支援が必要とされる人々への声掛けが早急の課題です。

また、地域の中には権利擁護を必要とされる方が多々いらっしゃると思われます。その方々にはこの制度が利用できることを周知する必要があります。

#### 1) 成年後見制度の普及

認知症高齢者、知的障害者や精神障害者などの判断能力の十分でない人の権利を擁護することを目的とし、経済的な理由や見守りが無いなどの理由から制度を利用することが困難な人に対して支援していきます。

#### 2) 地域福祉権利擁護事業の普及

障害者や高齢者などが個人の尊厳を持って、その人らしい自立した生活を送るため本人の自己決定が尊重され安心して質の高いサービスが利用できるよう日常生活上の契約や金銭管理などの支援を行うことを目的としています。

### 町民と町とのパートナーシップ

町民や当事者への普及を進めるため、パンフレットの配布・講演などの普及活動を進めたいと考えています。民生委員児童委員、福祉関係団体の皆様の参加をお願いします。

また、制度を真に必要とする方を把握するためには、地域住民の皆様からの助言が大きな力を発揮します。皆様のご理解・ご協力をお願いします。

## 2 - 1 - 地域福祉活動計画との連携

地域福祉サービスを効果的・効率的に提供するため、町社会福祉協議会や地域福祉団体との連携・協働体制を推進します。

### 《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	17	18	19	20	21
1) 地域福祉活動計画の効果的推進					

### 《主な事業の目標値》

事業名	地域福祉活動計画の効果的推進	単位	平成17年度実績	平成20年度目標
項目	計画により事業化を行った数	事業	6	10

### 現状と課題

当町では社会福祉協議会との連携を図り計画の策定に取り掛かっています。地域住民からの要望や意見等それぞれの必要とされる支援の選択、福祉ニーズの把握をし、積極的に対処することが望まれています。

### 1) 地域福祉活動計画の効果的推進

地域福祉の促進のために策定することの計画は地域における福祉サービスの適切な利用、社会福祉を目的とする事業の健全な発達、地域福祉に関する活動への住民の参加の促進等が揚げられ、それぞれの意見を反映させています。

### 町民と町とのパートナーシップ

地域福祉計画は地元住民から出されたいろいろな問題に対して住民が自ら解決することが望ましいとされます。地域住民からの要望、意見等の把握は地域に出向き住民一人ひとりが持つ声を地域住民間でどう対処できるかの話し合いの場の設定から始まります。自治会館等地域の施設を利用し、座談会を開き一人ひとりがつどんな小さなことも提示し地域で対処が可能なもの、町行政で対応する必要のあるものなど、また、他の団体等により解決されるものなどの分類をし、その後の解決策を検討します。

## 2 - 2 高齢者福祉

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づきながら、保健福祉センター内に地域包括支援センターを設置し、介護保険制度の健全な運営や内容の充実を図るとともに、高齢者の介護予防を重視した事業を展開し社会参加への支援を推進します。

また、町社会福祉協議会及び介護保険事業者との事業連携を推進します。

### 【これから取り組む主な施策】

- 2 - 2 - 地域支援事業（介護予防事業）の推進
- 2 - 2 - 介護保険制度の円滑な推進
- 2 - 2 - 高齢者の社会参加への支援

### 2 - 2 - 地域支援事業（介護予防事業）の推進

高齢者が要介護状態になることを防止するために、地域支援事業（介護予防事業）を実施します。

特に生活機能の低下している高齢者を早期に把握することに努めるとともに、効果的な介護予防事業を推進します。

また、地域包括支援センターにおいて、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援します。

#### 《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	17	18	19	20	21
1) 介護予防に関する情報提供					
2) 生活機能の低下を早期に把握するための体制づくり					
3) 虐待の防止や早期発見等の権利擁護事業の推進					
4) 運動器の機能向上事業や閉じこもり、認知症予防及び支援事業など介護予防事業の実施					
5) 高齢者や家族に対する総合的な相談・支援					
6) 介護予防ケアマネジメント事業					

#### 《主な事業の目標値》

事業名	高齢者や家族に対する総合的な相談・支援	単位	平成17年度実績	平成20年度目標
項目	相談窓口への相談件数	件	85	165

#### 現状と課題

要支援や要介護認定となる方の増加をいかに抑制していくかがもっとも大きな課題となっています。今後は、生活機能が低下している人を早期に把握する体制を確立し、効果的な介護予防事業を実施することにより、介護を必要としない高齢者を増やしていく必要があります。また、予防に重点を置いていくために、介護予防ケアマネジメントを実施していく必要があります。

このほか、高齢者の権利を擁護するための事業として、成年後見制度の周知や社会福祉

協議会による権利擁護事業の紹介を行っています。今後は、事業の継続とともに、総合的に相談を受ける相談窓口の設置や制度の周知を行う必要があります。

#### 1) 介護予防に関する情報提供

重要なことは、要支援・要介護状態とならないこと 要支援・要介護状態であっても重度化しないことです。このため、介護予防に重点を置いた事業展開を行うとともに、町民一人ひとりが介護予防の視点をもって生活することが不可欠です。これら介護予防の視点についての必要性や事業内容を広報・ホームページ・パンフレット・窓口などで情報提供します。

#### 2) 生活機能の低下を早期に把握するための体制づくり

基本健診や関係機関（医療機関・民生委員・住民グループなど）からの連絡など地域における様々なルートを活用することで、生活機能の低下を早期に発見する体制をつくりま

#### 3) 虐待の防止や早期発見等の権利擁護事業の推進

高齢者の権利を擁護し高齢者の虐待を早期に発見することを目的として、高齢者虐待防止ネットワーク運営事業を実施するとともに、成年後見制度利用等相談事業を地域包括支援センターにおいて実施します。

#### 4) 運動器の機能向上事業や閉じこもり、認知症予防及び支援事業など介護予防事業の実施

生活機能が低下し始めた人（特定高齢者）に対して介護予防ケアプランにもとづいて、効果的な介護予防事業を実施していきます。

#### 5) 高齢者や家族に対する総合的な相談・支援

地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として設置する地域包括支援センター内に、保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャーの3職種を配置し、適切な機関（保健所、医療機関など）、制度（介護保険、成年後見人など）、サービス（福祉サービス、保健サービスなど）へつなく総合的な相談・支援を行います。また、ケアマネジャーへの助言や支援を行います。

#### 6) 介護予防ケアマネジメント事業

基本チェックリストや生活機能評価報告書等をもとに、地域包括支援センターで生活機能が低下し始めた高齢者を選定し、個々の高齢者に応じた支援計画を作成していきます。また、個人の状況に合わせた目標の設定、身体状況の変化のモニタリングなどを実施していきます。

#### 町民と町とのパートナーシップ

民生委員児童委員や各ボランティアの皆様を対象として介護予防の意識向上のための講習会等を実施しますので、地域住民への伝達者としての役割をご理解いただくとともに、ご協力をお願いします。

## 2 - 2 - 介護保険制度の円滑な推進

制度の円滑な運営を図るとともに、保健・医療・福祉が一体となった新たなサービスの展開や質の向上を図り、要介護状態や要支援状態の軽減や悪化防止、介護予防の充実に努めます。

### 《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	17	18	19	20	21
1) 介護保険事業計画の改定					
2) 公平・公正な要介護認定と適正給付の推進					
3) 地域包括支援センターにおける新予防給付のケアマネジメント					
4) 介護サービス事業者への指導と支援					
5) 効果的な介護予防を視野に入れた事業の促進					

### 《主な事業の目標値》

事業名	地域包括支援センターにおける新予防給付のケアマネジメント	単位	平成17年度実績	平成20年度目標
項目	要支援認定者の維持・改善数	人	未実施	28

### 現状と課題

全国的な高齢化の進展に伴い、当町においても要介護となる高齢者が年々増え続けている状況です。

この課題の解決のために、対象者の早期把握や介護予防事業を実施していきませんが、そのためには、介護保険制度が円滑かつ適切に機能しなければなりません。

特に要介護認定や介護給付については、公正かつ適正に行われていなければならない。認定調査員や認定審査会委員の質の向上及び給付の適正化に向けた取り組みが不可欠です。

また、高齢者の包括的支援を行う町直営の地域包括支援センターを含め、各事業者についても介護予防の視点を取り入れた新たなサービスを展開することが求められ、制度改正に伴い、一部の介護サービス事業者への指導権限が県から町に移管されることを機会に、地域に根ざしたサービス事業者の支援と指導を行い、当町の介護保険制度運営全般の充実に努める必要があります。

#### 1) 介護保険事業計画の改定

介護保険事業に関して、確保すべき目標などを定め、事業の円滑な運営を図ります。アンケート調査等の実施と分析、現状サービスの評価、要介護認定者数やサービス量の推計を行い、平成21年度から3年間の第4期介護保険事業計画を策定します。あわせて介護保険料の改定を行います。

#### 2) 公平・公正な要介護認定と適正給付の推進

要介護（支援）認定の申請者に対して、迅速かつ公正公平な認定調査を実施し、心身の状況に即した要介護認定を行います。

また、要介護（支援）認定後については、介護サービス計画や介護予防サービス計画に基づき、自立支援、要介護度の軽減、悪化防止を図り適正な給付を行います。

#### 3) 地域包括支援センターにおける新予防給付のケアマネジメント

要支援1・2の認定を受けた方に対して、地域包括支援センターが介護予防・自立支援の視点に立ったケアマネジメントを行います。なお、この業務については一部を委託により実施することとします。

#### 4) 介護サービス事業者への指導と支援

サービス提供事業者の指定・指導は県が行っていますが、平成18年度の制度改正を受け、一部のサービスについては町が行うこととなりました。高齢者が住み慣れた地域で生活が続けることができるように、事業者に対して指導・助言を行います。また、利用者によりよいサービス提供が行われるよう、事業者研修会や連絡会を開催し事業者の質の向上を図るとともに、事業者を支援していきます。

#### 5) 効果的な介護予防を視野に入れた事業の促進

介護保険制度の基本理念は「自立支援」であり、特に軽度の要介護者を対象に、介護予防を重視したサービス提供が求められます。個々の状態に応じたサービス提供を行い生活機能の維持・向上を目指し事業を促進していきます。

##### 町民と町とのパートナーシップ

介護保険事業計画の改定にあたり、内容を検討するための策定委員会を開催します。この委員会の委員には町民の代表の方にご参加いただくこととなりますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。また、事業量を推計するために、町民の介護保険サービスに対する意向調査を実施しますので、こちらへのご協力もよろしくお願いいたします。

また、介護を受けようとする方は認定調査及び医師の受診へのご協力を、すでに受けられている方はサービスの量や内容が適切か、自立支援につながっているかなどをチェックし、より適切なサービスの利用をお願いします。

## 2 - 2 - 高齢者の社会参加への支援

高齢者が生きがいを持って健康で暮らせるように、地域支援事業（介護予防事業）や老人クラブ、ボランティア活動などへの社会参加を積極的に支援します。

また、経験や知識、意欲を生かした就業など、高齢者の自立と活力ある生活を支援します。

### 《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	17	18	19	20	21
1) 地域支援事業（介護予防事業）への参加を促進					
2) 各種団体への支援					

### 《主な事業の目標値》

事業名	各種団体への支援	単位	平成17年度実績	平成20年度目標
項目	団体への参加者数	人	770	850

### 現状と課題

地域支援事業の参加者は比較的元気な高齢者が多く、明るく楽しい日々が送れるよう励まれています。しかし、参加していない高齢者の中には、社会参加の困難な閉じこもり高齢者や虐待を受けている高齢者の存在もあり、新たな社会問題が地域に顕在化してきています。

また、高齢者の増加にもかかわらず、老人クラブの加入者は年々減少しています。活発な活動が期待される中、事業内容の見直しも考える必要があります。

#### 1) 地域支援事業（介護予防事業）への参加を促進

高齢者の増加に伴い、介護予防のための様々なサービスの提供が必要とされています。町では高齢者に健康で安心した老後の生活を送っていただくために地域支援事業を実施するとともに、社会福祉協議会との連携を強め、取り組んでいきます。

#### 2) 各種団体への支援

高齢者の生きがいづくりを目的とした老人クラブ、生きがい事業団等への支援を行い、社会活動への参加を促し、自立と活力のある生活を推進します。

### 町民と町とのパートナーシップ

介護予防事業に、より多くの方にご参加いただくため、地域の方々やボランティア・民生委員児童委員などの活動からの周知や誘いの声かけ、ヘルパーの方などからの町への情報提供が必要であり、これらが事業推進の大きな鍵になっています。ぜひともご理解をいただき、声かけなどにご協力をいただけるようお願いいたします。

また、退職された皆様には、ボランティアへの参加、生きがい事業団への加入など、地域活動への積極的な参加をお願いします。

## 2 - 3 障害者（児）福祉

障害者福祉計画の策定や関係機関との連携により、在宅福祉サービスや相談・訓練体制の更なる充実を図るとともに、ノーマライゼーションの理念に基づきながら、障害者（児）の自立と社会参加の実現を目指して、雇用機会の拡大等を推進します。

### 【これから取り組む主な施策】

- 2 - 3 - 地域生活支援の充実
- 2 - 3 - 自立支援給付の充実
- 2 - 3 - 障害者（児）の社会参加への支援

### 2 - 3 - 地域生活支援の充実

障害者（児）の相談に対応し、相談支援事業者などとの連携・調整など各種在宅福祉サービスの提供と、福祉・保健・医療の関係機関が連携した療育相談体制の整備・充実を推進します。

また、障害の重度化の予防や早期療育による軽減を目指し、在宅心身障害児等訓練会を通じた生活訓練の充実を図ります。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	17	18	19	20	21
1) 障害者福祉計画の策定					
2) 療育相談体制の整備・充実					
3) 在宅心身障害児等訓練会の実施					
4) 重度障害者福祉タクシー利用助成事業の実施					

《主な事業の目標値》

事業名	在宅心身障害児等訓練会の実施	単位	平成17年度実績	平成20年度目標
項目	訓練会利用者数	人	14	18

#### 現状と課題

障害者施策を総合的かつ計画的に推進するために、基本計画が必要です。

また、療育相談で対象となるケースは多種多様であり、かつ長期間にわたり関わっていくため、ケースワーカーには経験豊富な専門性が要求されます。このため、継続的に人材を確保していくことが必要です。

在宅心身障害児等訓練会についても、加入数の増加、障害及び療育相談の内容が多様化しているため、相談・訓練内容の幅広い専門性が必要になってきています。指導員・保育士の研修を充実していくなど、資質の向上を図る必要があります。

このほか、重度障害者福祉タクシー利用助成事業を行っていますが、現在助成対象者は、身体障害者・知的障害者に限られているため、精神障害者も対象にするよう検討が必要です。

#### 1) 障害者福祉計画の策定

障害者の社会的な自立の促進と、障害者とともに生きる地域福祉を目指し、障害者福祉計画を策定し、推進していきます。

## 2) 療育相談体制の整備・充実

障害者(児)の相談に対し、情報の提供や助言を行い、相談機関の把握や関係機関相互のネットワークづくりなど関係機関と連携し、問題解決を図っていきます。

## 3) 在宅心身障害児等訓練会の実施

在宅心身障害児等訓練会「ひまわり」を上郡5町で運営し、生活訓練・言語相談・巡回リハビリ・保護者への指導を行い、日常生活及び自立に必要な能力の向上を図っています。

## 4) 重度障害者福祉タクシー利用助成事業の実施

在宅重度障害者の積極的な社会参加と生活圏の拡大を図るため、タクシー運賃の一部を助成しています。現在、助成対象者は、身体障害者・知的障害者に限られていますが、精神障害者も対象となるよう検討していきます。

### 町民と町とのパートナーシップ

障害者福祉計画の策定にあたってはアンケート調査等を実施し、皆様のご意見を伺いますので、アンケートにご協力いただくなど、計画策定にご協力ください。

## 2 3

### 自立支援給付の充実

障害者（児）の自立した生活を支援するために、身体障害・知的障害・精神障害を持つ方に対する福祉サービスを、共通の制度により一元化し提供していきます。サービスの個別給付について、利用者が支援の必要度に応じた公平なサービスが受けられるように、審査会の意見聴取をするなど透明性を高めます。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	17	18	19	20	21
1) 審査会の設置	.....				
2) 介護給付の充実					
3) 訓練会等の充実					
4) 補装具給付事業の実施					

《主な事業の目標値》

事業名	介護給付の充実	単位	平成17年度実績	平成20年度目標
項目	給付決定者数	人	75	90

#### 現状と課題

障害者自立支援法に基づく審査会を町単独で設置することはコスト面や運用面で非効率なため、広域設置が可能かどうか検討が必要です。

また、定率負担の適用により利用者の負担増が懸念されています。低所得者層に対して軽減措置が必要です。

なお、対象者の増加により、事業費も増加傾向にあります。自己負担助成限度額引き下げも視野に入れ、検討していく必要があります。

#### 1) 審査会の設置

居宅介護やデイサービス等の在宅サービスを利用する場合、利用者が支援の必要度に応じた公平なサービスが受けられるように審査会で決定します。

#### 2) 介護給付の充実

#### 3) 訓練会等の充実

平成18年4月より支援費制度から障害者自立支援法になり障害者福祉サービスが大きく変わります。サービス利用費が応能負担から定率負担になり、3障害（身体・知的・精神）が共通のサービスが利用できるようになります。

このほか、利用者の負担増に対応し、低所得者層に対する軽減措置の適用について、国及び県に要望していきます。

#### 4) 補装具給付事業の実施

身体障害者（児）が補装具の交付・修理を受ける場合、その費用の一部を助成し、経済的負担の軽減と日常生活の利便を図っています。

#### 町民と町とのパートナーシップ

障害者が地域で生きがいを持って暮らしていけるよう支援等協力をお願いします。また、障害者（児）の日常生活の利便性向上に協力をお願いします。

## 2 - 3 - 障害者（児）の社会参加への支援

ノーマライゼーションの理念に基づき、障害者（児）に対する正しい理解と認識の普及に努め、心の隔たりを無くした社会環境を形成します。

また、企業等の理解と協力を得ながら、障害者（児）の雇用機会の拡大を促進するとともに、既存の地域作業所の充実やともしびショップ「ゆう」に対する支援を実施します。  
《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	17	18	19	20	21
1) ノーマライゼーションの理念の普及					
2) 障害者（児）の雇用機会の拡大の促進					
3) 地域作業所の拡充					
4) ともしびショップ「ゆう」への財政的支援の実施					

《主な事業の目標値》

事業名	障害者（児）の雇用機会の拡大の促進	単位	平成17年度実績	平成20年度目標
項目	地域作業所通所者のうち就労者数	人	0	1

### 現状と課題

ノーマライゼーションの理念を理解することができても、日常生活で行動に移すことは、なかなか困難です。教育等の福祉以外の分野の協力も必要です。

精神障害者については、障害の性質上、一般の企業等への就労はなかなか困難です。現在、地域作業所などへの支援により雇用機会の拡大を図っていますが、今後もさらに充実を図っていく必要があります。

#### 1) ノーマライゼーションの理念の普及

障害者、高齢者及び子どもなど社会的に弱い立場の人たちも含め誰もが普通に日常生活を営むことができるというノーマライゼーションの理念を普及させます。

#### 2) 障害者（児）の雇用機会の拡大の促進

上郡5町で精神障害者地域作業所「合力の郷」の運営をしています。回復途上にある精神障害者が生活訓練や作業を通じて協調性をもち、地域と交流を深めつつ社会復帰を目指しています。

#### 3) 地域作業所の拡充

障害者地域作業所「ほほえみ」を運営委託しています。在宅障害者の社会参加及び自立を促進するために、週5日作業訓練等を行っています。

#### 4) ともしびショップ「ゆう」への財政的支援の実施

障害者の雇用機会の拡大のため、ともしびショップ「ゆう」に対し財政的支援を行っています。なお、ともしびショップは、ともしび運動（県社協事業）の一環として県内に4ヶ所あります。

### 町民と町とのパートナーシップ

ノーマライゼーションの理念は一人ひとりの意識改革が必要です。小さなことから始め、皆様とともに普及させましょう。また、障害者の就労は、大変に困難です。ご理解とご協力をいただくとともに、役場や保健センターにお越しの際には、ぜひともしびショップ「ゆう」をご利用ください。

## 2 - 4 児童福祉

多様化する保育ニーズに対応した保育体制・内容の充実を図るとともに、家庭や地域との連携をさらに強めながら、子育ての支援をはじめとする児童の健全育成を推進します。

### 【これから取り組む主な施策】

- 2 - 4 - 子育てへの支援
- 2 - 4 - 保育体制・内容の充実
- 2 - 4 - 小児医療費制度の充実
- 2 - 4 - 虐待防止対策の充実
- 2 - 4 - 放課後児童の支援

### 2 - 4 - 子育てへの支援

育児相談や親子の交流の場として、子育て支援センターの健全な運営を推進するとともに、一次預かりを担うファミリーサポートセンターの充実や広報、研修会などによるPR、支援会員の増員を図ります。

また、母親同士の交流や地域ネットワークづくりを進める「のびっこくらぶ」の継続的な開催を推進します。

#### 《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	17	18	19	20	21
1) 子育て支援センターの健全な運営					
2) ファミリーサポートセンターのPRと支援会員の増員					
3) 「のびっこくらぶ」の継続的な開催					
4) ボランティアネットワークなどによる多様な保育環境の提供とPRの促進					

#### 《主な事業の目標値》

事業名	子育て支援センターの健全な運営	単位	平成17年度実績	平成20年度目標
項目	子育て広場年間利用者数（保護者含む。）	人	6,900	10,000

#### 現状と課題

子育て支援センターでは、多くの親子が集まる機会を活用して、子育て中の保護者の仲間づくりの支援をしています。今後は、引き続き利用者の増加をめざすほか、育児サークルの活動支援や、イベント、育児相談体制なども充実させていきます。

また、子育て家庭に対して、利用しやすい支援を提供し、地域での子育てを支える力を高めていくため、多方面の活力を活かし保育サービスの充実や育児不安の解消を図っています。今後さらに広報による周知に努め、会員の増加と支援者の資質向上を図り、地域に浸透させていく必要があります。

このほか、町では社会福祉協議会と連携をとり、育児サークル活動や小地域福祉活動、世代間交流事業の支援を行っています。安心して子育てのできる地域作りを進めるため、今後も社会福祉協議会への支援を継続して行うとともに、ボランティアやネットワークの存在を広報や健診等でPRしていくことも必要です。

#### 1) 子育て支援センターの健全な運営

子育て広場の運営や、子育て家庭等の育児不安や悩みについての相談、地域の保育資源の情報提供など、地域全体で子育てを支援するセンター機能として実施しています。

#### 2) ファミリーサポートセンターのPRと支援会員の増員

地域において、育児の援助を行いたい人（支援会員）と援助を受けたい人（依頼会員）が会員となり、育児について助け合う会員組織です。アドバイザーの仲介のもと、会員相互の育児援助活動を行います。活動内容は、保育園や幼稚園、小学校、学童保育などの開始・終了時間までのお子さんの預かり、施設までの送迎などです。

#### 3) 「のびっこらぶ」の継続的な開催

1歳児の子どもをもつ母親同士の交流を通じて、親の子育てに対する不安や悩みの解消を図り、ゆとりを持った子育てができることを目的として開催しています。

#### 4) ボランティアネットワークなどによる多様な保育環境の提供とPRの促進

地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、地域の子育て関連団体やボランティアの活動を促進するとともに、地域住民の子育てへの関心と理解を高めていきます。

#### 町民と町とのパートナーシップ

子育て支援事業の推進には、民生委員児童委員、母子保健推進員の協力は不可欠です。今後も継続してご協力いただけるようお願いします。

ファミリーサポートセンターの支援会員は町内在住が条件です。町民の中から一人でも多くの方が支援会員として登録されるよう、積極的なご参加をお願いします。

## 2 4 保育体制・内容の充実

低年齢児の入所需要に対応し、民間保育所との連携による保育体制・内容の充実を図ります。

また、公立保育園の保育内容を第三者機関に評価委託して、より良い保育園運営をめざします。

### 《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	17	18	19	20	21
1) 職員交流による研修					
2) 公立保育園の新たな保育サービスの創出					
3) 保育施設の充実					
4) 保育園運営に関する第三者評価委託					

### 《主な事業の目標値》

事業名	公立保育園の新たな保育サービスの創出	単位	平成17年度実績	平成20年度目標
項目	保育サービス年間利用者数(のべ人数)	人	240	360

### 現状と課題

公立保育園は1園しかなく職員の異動がないことから、保育内容のマンネリ化、職員の意識の停滞化を招きやすい状況になっています。今後も各職員を対象に派遣、交流を図り、民間保育園も視野に入れ継続していくことが必要です。

県内で公立保育園の民営化が徐々に進んでいる中、公立保育園の保育サービスのあり方について議論されています。今後は、地域のニーズを把握しながら、新規サービスの開発、サービスの質の改善などの取り組む必要があります。

#### 1) 職員交流による研修

公立保育園において、公立幼稚園、他町の公立保育園との職員交流による研修を実施し、職員の意識啓発、資質の向上、保育内容の充実などを図ります。

#### 2) 公立保育園の新たな保育サービスの創出

公立保育園の対応状況及び運営管理の実態を把握し、今後の保育内容の充実と質の向上を目指し、今後地域のニーズを把握しながら、0歳児保育、延長保育など新たなサービスを創出していきます。

#### 3) 保育施設の充実

公立保育園における施設設備、事業備品等が老朽化し、保育内容に影響を及ぼしていることから、各年度において備品等の更新をし設備を整え、安全で充実した保育サービスの提供や円滑な事業運営を図ります。

#### 4) 保育園運営に関する第三者評価委託

福祉サービスの質を確保するための必要な人材や人員体制に関する具体的なプランの確立や、施設の役割や機能を達成するために必要となる関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示するなど、公立保育園の保育内容を多岐にわたる項目で評価し、よりよい運営を目指します。

### 町民と町とのパートナーシップ

保育サービスの住民ニーズ調査を行いますので、ご協力をお願いします。

## 2 - 4 - 小児医療制度の充実

安心して子どもを産み育てられる生活を支援するために、県の補助基準の拡大を要望するとともに、制度の充実を図ります。

### 《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	17	18	19	20	21
1) 小児医療費助成事業の拡充					

### 《主な事業の目標値》

事業名	小児医療費助成事業の拡充	単位	平成 17 年度 実績	平成 20 年度 目標
項目	年間受診件数	件	2,100	8,000

### 現状と課題

平成 14 年度には 0 歳から 1 歳児に、平成 15 年度には 1 歳から 2 歳児へと段階的に通院に対する助成年齢を拡大してきました。町の出生率が上がっているため、対象児童数は年々増加傾向にあります。

県の補助基準の拡大を要望するとともに、近隣市町との格差が広がらないよう年齢拡大を検討します。

### 1) 小児医療費助成事業の拡充

4 歳児以下の小児の通院に対して医療費助成を行います。また、0 歳時～中学校卒業時までの入院に対して医療費助成を行います。

### 町民と町のパートナーシップ

制度のご理解をお願いします。

## 2 4 虐待防止対策の充実

児童虐待の防止、早期発見・早期対応、被害児童の保健など児童虐待に総合的に対応するため、福祉関係者にとどまらず医療・保健・教育・警察、民生委員児童委員などの地域住民との連携・協力体制を整備強化します。

### 《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	17	18	19	20	21
1) 虐待の早期発見					
2) 要保護児童対策協議会の開催					
3) 定期的な個別ケース検討会議の実施					

### 《主な事業の目標値》

事業名	定期的な個別ケース検討会議の実施件数	単位	平成17年度実績	平成20年度目標
項目	ケース検討会議の実施回数	回	12	15

### 現状と課題

子育ての不安や負担の解消を図るため、各種事業などを行っていますが、今後も未然に防ぐ努力をより強化するとともに、いざ生じてしまった場合には早期対応が可能なよう、十分な体制を整えておく必要があります。

平成17年度から子どもに関するあらゆる相談の一義的窓口が市町村に設置され、要保護児童対策地域協議会も身近な市町村が設置主体となりました。協議会の構成員である関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する関係者とともに適切に連携を行いながら対応しています。

#### 1) 虐待の早期発見

育児の悩みについて相談しやすい雰囲気を作り、親のストレスや家庭での育児の現状を早期に把握し、親子の支援を展開できるよう、乳幼児健康診査など様々な場を活用していきます。また、健康診査未受診者に対する対応の強化を図ります。

#### 2) 要保護児童対策協議会の開催

要保護児童対策地域協議会は3層構造となっており、個別の要保護児童等に関する情報交換や支援内容の協議を行うことを念頭に、要保護児童対策調整機関や地域協議会の構成員に対する守秘義務が設けられ、個別のケースについて担当者レベルで適時検討する会議（個別ケース会議）や、構成員の代表者による会議（代表者会議）や実務担当者による会議（実務者会議）を開催します。

#### 3) 定期的な個別ケース検討会議の実施

要保護児童対策地域協議会における個別ケース検討会議は、個別の要保護児童について、直接関わりを持つ担当者が集まり、対象児童に対する具体的な支援の内容等を検討するために適時開催し、児童の状況把握や問題点の確認、支援の経過報告や新たな情報の共有、支援計画の検討等を行います。

### 町民と町とのパートナーシップ

すべての子どもが心身ともに健やかに育ち、その持てる力を最大限に発揮することができるようにするためには、町の相談援助活動はいうまでもありませんが、学校、家庭、地域がともに取り組んでいくことが大切です。ご理解・ご協力をお願いします。

## 2 - 4 - 放課後児童の支援

保護者の就労等により、放課後留守家庭になる小学校 1 年生から 3 年生の児童を対象に、指導員が放課後の一定の時間を保護します。

### 《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	17	18	19	20	21
1) 児童コミュニティクラブの充実					

### 《主な事業の目標値》

事業名	児童コミュニティクラブの充実	単位	平成 17 年度 実績	平成 20 年度 目標
項目	在籍児童数	人	55	60

### 現状と課題

近年の女性の就労形態の変化や、一人親家庭の増加によるなどの社会情勢の変化により、保育希望者が年々増加しています。

それに対応するため、定員の増や場所の移動を行ってきました。平成 18 年度以降も引き続き事業の充実に取り組んでいきます。

このほか、児童が健全に育ち、安全が確保できる場所の確保が必要となっています。

### 1) 児童コミュニティクラブの充実

町内の小学校 1 年生から 3 年生までの児童の保護者が、就労等により放課後留守家庭となる世帯を対象に放課後から午後 6 時まで預かり、児童の健全な育成を図っています。また、夏・冬・春休み等の平日も実施しています。

### 町民と町とのパートナーシップ

現在、児童クラブを町で運営しているが、今後は保護者会やボランティア団体や N P O 等がクラブ運営する方向が望ましいと考えます。関係者のご理解とご協力をお願いします。

## 2 - 5 社会保障・勤労者福祉

国民健康保険事業や老人保健医療事業の適切な運営に努めるとともに、町民が自分の健康を維持増進する身近な運動として、ウォーキング等の推奨、普及を図ります。また、勤労者へのきめ細かな支援を図ります。

### 【これから取り組む主な施策】

- 2 - 5 - 国民健康保険事業、老人保健医療事業の適切な運営
- 2 - 5 - 勤労者への支援
- 2 - 5 - 町営住宅の適正な運営

### 2 - 5 - 国民健康保険事業、老人保健医療事業の適切な運営

保険税収納率の向上や保険負担のあり方の継続的な検討により、安定した国民健康保険事業の運営を推進するとともに、老人保険医療事業の適切な運営に努めます。

また、生活習慣病の予防と健康の保持増進のため、ウォーキング等の推奨、普及を図ります。

#### 《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	17	18	19	20	21
1) 適正な保険税の賦課と徴収の推進					
2) レセプト点検の充実					
3) 健康づくり活動の推進					

#### 《主な事業の目標値》

事業名	適正な保険税の賦課と徴収の推進	単位	平成17年度実績	平成20年度目標
項目	保険税収納率	%	93.3	94.0

#### 現状と課題

現在、国保税は税収入の伸び悩み、医療費の増加により、保険税率の改正を毎年実施せざるを得ない状況下にあります。そのような中、滞納者が年々増加しており、現在、滞納整理はもとより様々な方法で収納率の向上に努めています。今後は、滞納処分等の強化、納付折衝と納付指導の強化が必要です。

また、医療費の適正化を推進するため、レセプト点検による医療受給資格及び請求内容・点数確認し、適正な受診を促進する必要があります。

さらに、医療費の適正化のためには、循環器系疾患に代表される生活習慣病と高齢者に多い筋骨格系疾患の予防対策を図ることが重要と思われます。

#### 1) 適正な保険税の賦課と徴収の推進

収納率向上対策に向けた取り組みとして、滞納処分の早期着手、高額滞納者の債権確保、短期証・資格証の活用による納付折衝と納付指導、電話催告・個別訪問などを実施していきます。

#### 2) レセプト点検の充実

レセプト点検員が医療受給資格及び請求内容・縦覧点検等を確認し、過誤が明らかになった場合、その調整を審査機関に依頼し医療費の適正化を図ります。

### 3) 健康づくり活動の推進

現在、国保と老保で支払う医療費は、年々増加の一途を辿っていることから、医療費を抑えるとともに、町民の健康づくりのため、次の事業を展開していきます。

ウォーキングを町民に推奨し、ウォーキング事業を展開します。また同時に、生活習慣の改善を啓発するとともに運動の効果を実際に測定し、健康状況を客観的にとらえることで、自己の健康管理が期待できます。ひいては、町全体の生活予防意識の高揚を図っていきます。

医療費のお知らせ(ハガキ)を、年6回受診世帯に送付し、医療費の大切さを認識するとともに、健康に対する意識の高揚を図ります。

無診療世帯の表彰を行います。

啓発パンフレットを配布し、国保制度の周知を行います。

#### 町民と町とのパートナーシップ

国民健康保険は皆さんからの保険税によって成り立っている制度です。保険税は必ず納期内に納付していただけるようお願いいたします。

## 2 5 勤労者への支援

勤労者の生活の安定を図るため、様々な融資制度による支援を推進します。

### 《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	17	18	19	20	21
1) 勤労者住宅資金利子補給制度の運用					
2) 勤労者生活資金融資制度の運用					

### 《主な事業の目標値》

事業名	勤労者生活資金融資制度の運用	単位	平成17年度実績	平成20年度目標
項目	融資件数	件	36	25

### 現状と課題

勤労者の生活の安定と意欲の向上を図るため、勤労者の住宅の取得及び一時的な生活資金の需要に対し、支援を行います。

#### 1) 勤労者住宅資金利子補給制度の運用

勤労者の住宅資金に対し、500万円を限度に3年間の範囲で2%の利子補給を行い、住宅の確保を支援します。年間平均10件強の利用者があり、生活基盤の支援となっています。

#### 2) 勤労者生活資金融資制度の運用

勤労者の一時的な資金需用に対し、100万円を限度に低利貸付を行い、勤労者の生活支援を行います。年間に15件程度の利用者があり生活の安定が図られています。

### 町民と町とのパートナーシップ

制度の内容の周知に努めますので、町民の皆様の積極的な活用をお願いします。

## 2 - 5 - 町営住宅の適正な運営

町営住宅を適正に管理運営します。

### 《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	17	18	19	20	21
1) 町営住宅の適正な管理運営					

### 《主な事業の目標値》

事業名	町営住宅の適正な管理運営	単位	平成 17 年度 実績	平成 20 年度 目標
項目	入居戸数	戸	31	31

### 現状と課題

主に低所得者層の住宅を確保するため、町営住宅の維持及び管理を行う必要があります。現在、河原地区 22 戸、山田地区 9 戸の住宅を管理していますが、良好な居住環境を維持するため、計画的な修繕が必要となります。

### 1) 町営住宅の適正な管理運営

河原地区 22 戸、山田地区 9 戸の町営住宅の維持管理を行っています。今後は、木造住宅に関しては防火管理を徹底するとともに、全戸を対象に火災報知機の設置を行います。

### 町民と町とのパートナーシップ

町営住宅は、町民全体の財産です。入居者の方は、適正な居住に心がけられるようお願いいたします。

# 第3節

## 生涯學習

---

## 第3節 生涯学習

### 第1項 学校教育

#### 1-1 幼稚園教育

幼稚園教育振興計画に基づき、これからの幼稚園教育に対応した就園体制及び施設の整備を推進します。

#### 【これから取り組む主な施策】

1-1- 3年保育体制の整備

1-1- 施設の整備

#### 1-1- 3年保育体制の整備

教員の充足や教育課程の見直しを図り、3年保育を基本とした保育体制を強化するとともに、幼稚園と小学校との連携を深め、小学校教育への円滑な移行を推進します。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	17	18	19	20	21
1) 3年保育の充実					
2) 3年保育体制に対応した教育課程の見直し					
3) 幼児教育研修の実施					
4) 幼・小・中の連携による一貫した教育の充実					

《主な事業の目標値》

事業名	3年保育の充実	単位	平成17年度実績	平成20年度目標
項目	3年保育を受けた幼児数	人	90	110

#### 現状と課題

3年保育については、特に幼稚園に入園を希望する家庭が多く、対応に追われているのが現状で、学級数や職員数の増加などの検討が必要です。

また、幼稚園教育に関する要望等をアンケート形式でとり、幼稚園教育振興研究会等で協議し、できるだけ受け入れるように努めていますが、難しい面があるのが現状です。今後も幼児の立場から検討していきたいと考えています。

また、研修の機会の増加、内容の充実に努めることが今後の課題です。

月に1回の校長・園長会議での情報交換、幼稚園、小学校、中学校相互の交流活動などにより、お互いが良い関係で保たれています。今後は中学校と幼稚園の間をつなぐ活動について考えていく必要があります。

#### 1) 3年保育の充実

大井幼稚園の新園舎開園に伴い、平成16年度から町内全園における3年保育が実施されました。

園長会議や父母の会、学校評議委員会、幼稚園教育振興研究会などを開催することにより、3年保育実施上の問題点についての研究会を行うとともに、学識経験者からの意見も求めていきます。

#### 2) 3年保育体制に対応した教育課程の見直し

3歳児～5歳児までの発達に応じた教育課程を見直し、適切な指導に努めていきます。

### 3) 幼児教育研修の実施

幼児教育研修として、幼児理解についての講演会や教員相互の保育授業の参観などにより、幼児教育についての理解を深めるとともに、教員としての指導力の向上を図ります。

### 4) 幼・小・中の連携による一貫した教育の充実

校長・園長会議での情報交換、連絡調整により、円滑な学校経営に努めています。また、町教育研究会の活動を通じて、幼・小・中の一貫した教育の推進を図ります。

#### 町民と町とのパートナーシップ

3年保育に関する問題点を保護者から提示していただき、解決に向けて取り組んでいきたいと考えていますので、保護者のご理解とご協力をお願いします。

## 1 - 1 - 施設の整備

3年保育を円滑に推進するため、幼稚園施設の整備・充実を図ります。

### 《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	17	18	19	20	21
1) 大井第二幼稚園の園庭の拡張					

### 《主な事業の目標値》

事業名	大井第二幼稚園の園庭の拡張	単位	平成17年度実績	平成20年度目標
項目	園庭面積	m <sup>2</sup>	3,607	5,560

### 現状と課題

現在、幼稚園用地借地面積3,607m<sup>2</sup>のうち約50%が園庭用地で、その中にプール・遊具・倉庫・小動物小屋・植栽などがあり、空き地は大変狭い状況で、運動会などでは大変不便を強いられています。

#### 1) 大井第二幼稚園の園庭の拡張

現在の園庭用地は大変狭い状況で運動会などでは大変不便を強いられている中、その解消と教職員等の駐車場を確保するため、園庭南側の用地を購入し、園児たちの安全確保を図ります。

### 町民と町とのパートナーシップ

地主の方に幼稚園用地の提供をしていただき、幼稚園施設の整備・充実を図っていきますので、ご協力をお願いします。

# 1 2 小・中学校教育

新しい学力観に基づきながら、子どもたちの生きる力を育むため、学校・家庭・地域との連携を図りつつ、国際化・情報化などの新しい時代に対応した教育内容の充実や豊かな心を育む教育環境の整備を推進します。

## 【これから取り組む主な施策】

- 1 - 2 - 教育体制の充実
- 1 - 2 - 情報教育の推進
- 1 - 2 - 国際理解教育の推進
- 1 - 2 - 障害児教育の充実
- 1 - 2 - 施設の整備

## 1 - 2 - 教育体制の充実

教育課程の充実を図るとともに、総合的な学習の時間などを利用して地域住民との交流を図るなど、地域との連携により、生きる力を育む教育体制を充実します。

また、いじめや不登校などの問題に対応する、教育相談体制の充実を図ります。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	17	18	19	20	21
1) 学校2学期制の充実					
2) 教科指導等における地域指導協力者の派遣					
3) 大井スクールカウンセリングの充実					
4) 適応指導教室の充実					
5) スクーリング・サポート・ネットワーク整備事業の充実					

《主な事業の目標値》

事業名	大井スクールカウンセリングの充実	単位	平成17年度実績	平成20年度目標
項目	相談件数	件	60	70

### 現状と課題

学校2学期制では、夏季休業中のサマースクール実施など学びの連続を大切に考え、児童・生徒からも評価を得ています。学習が長期にわたるため、中学校の技能教科は広い視野から継続して学ぶことができます。幼稚園・小学校・中学校の前期、後期の境目の休業期間をそろえるなどの課題が残されています。

また、地域とのふれあいを主眼に地域指導協力者の学校への派遣を行っており、効果をあげています。今後は、より多くの地域指導協力者を開拓し、児童・生徒の地域理解を深めていくことが課題です。

適応指導教室での指導により登校に至った生徒も多いなど成果がうかがえますが、教室に通うこともできない児童・生徒もあり、支援の在り方については今後の課題として残されています。

スクーリング・サポート・ネットワークでは、現在不登校児童・生徒及び保護者への支援を中心に対応し、適応指導教室と連携を図ります。

#### 1) 学校2学期制の充実

学校週5日制の実施により、学習時間の削減と学力の低下が危惧されたことから取り組み始めた学校2学期制です。

指導時間数が増え、自ら学び、自ら考える力の育成や、わかりやすい授業展開を行うことを目標として取り組んでいます。

#### 2) 教科指導等における地域指導協力者の派遣

子どもは「学校・家庭・地域社会で育つ」との視点に立ち、総合的な学習の時間やふれあい活動などに地域で活動する方を地域指導協力者として招き、地域の取り組みを紹介する活動に取り組んでおり、教育効果の向上をめざしています。

#### 3) 大井スクールカウンセリングの充実

厚木児童相談所判定課職員3名を月1回ずつの割合で(合計36回)町内の幼稚園、小学校、中学校や適応指導教室に派遣し、就学相談、発達相談、家庭環境相談などの諸問題の解決に向けて、援助・支援をいただいております。今後も活動の充実をめざしていきます。

#### 4) 適応指導教室の充実

適応指導教室では、不登校となっている児童・生徒を対象として、通級生一人ひとりに応じた指導を行っています。適応指導教室担当者と学校の関係者が不登校についての協議や情報交換を行い、不登校についての理解を深めるとともに、不登校児童生徒の学校復帰をめざし支援活動に取り組んでいます。

#### 5) スクーリング・サポート・ネットワーク整備事業の充実

中井町、大井町、松田町、山北町の各教育委員会で構成する地域ネットワーク協議会をスクーリング・サポート・ネットワーク(SSN)と称します。広域で不登校児童・生徒の早期発見・早期対応に取り組むのをはじめ、より一層きめ細かな支援を行うことをめざしています。

#### 町民と町とのパートナーシップ

学校での授業や各種行事に協力していただき、教育活動についてご理解を願います。学校などに出された意見や要望は前向きにとらえ、教育活動の充実に努めていきたいと考えていますので、ご意見を積極的にお寄せくださるようお願いいたします。

また、地域の力で子どもを育てるという視点から、多くの方に地域指導協力者として依頼し、学校教育活動をより活性化させていきたいと思っておりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

## 1 - 2 - 情報教育の推進

情報化社会に対応した児童・生徒を育成するため、情報教育の充実を図るとともに、情報化に対応した機器の導入を推進します。

### 《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	17	18	19	20	21
1) 校内LANの整備					
2) 教職員のパソコン研修					

### 《主な事業の目標値》

事業名	教職員のパソコン研修	単位	平成17年度実績	平成20年度目標
項目	パソコンを活用した授業を実施する教員	%	30	50

### 現状と課題

近年、インターネットを用いた文書の受信、発信が多くなってきています。また、授業等に使用する情報はパソコン教室・職員室から入手していますが、情報を素早く取り入れるため校内LAN（校内通信情報網）の整備が必要となります。

パソコンやインターネットを活用した授業が数多く展開されるようになり、教職員もパソコン操作の技能を身につける必要があります。職員の情報管理・情報処理能力の育成や指導教員の養成も今後の課題です。

#### 1) 校内LANの整備

校内のLANを整備した教育ネットワークを張り巡らし、校内各所からインターネットを利用した情報のやりとりを通じて、情報時代に対応した学習活動に役立てていきます。

#### 2) 教職員のパソコン研修

校内LANが小学校で整備され、授業内容の充実や情報交換の能率化が図られています。授業でパソコンを活用する機会が増え、職員もニーズに応えられるように知識・技能を向上させるべく、校内研修や外部講師を招いての研修会等を開催します。

### 町民と町とのパートナーシップ

学校教育の充実を図る事業です。皆様のご理解・ご協力をお願いします。

## 1 - 2 - 国際理解教育の推進

国際化時代に対応した児童・生徒を育成するため、国際理解教育を推進します。

### 《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	17	18	19	20	21
1) 小・中学校へ外国語指導助手の派遣					
2) 外国語に親しむ教育の推進					

### 《主な事業の目標値》

事業名	小・中学校へ外国語指導助手の派遣	単位	平成 17 年度 実績	平成 20 年度 目標
項目	国際理解教育の実施時間数	人	220	230

### 現状と課題

平成 8 年から始まった外国語指導助手や日本人教師による国際理解教育は、児童生徒から高い評価を受けており、授業形態もいろいろと工夫され、充実した学習が行われています。

子どもたちから高い評価を受けており、内容も年々充実したものになっています。ALT の派遣回数を増やし、日常生活の中に少しずつ浸透させていきます。また、併せて外国の文化も学べるようなカリキュラムを考えていきたいと考えています。

#### 1) 小・中学校へ外国語指導助手の派遣

#### 2) 外国語に親しむ教育の推進

小学校、中学校における国際理解教育の推進に向けて外国語指導助手（ALT）を派遣します。

国際化の進展に伴い、国際社会の中で主体的に生きていく上で必要な国際感覚の資質や能力の基礎を培い、外国語に対する興味・関心をもたせるために総合的な学習の時間等に ALT との学習を実践しています。また、外国語を学ぶだけでなく、併せて外国の文化も学べる教育をめざします。

### 町民と町とのパートナーシップ

学校教育の枠を越え、一般町民のニーズにも対応するなど、活動を考えていきたいと思っています。積極的にご参加いただけるようお願いいたします。

## 1 - 2 - 障害児教育の充実

障害に応じた適切な教育を推進するとともに、きめ細やかな就学相談の充実を図ります。

### 《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	17	18	19	20	21
1) 適正な就学相談					
2) 介助員派遣等による教育支援					

### 《主な事業の目標値》

事業名	適正な就学相談	単位	平成 17 年度 実績	平成 20 年度 目標
項目	就学相談回数	人	4	6

### 現状と課題

現在、障害児教育を含めた取り組みは充実しているといえます。今後は、福祉部局との連携や近隣の施設との連携をより深めていくことが求められています。

また、介助員の派遣についても、より重度の障害を持つ児童・生徒にも対応が可能となるように配慮するとともに、特別支援教育の体制づくりを各学校で検討していく必要があります。

#### 1) 適正な就学相談

小・中学校に障害児学級が設置され、一人ひとりに応じたきめ細かい就学相談が行われています。引き続き就学相談を行うとともに、就学指導委員会の充実を図り、児童相談所との連携を深めます。

#### 2) 介助員派遣等による教育支援

介助を必要とする児童・生徒に対し介助員を派遣し、お互いに理解を深め、ともに学び、ともに育つ温かい人間関係づくりを行うとともに、学級担任の先生との連携を深めています。支援に当たっては、児童一人ひとりの障害の状況や発達段階、特性等に応じた個別教育計画を作成し、自立をめざしています。

### 町民と町とのパートナーシップ

障害を持つ児童・生徒が他の子どもたちと同様に生き生きと学校生活を送ることをめざした事業です。皆様のご理解・ご協力をお願いします。

## 1 - 2 - 施設の整備

老朽化、安全性の確保に対応した施設の整備・改修と適正な維持管理を推進します。

### 《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	17	18	19	20	21
1) 給食センター整備の推進					
2) 情報時代に対応した施設の充実					
3) 施設の適正な管理					

### 《主な事業の目標値》

事業名	給食センター整備の推進	単位	平成17年度実績	平成20年度目標
項目	児童生徒給食数	食/日	2,050	2,110

### 現状と課題

給食センターは、建設から37年以上が経過し、老朽化が進んでいます。衛生上、安全面からも建替が必要になっています。

また、情報化社会の中で、小・中学生の情報活用能力向上のため、パソコンの効果的な利用を推進していく必要があります。

このほか、各学校のトイレ改修工事については、順次進んでいますが、校舎は老朽化が進んでいます。今後とも施設の定期的な修繕と管理による学習環境の改善が必要です。

#### 1) 給食センター整備の推進

給食センターの老朽化に伴い、新たな施設を建設します。

#### 2) 情報時代に対応した施設の充実

情報化社会の中に生きる児童、生徒に情報の有効活用能力を高めるため、各教科等総合的な学習の時間にインターネット等を積極的に利用します。小・中学校向け教育支援用コンピュータシステムを賃借により導入し、パソコンの効果的な利用を推進していきます。

#### 3) 施設の適正な管理

学習環境の改善を図り、教育施設の安全性を確保するために、改修工事を計画的に進めます。

### 町民と町とのパートナーシップ

工事中の理解と協力をお願いします。

## 第2項 社会教育

### 2 - 1 青少年の育成

社会の変化に主体的に対応できる資質と意欲を持ち、広い視野を持った国際化時代にふさわしい青少年を育成するために、学校・家庭・地域などとの連携を図りながら、広く市民の理解と協力を得て、青少年の健全育成施策を計画的・総合的に推進します。

#### 【これから取り組む主な施策】

- 2 - 1 - 健全育成体制の充実
- 2 - 1 - 健全育成事業の推進

#### 2 - 1 - 健全育成体制の充実

青少年の健全な育成を図るため、学校・家庭・地域が連携しながら、健全な環境づくり、非行防止活動の実施、地域教育力の向上などを推進するとともに、指導者の育成や団体活動の支援・充実に努めます。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	17	18	19	20	21
1) 地域青少年指導者と学校の合同会議の開催					
2) 各種事業・大会への参加促進					
3) 青少年育成関係団体指導者研修会の開催					
4) ジュニアリーダーの育成					
5) 青少年育成会への支援					
6) 地域社会の環境浄化					
7) 広報「おい」による地域・家庭教育などの情報の提供					
8) 夜間パトロールの実施					
9) 教育・福祉施設などを活かした活動拠点づくり					

《主な事業の目標値》

事業名	地域青少年指導者と学校の合同会議の開催	単位	平成17年度実績	平成20年度目標
項目	参加団体の割合	%	82	100

#### 現状と課題

町内では様々な青少年の育成団体が積極的に活動しています。団体相互及び学校との連携を図ることにより、地域教育力の向上を図る必要があります。

各団体では、様々な行事を開催しています。青少年が地域社会とふれあう有意義な機会ですので、団体への支援により、一層の充実に努めたいと考えます。

また、青少年の地域参加や奉仕活動を促進するため、青少年指導員協議会の指導を受けながら、ジュニアリーダーの育成を進める必要があります。

#### 1) 地域青少年指導者と学校の合同会議の開催

地域青少年指導者と学校の合同会議を開催し、情報交換を通して地域教育力の向上を図るとともに、青少年健全育成についての意見を出し合います。

#### 2) 各種事業・大会への参加促進

町や青少年育成団体が開催する各種事業や大会に青少年の参加を促すことにより、地域社会でのふれあいを促進し、青少年健全育成を図ります。

#### 3) 青少年育成関係団体指導者研修会の開催

青少年指導者の育成に努めるとともに青少年育成団体相互の連携を図るため、青少年育成関係団体指導者研修会を開催します。

#### 4) ジュニアリーダーの育成

大井町ジュニアリーダーズクラブは会員相互の交流を図り、積極的に社会参加（地域活動等）し、自己の成長を高め奉仕活動を通じ、指導者としての知識・技術の向上に努め、大井町の次世代を担うリーダーとなることを目的としているクラブです。青少年指導員協議会の指導によりジュニアリーダーの育成を図り、青少年の地域参加や奉仕活動を促進します。

#### 5) 青少年育成会への支援

地区青少年育成会へ支援を行い、青少年の地域参加を促します。そのことによって地域での交流やふれあいが生じ、郷土を大切にする気持が育まれるとともに、青少年の非行防止や健全育成にもつながります。あいさつが飛び交う地域づくりを目指して、地域・家庭・学校が連携しながら青少年の地域参加を促して行きます。

#### 6) 地域社会の環境浄化

#### 8) 夜間パトロールの実施

青少年の非行防止と健全育成のため、青少年指導員協議会、学校、PTA、松田少年補導員連絡協議会の合同により春、夏、冬休み期間中に夜間パトロールを実施しています。また、パトロールと併せて広報車により啓発を行っています。

#### 7) 広報「おおい」による地域・家庭教育などの情報の提供

青少年の非行防止と健全育成を図るため、広報「おおい」に地域・家庭教育などの情報を提供します。

#### 9) 教育・福祉施設などを活かした活動拠点づくり

現在、青少年育成団体は、主に中央公民館、そうわ会館、総合体育館、山田総合グラウンドなどを拠点として、それぞれ自主的な活動に取り組んでいます。今後もこれらの施設を引き続き利用できるよう、施設の維持・管理に努めます。

#### 町民と町とのパートナーシップ

青少年の健全育成には地域の理解と協力が必要です。青少年指導者や育成団体の活動はボランティアにより成り立っています。一人でも多くの方に指導者としてご協力いただくほか、町民の皆様のご理解、ご協力をお願いします。

## 2 - 1 - 健全育成事業の推進

青少年の生きる力を育むため、地域資源などを活用した様々な学習機会の充実や、青少年団体活動の支援など、健全育成事業を推進します。

### 《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	17	18	19	20	21
1) 野外体験事業の開催					

### 《主な事業の目標値》

事業名	野外体験事業の開催	単位	平成17年度実績	平成20年度目標
項目	体験事業の参加人数	人	246	246

### 現状と課題

主体性・協調性・他人を思いやる心を育て、青少年の生きる力を育むため、自然環境を体感し、集団活動をすることのできる場が求められています。町では、小中学生を対象に様々な野外体験事業を実施していますが、対象が小中学生であり、野外活動ということもあって、実施日の設定が困難です。なお、保護者の参加を願う場合は、土日開催も念頭に置くなど、工夫を行います。

### 1) 野外体験事業の開催

これまで、カヌー体験・流木アート・巨大パエリア作りをメニューとした「わくわくカヌー体験」、秦野市・中井町・松田町共催による「青少年交流洋上体験研修」、青少年指導員協議会と共催の「子どもキャンプ」と「ふれあいスキー」を実施しており、今後も継続していきます。

### 町民と町とのパートナーシップ

青少年の健全育成を図るための事業です。皆様のご理解・ご協力をお願いします。

## 2 - 2 学習機会の充実

町民誰もが生涯を通じていつでも気軽に楽しく自主的な学習ができるよう、学習活動への支援や学習基盤の整備を図り、新たな時代にふさわしい生涯学習社会の実現を推進します。

### 【これから取り組む主な施策】

- 2 - 2 - 生涯学習推進計画の見直し
- 2 - 2 - 学習機会の提供
- 2 - 2 - 自主的な学習の支援
- 2 - 2 - 地域に根ざした学習環境づくり

### 2 - 2 - 生涯学習推進計画の見直し

町の生涯学習の指針となってきた現行の生涯学習推進計画が平成 18 年度をもって終了することから、計画を見直し、19 年度から実施していきます。

なお、計画の見直しにあたっては、「夢おおい 21 プラン<後期基本計画>」や「かながわ生涯学習推進指針」、社会教育委員会による調査研究結果をもとに策定していきます。

#### 《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	17	18	19	20	21
1) 生涯学習推進計画の見直し					

#### 現状と課題

「大井町生涯学習推進計画」は平成 8 年に策定され、平成 9 ~ 18 年までの 10 年間の町の生涯学習の指針となっているものです。策定にあたっては、社会教育委員会で進捗状況を調査したり、生涯学習推進委員会で審議したりしてきました。しかしながら、策定後は生涯学習推進委員会が十分機能しない状況にありました。そこで、今回の策定にあたっては、新たに生涯学習推進委員会を編成する予定でいます。なお、今回は、「夢おおい 21 プラン<後期基本計画>」とリンクする上で前期 4 年、後期 3 年、計 7 年間の推進計画を策定していきます。

#### 1) 生涯学習推進計画の見直し

策定にあたっては、社会教育委員会で素案づくりをし、生涯学習推進委員会を組織して審議していきます。また、リーフレットを作成し町民の皆様にご紹介いたします。

#### 町民と町とのパートナーシップ

策定にあたっては、町民の皆様からご意見を伺う場合があると思いますのでご協力をお願いするとともに、策定後は計画に沿って各事業を展開していきますので、事業への積極的な参加をお願いします。

## 2 - 2 - 学習機会の提供

生涯学習情報センターを中心としながら、様々なネットワークを構築し、子どもから高齢者まで誰もがいつでも学習できるよう、情報や場の提供を推進します。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	17	18	19	20	21
1) 生涯学習情報センター機能の充実					
2) 県西地域や他市町との関連事業のネットワーク化					
3) 近隣市町の学習施設の相互利用や民間企業施設の活用					
4) 社会教育施設（中央公民館、そうわ会館）の適正運営					
5) 生涯学習情報誌の作成					
6) 生きがいほほえみ大学の開催					
7) 学習ニーズを把握するアンケートの実施					
8) 2007年問題、家庭教育などについての学習機会の提供（家庭教育学級など）					

《主な事業の目標値》

事業名	生涯学習情報誌の作成	単位	平成17年度実績	平成20年度目標
項目	生涯学習情報誌等の発行部数	部	200	6,200

### 現状と課題

社会教育施設である中央公民館、そうわ会館については、町民の学習ニーズの把握を行い、学習機会の提供ほか適正な運営施設に努めます。なお、中央公民館にパソコンを設置し、生涯学習情報センター機能として運営していますが、今後、生涯学習センター機能のあり方の検討をする必要があります。また、近隣市町との連携、民間施設の活用も視野に入れる必要があります。

町では、町民への学習機会提供のため「大井町生涯学習情報誌」を作成しており、毎年更新していますが、今後は、さらにタイムリーな情報を提供するための対応が必要です。あわせて、町民全体の学習ニーズの把握が必要です。

また、高齢者の生きがいづくりのため、「生きがいほほえみ大学」を開設していますが、高齢者の送迎について検討が必要となっています。

#### 1) 生涯学習情報センター機能の充実

生涯学習情報センターを拠点として情報を提供し、学習情報機能を総合的・効果的に図れるよう推進します。

#### 2) 県西地域や他市町との関連事業のネットワーク化

引き続き、神奈川県生涯学習情報システム「PLANETかながわ」に大井町の講座・催物などを情報提供をするとともに、県西地域での生涯学習の研究・情報交換を実施します。

#### 3) 近隣市町の学習施設の相互利用や民間企業施設の活用

生涯学習社会の中で学習活動に参加利用するため近隣の市町村との施設の相互利用や民

間施設の活用を図り学習機会の提供を推進します。

#### 4) 社会教育施設（中央公民館、そうわ会館）の適正運営

学習ニーズを的確にとらえ、町民誰もが生涯を通じて気軽に楽しく利用できるよう施設の整備、充実を図り施設の適正な運営を推進します。また、図書館については、図書館システムの整備を進め、利用者の利便性の向上、読書奨励の推進を図ります。

#### 5) 生涯学習情報誌の作成

町では、「香りがいい文化と人間性豊かな学習社会のまち」をめざして生涯学習の推進に努めており、「であい ふれあい まなびあい」を合言葉に町民の皆様に学習機会提供の一助となるよう、生涯学習の情報を満載した「大井町生涯学習情報誌」を作成しています。情報誌は、中央公民館、そうわ会館、町の総合体育館、生涯学習課窓口で配布します。

#### 6) 生きがいほほえみ大学の開催

満60歳以上の町民を対象に、生きがいづくりの一助を目的とした講座を開催します。2月～3月の間に全4回開催し、毎回講座の内容を変えます。講座内容の企画については、前年度の開催時に行うアンケート結果をもとに、生活・文化・趣味など多岐にわたるテーマからタイムリーな事柄を選択しています。

#### 7) 学習ニーズを把握するアンケートの実施

町民の学習ニーズを把握するため、各種講座・事業の終了時に参加者にアンケート（開催日・場所・内容・満足度等）を実施しています、その結果は翌年度以降の講座・事業に反映していきます。

#### 8) 2007年問題、家庭教育などについての学習機会の提供（家庭教育学級など）

今日的課題である2007年問題や家庭教育の充実などを取り上げた講座を開催するとともに、幼児家庭教育学級においても、今日的課題について取り上げていただくように努めます。

#### 町民と町とのパートナーシップ

町民誰もがいつでも自主的に学習ができるよう施設の充実に努めます。町民の方の利用及び協力をお願いします。また、施設については民間企業の積極的な開放をお願いします。

## 2 - 2 - 自主的な学習の支援

町民の多様なニーズを踏まえながら、町民による自主的な講座・教室の開催を支援・促進するとともに、各種団体の連携の強化や団体リーダーの育成、学習相談体制の強化など、活発な学習活動を支援します。

### 《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	17	18	19	20	21
1) 町民のニーズに合った学習プログラムの開発					
2) 町民による講座・教室の開催					
3) 各種ボランティア養成講座の開催					
4) 社会教育相談員による相談活動の推進					
5) 各種団体のリーダーを対象にした研修会の開催					
6) 各種団体の連携の強化					

### 《主な事業の目標値》

事業名	各種団体のリーダーを対象にした研修会の開催	単位	平成17年度実績	平成20年度目標
項目	参加者数	人	78	90

### 現状と課題

町民のニーズに沿った事業展開を行うため、アンケート調査、職員の研修などの必要があります。その結果を踏まえ、今後は、事業の見直しや統合・深化を行うとともに、今日的な課題を町民に提供していく必要もあります。

また、文化団体連絡協議会所属の文化団体が行う自主的な講座・教室への支援を行っていますが、今後もこれを促進していく必要があります。

各種ボランティア養成講座については、近隣市町との共同開催、団塊の世代の方のボランティア参加のための講座の開催などが必要と考えています。

各種団体のリーダーに対しては、「社会教育リーダー研修会」と「レクリエーション指導者研修会」を実施しており、今後、さらにその充実を図っていきます。

#### 1) 町民のニーズに合った学習プログラムの開発

アンケート調査等により講座内容の良し悪しや、今後望んでいる講座等を把握し、検討のうえ、町民のニーズにあった学習プログラムを実施します。

#### 2) 町民による講座・教室の開催

文化団体連絡協議会を通じて、各部の団体が行う1部1教室を支援するとともに、出前講座などにより地域での自主的な講座などの支援を行っていきます。

#### 3) 各種ボランティア養成講座の開催

ボランティア養成のための講座として、町の社会福祉協議会が主催となって、災害時のボランティアの啓発をするために災害ボランティア講座、手話による体験をとおして入門講座、既存ボランティアグループの支援のための研修会を実施しています。

4) 社会教育相談員による相談活動の推進

5) 各種団体のリーダーを対象にした研修会の開催

指導者としての資質の向上を図り、円滑な団体活動の推進や地域の学習活動推進のためのリーダー的役割を果たす人材を育成することを目的に「社会教育リーダー研修会」(講義)と「レクリエーション指導者研修会」(実技)を開催しています。

6) 各種団体の連携の強化

社会教育団体である町子ども会育成者連絡協議会・町母親クラブ連絡協議会・町PTA連絡協議会などへの補助を行うなど、団体活動が円滑に運営でき、活発な団体となるように支援をしています。

町民と町とのパートナーシップ

多くの町民に講座や教室に参加していただくようお願いします。

また、文化団体連絡協議会には1部1教室について、積極的に取り組んでいただくようお願いします。

このほか、災害ボランティアセンターを立ち上げ、個人・グループ・団体などの登録を行いますので、積極的な参加をお願いします。

## 2 - 2 - 地域に根ざした学習環境づくり

地域の良さを学び、地域への誇りを醸成する機会や場の充実など、地域に根ざした学習の環境づくりを推進します。

### 《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	17	18	19	20	21
1) 大井町を学習対象とした学習プログラムの開発					
2) 地域のニーズに即した出前講座の実施					
3) 高齢者の豊かな生活体験と優れた技能を生かした世代間交流事業の実施					
4) 地域におけるボランティア活動の展開					
5) 自然観察・農業体験など、自然や水辺とふれあうイベントの開催					

### 《主な事業の目標値》

事業名	大井町を学習対象とした学習プログラムの開発	単位	平成17年度実績	平成20年度目標
項目	参加者数	人	233	265

### 現状と課題

平成17年度から開始した「おい課外塾」への関心は高くなっています。今後の課題は、講師の選出、学校との連携です。町の各方面から講師の情報を得るとともに、学校との連携を密にしていく必要があります。

町の行政を町民に理解いただくため、出前講座を行っており、学校や自治会などから講座の依頼があります。今後はさらなる充実をめざします。

また、自治会館等を拠点として世代間交流事業が行われています。今後、豊かな生活体験と優れた技能を有した高齢者の協力を求め、交流を活性化していく必要があります。

さらに、自然や水辺とふれあう機会の充実も考えています。

#### 1) 大井町を学習対象とした学習プログラムの開発

大井町をフィールドにしたさまざまな学習機会を提供することとおして、郷土に関心を持ち、大切にしようとする心情を育むことを目的に「おい課外塾」を開催しています。対象は青少年から大人までとなっていますが、特に小学生の学習や夏休みの自由研究の手助けになるように実施していきます。

#### 2) 地域のニーズに即した出前講座の実施

行政の仕事を町民の皆様にご理解いただき、より充実した行政サービスを提供するため、出前講座を行っています。講師は役場職員で、平成17年度現在24講座開催しています。

#### 3) 高齢者の豊かな生活体験と優れた技能を生かした世代間交流事業の実施

地域での子どもとの世代間交流ができる環境づくりに努めることを目的に公民館や地域の自治会館等を拠点として活動する事業です。豊かな生活体験と優れた技能を有した高齢者などの協力を求め、世代間の交流を活性化していきます。

#### 4) 地域におけるボランティア活動の展開

地域の学習交流を推進し、地域社会の連帯感の回復を図るため、地域におけるボランティア活動や地域で活動する各種団体に対する一層の支援に努め、町民が社会参加や地域活動に自発的に取り組むことができる環境づくりに努めます。

5) 自然観察・農業体験など、自然や水辺とふれあうイベントの開催

自然とふれあい、郷土大井をもっと知っていただくために、おい課外塾で虫や石、鳥の観察会を実施しています。また、炭焼きや椎茸のこま打ちなどの農業体験も行っています。

町民と町とのパートナーシップ

おい課外塾、世代間交流事業については、町民の方を講師に招き実施します。町民の皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

## 2 - 3 文化財の保護と活用

新しい文化の創造や郷土への思いを高めていくため、文化財の適正な保護と管理体制を整え、生涯学習等への活用を推進します。

### 【これから取り組む主な施策】

- 2 - 3 - 文化財の保護
- 2 - 3 - 文化財の活用

### 2 - 3 - 文化財の保護

文化財を適正に保護し管理する体制づくりを推進します。

#### 《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	17	18	19	20	21
1) 文化財保護委員による適正な保護方法の検討					
2) 指定文化財に対する維持管理の助成					

#### 《主な事業の目標値》

事業名	指定文化財に対する維持管理の助成	単位	平成 17 年度 実績	平成 20 年度 目標
項目	指定文化財維持管理助成金の交付件数	件	14	14

#### 現状と課題

町指定文化財の維持管理については文化財の所有者に管理をしていただいておりますが、一部の文化財では老朽化が進んでいるものもあります。適正な保護方法や指定のあり方について文化財保護委員会で検討することが必要です。

- 1) 文化財保護委員による適正な保護方法の検討  
町指定文化財について適正な管理が行われているか調査し、保護方法を検討します。
- 2) 指定文化財に対する維持管理の助成  
指定文化財管理者に対して維持管理助成金を交付し、適正な維持管理をお願いします。

#### 町民と町とのパートナーシップ

文化財の保護の重要性を認識していただき、ご理解・ご協力をお願いいたします。

## 2 3 文化財の活用

町民が身近に文化財に親しめ、郷土を学び、誇りを醸成するような環境づくりを推進します。

### 《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	17	18	19	20	21
1) 文化財保護委員による文化財の活用方法の検討					
2) 文化財の案内板などの整備					

### 《主な事業の目標値》

事業名	文化財保護委員による文化財の活用方法の検討	単位	平成17年度実績	平成20年度目標
項目	文化財保護委員会での活用方法の検討数	回	4	4

### 現状と課題

郷土の文化財について理解を深めていただくため、文化財保護委員会で文化財の活用方法について検討し、町民へ啓発する必要があります。

また、指定文化財を見学しようとしても、案内板はあるものの、道標がないため、現地までの行き方が分かりづらい状況です。今度は、道標の整備が必要と考えます。また、案内板も一部老朽化している箇所がありますので、整備が必要です。

#### 1) 文化財保護委員による文化財の活用方法の検討

文化財保護委員会を開催し、文化財の活用方法について検討していきます。

#### 2) 文化財の案内板などの整備

文化財の案内板などの整備を行い、見学者の利便性を確保するとともに、文化財保護意識の高揚を図ります。

### 町民と町とのパートナーシップ

文化財の保護の重要性を認識していただき、ご理解・ご協力をお願いします。

## 2 - 4 生涯スポーツ

町民一人ひとりが体力・年齢に応じた適切なスポーツ・レクリエーション活動に参加することができるよう、スポーツ・レクリエーション拠点の整備や各種スポーツ大会の開催、指導者・団体の育成、推進体制の強化等を推進します。

### 【これから取り組む主な施策】

- 2 - 4 - 生涯スポーツ・レクリエーション活動の充実
- 2 - 4 - スポーツ施設の有効活用

### 2 - 4 - 生涯スポーツ・レクリエーション活動の充実

町民ニーズを踏まえながら、誰でも気軽に参加できるスポーツ・レクリエーションの環境づくりを推進します。また、競技力の向上をめざし、各種大会への積極的な参加や、新しいスポーツクラブの創設など地域に根ざしたスポーツ環境の形成に努めます。

#### 《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	17	18	19	20	21
1) 各種スポーツ大会の開催 (町民体育大会など)					
2) スポーツ教室の開催 (ニュースポーツ講習会など)					
3) スポーツ指導者講習会の開催					
4) 各種スポーツ団体の育成					
5) 各種大会への参加促進(神奈川県総合体育大会、市町村対抗かながわ駅伝競走大会、足柄上郡総合体育大会、足柄上地区一周駅伝競走大会など)					

#### 《主な事業の目標値》

事業名	各種スポーツ大会の開催	単位	平成17年度実績	平成20年度目標
項目	各種大会総参加者数	人	6,434	6,500

#### 現状と課題

各種スポーツ大会を実施していますが、出場者や種目の固定化傾向がみられることが課題となっています。また、各種大会の体育協会による自主化について、体育協会と連携を図り推進していきます。

各種スポーツ教室についても同様で、実施種目の固定化傾向がみられることなどが課題となっています。また、ニュースポーツ指導者講習会は、種目が地域に定着しないなどの課題があります。今後は町民のニーズを十分把握し、種目を検討します。

このほか、各種競技者の把握拡大に努め、神奈川県総合体育大会等各種大会への参加種目を増やしていきたいと考えます。

#### 1) 各種スポーツ大会の開催(町民体育大会など)

地域に根ざしたスポーツ環境の形成を目的に各種スポーツ大会の開催を実施しています。平成17年度の実施種目は、ソフトボール(春・秋)・歩け歩け・軟式野球・卓球・ソフトバレー・バレー・フットサル・バドミントン・ボーリング・バスケットボール・健康マラソン及び町民体育大会です。

## 2) スポーツ教室の開催（ニュースポーツ教室など）

参加者の健康増進、地域交流の場の提供、スポーツ競技者人口の拡大を目的として、初心者の方を対象に各種教室を開催しています。

平成17年度実施教室は、子ども水泳教室・硬式テニス教室・テーパーボール教室・卓球教室・陸上教室・ニュースポーツ教室となっています。

## 3) スポーツ指導者講習会の開催

誰もが参加できるスポーツ・レクリエーション種目の指導者育成を目的に、ニュースポーツ指導者講習会を年1回実施しています。指導員の育成により、出前講座やニュースポーツ教室等で町民の方にスポーツをする機会を提供することが可能となります。

## 4) 各種スポーツ団体の育成

各種スポーツ団体の育成を目的として『大井町体育協会』に財政的支援をするとともに、各種スポーツ教室からのスポーツ団体の設立に対し協力します。また、既存のスポーツ団体に対して各種スポーツ施設の利用しやすい環境づくりに努めます。

## 5) 各種大会への参加促進（神奈川県総合体育大会、市町村対抗かながわ駅伝競走大会、足柄上郡総合体育大会、足柄上地区一周駅伝競走大会など）

本町選手の育成、強化及び他市町村との親睦を図るため、神奈川県総合体育大会・市町村対抗かながわ駅伝競走大会・足柄上郡総合体育大会・足柄上地区一周駅伝競走大会などへの参加促進を行います。

### 町民と町とのパートナーシップ

各種スポーツ大会・教室に積極的な参加をお願いします。

また、体育協会には、町スポーツ振興についてパートナーシップをとっていただくとともに、選手育成、強化に努めるようお願いいたします。

## 2 4 スポーツ施設の有効活用

多くの町民が有効かつ効率的に利用し、町民の健康づくりへ活かせるよう、各スポーツ施設の適切な維持管理を推進するとともに、適切な管理に基づいた学校体育施設の開放を推進します。

### 《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	17	18	19	20	21
1) 適正な総合体育館、山田総合グラウンドの管理運営					
2) 学校体育施設の開放					

### 《主な事業の目標値》

事業	適正な総合体育館、山田総合グラウンドの管理運営	単位	平成17年度実績	平成20年度目標
項目	利用者数	人	109,023	110,000

### 現状と課題

総合体育館、山田総合グラウンドについては、適正な委託業者の選定、臨時雇用職員の資質向上など、適正な運営が行われるよう努めています。

課題としては、両施設の経年劣化が進んでいるため、施設管理体制強化を図るとともに、今後修繕費を必要とする箇所が増えることが予想されますので、適正な工事執行に努めます。

学校施設については、すべての小中学校で体育館やグラウンドの開放を行うなど努力しております。

#### 1) 適正な総合体育館、山田総合グラウンドの管理運営

適正な総合体育館、山田総合グラウンドの管理運営を目的に適正な委託業者等の選定、臨時雇用職員の資質向上、効率的な備品の購入や修繕の実施、光熱費等の経費節減を図ります。

#### 2) 学校体育施設の開放

町民の健康増進、スポーツ施設の提供、スポーツを通じての住民交流の機会を提供することを目的に、学校体育館4校、グラウンド4校、テニスコート1校、プール3校の開放を実施しています。これらの施設の運営については、効率的な備品の購入や修繕、光熱費等の経費節減を図っています。

### 町民と町とのパートナーシップ

適正な申請手続や利用等にご協力をお願いします。

# 第4節 產業

---

## 第4節 産業

# 第1項 農業

豊かな自然や恵み多き田園環境を保全しながら、おいしく安全で新鮮な農産物を供給するため、農業基盤の整備とともに、環境保全型農業を推進します。また、新たな農村文化の育成を図り、楽しい農業や誇りある農村生活につなげていきます。

### 【これから取り組む主な施策】

- 1 - 農業環境の保全と整備
- 1 - 安全な農産物の生産
- 1 - 都市と農村交流による農業の活性化

### 1 - 農業環境の保全と整備

農村振興基本計画に基づき、地形的な特性や自然環境に配慮しつつ、雨水排水施設などの都市基盤整備とあわせた農業用道水路など農業生産基盤の整備を推進します。また、担い手の支援対策や遊休農地解消対策などを推進します。

#### 《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	17	18	19	20	21
1) 農業用道路及び水路の整備・改良					
2) ほ場整備の推進					
3) 農地流動化の促進					
4) 担い手への農地の集約					
5) 認定農業者制度の活用促進					
6) 中山間地域等直接支払制度の活用					
7) 体験農園の充実					

#### 《主な事業の目標値》

事業名	認定農業者制度の活用促進	単位	平成17年度実績	平成20年度目標
項目	新規認定者数	人	0	1

#### 現状と課題

農業従事者の高齢化と減少に伴い、農地の維持管理が大きな問題となっています。また、ほ場の区画が不整形であったり用排水路が十分に整備されていないこと、耕作道に接していないなどの理由により、遊休農地が増加しており、農業者の高齢化や後継者不足がこのことをより一層加速化しています。

農地荒廃化に対応するため、地域の担い手に農地を集約し、地域農業を活性化する必要に迫られています。

また、耕作機械の大型化に伴い、農道の拡幅等の整備が急務となっています。

#### 1) 農業用道路及び水路の整備・改良

耕作機械の大型化に対応して、農道の拡幅などの整備を行います。また、用水路についても、未整備の地域があるため、今後も継続して整備に取り組んでいきます。

#### 2) ほ場整備の推進

山田地区において農地の区画整理や用排水路・耕作道の整備を行うほ場整備事業を実施します。

#### 3) 農地流動化の促進

農地の荒廃を防ぐためには、やる気のある農業者に耕作地を集約することがひとつの対策となります。農業経営基盤促進法による利用権の設定等で、農地の貸し借りを促進し、農業経営を拡大したい農家への農地の集約を促進します。

#### 4) 担い手への農地の集約

農地の荒廃を防ぐためには、やる気のある農業者に耕作地を集約することがひとつの対策となります。農業経営基盤促進法による利用権の設定等で、農地の貸し借りを促進し、農業経営を拡大したい農家への農地の集約を促進します。

#### 5) 認定農業者制度の活用促進

地域の担い手として位置づけられている認定農業者に対し、経営相談・指導や低金利の政策資金の融通、農地の利用集積の促進等の支援を行い、地域農業の活性化を図ります。

#### 6) 中山間地域等直接支払制度の活用

この制度は、集落単位での草刈作業や花の植栽などの共同取組作業に対して助成が行われる制度です。この制度を活用して、相和地区において耕作放棄地の解消、道水路の保全管理などを行っています。

#### 7) 体験農園の充実

現在、みかんの木のオーナー制や里山ふれあい祭りなどで、農産物の収穫体験を行っています。これをさらに進め、いこいの里相和構想の中で位置づけられている体験農園の推進を行います。

#### 町民と町とのパートナーシップ

農地の荒廃を防ぎ、地域農業を活性化させるために、やる気のある農業者の方には認定農業者になっていただき、農業への取り組みをお願いします。また、町民の皆様には、みかんの木のオーナー制や里山ふれあい祭りに積極的に参加し、農業の大切さを実感していただくようお願いします。

## 1 - 安全な農産物の生産

食の安全への意識の高まりを踏まえ、環境にやさしい農業による安全な農産物の生産を推進します。

また、生産・流通・販売の一貫した体制づくりや農産物のブランド化による販売力の向上を支援するほか、地産地消を推進します。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	17	18	19	20	21
1) 環境にやさしい農業の推進					
2) 菜の花米の生産奨励及びブランド化					
3) 農産物品評会の実施					
4) 地産地消の推進					

《主な事業の目標値》

事業名	農産物品評会の実施	単位	平成17年度実績	平成20年度目標
項目	出品数	件	375	380

### 現状と課題

住民の安全志向へ対応するため、環境への負荷を軽減し、より安全な農産物の生産に配慮した農業への移行をめざし、関係機関と協力して講習会などを実施してきました。今後も、より安全な農産物の生産を進めるため、環境に配慮した農業技術の普及に取り組む必要があります。

また、金手地区では、水田裏作に景観作物として菜の花を栽培しており、この水田から取れる米を「菜の花米」として、試験販売をしています。今後は、栽培農家の拡大とともに、新たな販路の開拓が課題となります。

#### 1) 環境にやさしい農業の推進

消費者の食への安全意識が高まる中、環境への負荷を軽減し、より安全な農産物の生産に配慮した農業への移行をめざし、減農薬、減化学肥料等、環境にやさしい農業技術の普及に、関係機関と連携して取り組んでいきます。

#### 2) 菜の花米の生産奨励及びブランド化

菜の花を栽培した水田から取れる米を、付加価値を付けたブランド米「菜の花米」として、農家自らが特色ある米作りを目指し、地域の農業者などで組織された菜の花米研究会を中心に、栽培農家の拡大、新たな販路の開拓に取り組んでいきます。

#### 3) 農産物品評会の実施

農産物品評会は、産業まつりの一環として行われる催しで、大井町の農産物を一堂に集め、その魅力を地域の皆さんに紹介し、より一層の消費拡大につなげていくものです。これによって、技術の改良・発展、農林畜産業の振興及び生産者の生産意欲の高揚を図ることを目的としています。

#### 4) 地産地消の推進

地元でできた農産物を地元の消費者に提供できるよう、直売所での販売を推進していきます。また、学校給食への食材の提供を促進します。

### 町民と町とのパートナーシップ

生産者の方の協力と、町民の皆様の直売所のご利用をお願いします。

## 1 - 都市と農村交流による農業の活性化

都市部と農村部の住民が、農業を通じた様々な交流を図ることにより、農業の活性化を推進します。

また、交流の基本的な資源となる様々な農村文化資源や里山などの農村の原風景・景観を保全し、その活用を推進します。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	17	18	19	20	21
1) 各種イベントを活用した農業交流事業の実施					
2) おおいゆめの里との連携		.....			
3) 酒匂川沿い散策路・せせらぎづくりとの連携					
4) 体験農園の充実					
5) 直売所の充実	.....	.....	.....	.....	.....

《主な事業の目標値》

事業名	酒匂川沿い散策路・せせらぎづくりとの連携	単位	平成17年度実績	平成20年度目標
項目	菜の花まつり来場者数	人	3,000	4,000

### 現状と課題

産業まつりや里山ふれあい祭等のイベントでの直売や、農業体験イベントを開催などにより、顔の見える農業を実践しています。今後は、いこいの里相和整備事業や酒匂川沿い散策路・せせらぎ事業などを活用して、丘陵部と平坦部の、都市部と農村部の交流人口の拡大を図っていく必要があります。

また、直売所の生産農家の高齢化により、売上げが減少しており、おおいゆめの里の計画と連携した直売所の充実が必要となっています。

#### 1) 各種イベントを活用した農業交流事業の実施

各種イベントでの農産加工品の直売や各種農業体験事業を行うことで、農家と消費者とが、顔の見える関係を築くことができます。このような取組みを通じて、安全で安心な農産物の販路拡大を図り、農業の活性化につなげます。

#### 2) おおいゆめの里との連携

いこいの里・相和の中心的施設として建設が進められる「おおいゆめの里」との連携を図り、農業体験実施による都市住民との交流を進めるとともに、直売所の充実を行い、地域農業の活性化・振興を図ります。

#### 3) 酒匂川沿い散策路・せせらぎづくりとの連携

酒匂川周辺は、優良な田園景観が残されている地域です。この地域エリアとして整備が行われる「酒匂川沿い散策路・せせらぎづくり」と連携し、菜の花米の栽培の拡大、水路等の整備、菜の花まつりなどのイベントの実施を通じて、地域農業の活性化と、農産物の販路拡大を推進します。

#### 4) 体験農園の充実

「いこいの里・相和整備構想」に位置付けられている農業体験の場としての体験農園の充実を図っていきます。

#### 5) 直売所の充実

消費者のニーズに即応した新鮮で安全な農産物を今後も提供します。また、イベント等へ積極的に出向き、即売を通して直売所をアピールしていきます。さらに、直売所独自のイベントなどにより集客を図るとともに、安心で安全な農産物の販路拡大を図ります。

#### 町民と町とのパートナーシップ

農業活性化のためには、生産者の方の協力がが必要です。また、町民の皆様には、地域で生産された農産物を扱う直売所を積極的にご利用くださるようお願いいたします。

## 第2項 商業・工業

商業については、関係機関と連携を図りながら、地元商店をはじめとした商業施設の経営改善や活性化を促進し、生活利便が高くより地域に密着した商業の振興を目指すとともに、市街地整備と連動した商業地の形成の研究を進めていきます。

工業については、周辺環境に配慮した特色ある工業の育成を推進します。

### 【これから取り組む主な施策】

- 2 - 独自の商業サービスの提供
- 2 - ふれあいと交流による活力の創造
- 2 - 優良企業の立地誘導
- 2 - 地域社会との交流・貢献の促進

### 2 - 独自の商業サービスの提供

地域に密着し町民の視点に立った身近な商業サービスの提供のため、様々な事業の展開や地域商業を支える関連団体へ支援を推進します。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	17	18	19	20	21
1) ひょうたんカードの販売促進事業					
2) 町の特徴を打ち出した特産品開発への支援					
3) 商工振興会への事業補助					

#### 現状と課題

ひょうたんカードの売上は年々増加傾向にあります。更なる加盟店の増強に努める必要があります。

町内の業者により、ひょうたんサブレ、ひょうたんそばなどの特産品の開発がされていますが、販売ルートの拡大と、さらに、町外にアピールできる特産品の開発を進めていく必要があります。

商工振興会は、ひょうたん祭などのまちづくり事業などを通じ、地域に根ざした総合経済団体として、地域社会の期待に応えてきましたが、今後は、会員増強などにより組織の強化を図ると共に、人材育成に努めていく必要があります。

#### 1) ひょうたんカードの販売促進事業

商工振興会のひょうたんカード事業に支援を行い、カードの販売促進により地元商店街の活性化を図ります。

#### 2) 町の特徴を打ち出した特産品開発への支援

関係団体が連携して、町のシンボルであるひょうたんにちなんだ特産品の開発をしています。このような活動に、支援を行い、商業のさらなる振興を図ります。

#### 3) 商工振興会への事業補助

商工振興会は、ひょうたん祭などのまちづくり事業などを通じ、地域に根ざした総合経済団体として、地域社会の期待に応えています。商工振興会に支援を行い、商工振興会の実施する様々な事業をバックアップし、町内の商・工業の振興を支援します。

#### 町民と町とのパートナーシップ

町民の皆様には、ひょうたんカードの積極的なご利用をよろしくお願ひします。また、商工振興会のみなさんの積極的な取り組みをお願ひします。

## 2 - ふれあいと交流による活力の創造

様々な集客イベントによるふれあい・交流や各種団体の参画・連携による取り組みを通して、産業の活性化を図ります。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	17	18	19	20	21
1) 商工振興会への事業補助					
2) 「産業まつり」の開催					
3) 様々なイベントの実施					
4) 商工振興会育成団体への支援					
5) 新たな事業者団体への支援					

《主な事業の目標値》

事業名	「産業まつり」の開催	単位	平成17年度実績	平成20年度目標
項目	産業まつり来場者数	人	10,000	11,000

### 現状と課題

産業まつりをはじめとする様々なイベントは、各種団体の協力により毎年開催されていますが、更なる集客を図るため、イベント内容の充実を図っていく必要があります。

また、商工振興会は、次世代の人材育成のため、育成団体に対して支援を続けてきましたが、今後は、人材確保のため、育成団体の会員の増強を図っていく必要があります。

#### 1) 商工振興会への事業補助（再掲：132ページ参照）

商工振興会は、ひょうたん祭などのまちづくり事業などを通じ、地域に根ざした総合経済団体として、地域社会の期待に応えています。商工振興会に支援を行い、商工振興会の実施する様々な事業をバックアップし、町内の商・工業の振興を支援します。

#### 2) 「産業まつり」の開催

産業の活性化と地域振興を目的に、町内の農業・商業・工業・サービス業など各分野の事業者が一堂に会する「産業まつり」を毎年開催していきます。

#### 3) 様々なイベントの実施

地域振興を目的として、様々なイベントを引き続き開催します。

#### 4) 商工振興会育成団体への支援

町内の商・工業の振興のため、商工振興会に対し支援を行い、商工振興会の行う、各種活動を支えていきます。また、商工振興会への補助を通じて、商工振興会育成団体の支援をしています。

#### 5) 新たな事業者団体への支援

町内の商・工業の振興に資する団体が結成された場合などには、その団体に対する支援を行っていきます。

### 町民と町とのパートナーシップ

産業まつりをはじめとした及び各種イベントの成功のために、参加各種団体の皆様の積極的な取り組みをお願いします。また、商工振興会のみなさんの積極的な取り組みをお願いします。

## 2 - 優良企業の立地誘導

住民ニーズや先端産業の誘致によるイメージアップ効果を踏まえ、景観や環境に配慮した優良企業の立地誘導を図ります。

### 《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	17	18	19	20	21
1) 企業誘致に向けた検討	.....				

### 《主な事業の目標値》

事業名	企業誘致に向けた検討	単位	平成17年度実績	平成20年度目標
項目	検討会の開催数(年間)	回	4	6

### 現状と課題

これまで、本町では特別な企業の立地誘導策は行ってきませんでした。しかし、安定的な財政運営、町民の雇用の確保などの観点から、企業の誘致に向けた検討・研究は行っておく必要があります。関係部署間で連携を図り、本町の工業のあり方や方向性を検討し、本町固有の環境や景観に配慮した計画的な産業誘致を図る必要があります。

### 1) 企業誘致に向けた検討

住民ニーズや先端技術の誘致によるイメージアップ効果を踏まえ、景観や環境に配慮した優良企業の立地誘導について、検討・研究を行います。

### 町民と町とのパートナーシップ

優良企業の誘致を行う場合には、地権者をはじめ、地域住民の理解が必要となります。皆様のご協力をお願いします。

## 2 - 地域社会との交流・貢献の促進

地域のイベント等へ積極的な参加など、地域社会に密着し、地元住民と積極的に交流し貢献する企業の育成を推進します。

### 《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	17	18	19	20	21
1) 地域との交流・貢献に向けた企業との情報交換の推進					

### 《主な事業の目標値》

事業名	地域との交流・貢献に向けた企業との情報交換の推進	単位	平成17年度実績	平成20年度目標
項目	企業懇話会の参加法人数	法人	24	30

### 現状と課題

町内の中小の事業者に関しては商工振興会に加入している事業者が多く、町との連携もありますが、大手の事業者については、特別な組織はありません。本町では、年に1回、町内の主だった企業を招き「企業懇話会」を開催し、まちづくり等の情報提供や意見交換などを行っていますが、今後は、企業懇話会のさらなる充実と、連携の強化を図っていく必要があります。

### 1) 地域との交流・貢献に向けた企業との情報交換の推進

地域社会に密着し、地元住民と積極的に交流し貢献する企業の育成を推進するため、企業懇話会の開催を始めとして、情報交換・連携の推進を図ります。

### 町民と町とのパートナーシップ

町民の皆様も地元企業との交流に積極的に取り組んでくださるようご協力をお願いします。

## 第3項 観光

広域交通網の整備に対応した観光資源の開発整備を促進するとともに、観光客受け入れ体制の充実に努め、町民からも親しまれる広域観光・レクリエーション地としての整備を推進します。

### 【これから取り組む主な施策】

- 3 - 観光の場と仕組みづくり
- 3 - 地域活力の創造

### 3 - 観光の場と仕組みづくり

観光の振興を図るため、自然や歴史・風土などの地域資源を活用した観光拠点や周辺市町と連携した観光ネットワークの整備を推進します。

また、各種団体の育成や連携の強化を図りながら、様々な情報やイベントを総合的にプロデュースする体制づくりを推進します。

#### 《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	17	18	19	20	21
1)「おおいゆめの里」の整備					
2)「酒匂川沿い散策路・せせらぎづくり」の整備					
3)広域的なハイキングコースの検討					
4)既存ハイキングコースの整備・充実					
5)観光情報の整理・提供					

#### 《主な事業の目標値》

事業名	広域的なハイキングコースの検討	単位	平成17年度実績	平成20年度目標
項目	ハイキングコーストイレ整備数	箇所	1	1

#### 現状と課題

「おおいゆめの里」の計画区域は、荒廃しつつある山林が散在していますので、今後ボランティアの協力を得ながら手入れを行っていきませんが、この事業を推進するには、予定施設を整備するだけでなく、利用者の利便性等に配慮した快適な利用活動環境の維持が重要になり、施設や森林を適正に管理するための体制づくりとその実施が必要不可欠になります。

本町は、「関東の富士見100景」に選定されるなど、自然景観に恵まれています。今後は本町の良好な景観を前面に出したPRが必要となります。

また、本町の魅力をPRするため、広域ハイキングコースの整備や既存ハイキングコースの充実が求められています。

このほか、町の観光情報を整理するとともに、積極的に町外に向けて発信する仕組みづくりが求められています。

#### 1)「おおいゆめの里」の整備

相和地域の活性化の中心的施設として位置付け、現況の自然環境を活かしながら、荒廃しつつある山林を管理・保全し、里山風景を復元し、町民の憩いの場や都市住民と地域住民との交流の場、地域農業の振興を図る施設としての整備を推進します。

基本計画、基本設計に基づき花木園や森林レクリエーション施設を整備し、多くの方に里山自然環境や花木に親しんでいただき、交流を通して町全体が活性化することを整備方針とします。

## 2) 「酒匂川沿い散策路・せせらぎづくり」の整備

ひょうたん池周辺の農地を活用した「菜の花まつり」等を継続し集客を図ります。また、地域資源である関東の富士見 100 景に選定された「富士の眺望」や「二宮尊徳ゆかりの松並木」などを広くPRします。

## 3) 広域的なハイキングコースの検討

町周辺地域との広域的な観光ネットワークの形成を図るため、周辺の市町と連携し、新たに広域的なハイキングコースを検討します。

## 4) 既存ハイキングコースの整備・充実

既存のハイキングコースについて、整備・充実を図ります。内容は、富士見塚にあるトイレを建て替えるとともに、他のコースの道標設置などを予定しています。

## 5) 観光情報の整理・提供

観光に関する様々な情報やイベントを総合的にプロデュースし、対外的に積極的に発信することができる体制づくりを行います。

### 町民と町とのパートナーシップ

おおいゆめの里は、町民の理解や協力のもと推進していく事業であり、身近な存在としてあまり意識していない里山の重要性を理解していただき、森林保全ボランティアの協力を得ながら官民一体となった整備を進めていきたいと考えています。

また、恵まれた景観を維持するために、美化活動が必要です。町民の皆様のご理解・ご協力をお願いします。

### 3 - 地域活力の創造

様々なイベントの開催により都市住民をはじめとした様々な交流や、情報発信・町のPRを行うことにより、地域活力の創造を図ります。

また、地域に根付いた産業体験ツアーの実施などにより、町民の地域産業への理解を深め、郷土愛の増進に努めます。

#### 《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	17	18	19	20	21
1) 「大井よさこいひょうたん祭」への支援					
2) 様々なイベントの実施（里山ふれあい祭、菜の花まつり、酒匂川鮎釣りトーナメント、産業まつり、大井の四季フォトコンテストなど）					
3) 各種体験プログラムの検討（農業体験・加工体験など）					

#### 《主な事業の目標値》

事業名	さまざまなイベントの実施	単位	平成17年度実績	平成20年度目標
項目	産業まつり来場者数	人	10,000	11,000

#### 現状と課題

役場周辺を会場として、2日間にわたり開催している「大井よさこいひょうたん祭」は、来場者は増加しつつあります。このほかにも、様々なイベントの開催を通じて、更なる都市住民との交流や情報発信・町のPRを行う必要があります。現在は、里山ふれあい祭で農業収穫体験を実施し、都市と農村との交流の拡大を図っていますが、今後は、おおいゆめの里を活用した新たな産業体験を検討していく必要があります。

#### 1) 「大井よさこいひょうたん祭」への支援

「大井よさこいひょうたん祭」を主催する実行委員会に対し、人的側面の支援、金銭面の支援など、様々な形で支援します。

#### 2) 様々なイベントの実施（里山ふれあい祭、菜の花まつり、酒匂川鮎釣りトーナメント、産業まつり、大井の四季フォトコンテストなど）

里山ふれあい祭、菜の花まつりなど、様々なイベントを開催し、町のPRに努めます。

#### 3) 各種体験プログラムの検討（農業体験・加工体験など）

現在は里山ふれあい祭で農業収穫体験を実施し、都市と農村との交流の拡大を図っていますが、今後は、里山ふれあい祭りの充実とともに「おおいゆめの里」を活用した新たな産業体験を実施していきます。

#### 町民と町とのパートナーシップ

事業実施にあたり、町民の皆様のご協力をお願いするとともに、積極的な参加をお願いします。

# 第5節 町民参加

---

## 第5節 町民参加

### 第1項 地域社会

#### 1-1 地域活動

自治会を中心とした地域活動への支援を図るとともに、地域住民による各種活動を通してなかで地域での連帯感を育み、郷土愛にあふれた地域社会の創造に努めます。

#### 【これから取り組む主な施策】

- 1-1- 地域活動の支援
- 1-1- 地域活動の拠点づくり

#### 1-1- 地域活動の支援

相互扶助の意識に基づきながら、地域の特性を活かした自治組織の育成や連携の強化を図るとともに地域活動への参加を促し、住民福祉の増進と地域コミュニティの形成を推進します。

#### 《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	17	18	19	20	21
1) 自治会組織等に関する規約等の整備		.....			
2) 自治会連合会設立の検討		.....			
3) 定例自治会長会議の開催					
4) 自治会への委理事務の明確化		.....			
5) 実践をととした町民参加意識の高揚					

#### 《主な事業の目標値》

事業名	定例自治会長会議の開催	単位	平成17年度実績	平成20年度目標
項目	定例自治会長会議の実施	回	2	4

#### 現状と課題

自治会はそれぞれの規約に基づいて活動していますが、その内容には大きな差があり、町としても対応に苦慮しています。そこで、自治会が共通して活用できる標準的な規約例を作成し、自治会活動の共通化を図るとともに、自治会と町の役割分担を明確化する必要があります。

また、現在、自治会連合会がないため、自治会間での話し合いや連携の場がありません。そこで、自治会間の連携を進めるため、連合会を設立する必要があります。

これとあわせて、自治会長会議の開催時期を見直し、行政との連絡調整を密にするとともに、自治会相互の連絡調整の機会の充実を図る必要があります。

このほか、自治会を通じた町民参加意識の高揚を図る必要があります。

1) 自治会組織等に関する規約等の整備

4) 自治会への委理事務の明確化

自治会が共通して活用できる標準的な規約例を作成し、自治会の事務や役割などについて

て、自治会間の統一を図ります。あわせて、自治会と町の役割分担を明確化し、自治会の意識の向上を図ります。

## 2) 自治会連合会設立の検討

自治会連合会を設立し、自治会間での話し合いや連携の場を設けることにより、自治会組織について相互の親睦と緊密な連絡調整を進め、地域住民の福祉の増進を図るとともに、町政への協力を図ります。

## 3) 定例自治会長会議の開催

定例自治会長会議を開催し、相互の親睦と緊密な連絡調整を図り、地域住民の福祉の増進を図るとともに、町政への協力を要請します。なお、自治会長会議の開催時期を見直し、行政との連絡調整を密にするとともに、自治会相互の連絡調整の機会の充実を図ります。

## 5) 実践をととした町民参加意識の高揚

各自治会での事業や、町の事業などへ町民が積極的に参加し、町の活性化へつなげるため、各自治会の行事などで町民が進んで参加し活性化しているものや、他の市町村などで町民参加が積極的に行われている事業などを事例に上げ、各自治会などに紹介し町民参加の意識高揚へつなげます。

### 町民と町とのパートナーシップ

標準的な規約例の作成や役割分担の明確化、定例自治会長会議の充実にあたっては、自治会の皆様のご意見を伺いながら、よりよいものにしていきたいと考えています。ご理解・ご協力をお願いします。

## 1 - 1 - 地域活動の拠点づくり

地域活動の拠点となる集会施設などの整備・建替えなどを支援します。

### 《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	17	18	19	20	21
1) 老朽化した集会施設などの整備					
2) 誰にでもやさしく使いやすい施設の整備					

### 《主な事業の目標値》

事業名	老朽化した集会施設などの整備	単位	平成17年度実績	平成20年度目標
項目	整備件数	件	1	2

### 現状と課題

町内自治会の集会施設などで老朽化したものが何件も見受けられます。自治会での整備の方向性を確認し、現在の状況にあったものにする必要があります。また、スロープや手すりなど誰でもが使えることに今後は防災関係の施設も含めて整備する必要があります。これとあわせて、「大井町自治会集会施設等整備推進要綱」の見直しを行います。

#### 1) 老朽化した集会施設などの整備

自治会が事業主体となって行う老朽化した自治会施設などの整備、建替えに対して支援を行います。

#### 2) 誰にでもやさしく使いやすい施設の整備

自治会施設などの整備・建替えにあわせ、誰にでもやさしく使いやすい施設に整備し、活発な町民活動の場にしていきます。

### 町民と町とのパートナーシップ

施設などの整備にあたっては、自治会の皆様とともに考え、よりよいものにしていきたいと考えています。ご理解・ご協力をお願いします。

# 1 2 平等な社会の形成

町民一人ひとりの人権が尊重され、差別を許さない社会に向けた人権意識の啓発を推進します。また、町民・事業者・行政が一体となり、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指します。

## 【これから取り組む主な施策】

- 1 - 2 - 人権の尊重
- 1 - 2 - 男女共同参画社会の推進
- 1 - 2 - ユニバーサルデザインの推進

## 1 - 2 - 人権の尊重

町民に対する人権意識の普及啓発を進めながら、人権侵害などに関する相談窓口などの人権擁護体制の整備や人権同和教育を推進し、人権を尊重した社会を形成します。  
《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	17	18	19	20	21
1) 広報等による普及・啓発					
2) 総合相談窓口の設置					
3) 「人権を考えるつどい」の開催					

《主な事業の目標値》

事業名	「人権を考えるつどい」の開催	単位	平成17年度実績	平成20年度目標
項目	参加者数	人	109	200

### 現状と課題

人権に関する相談窓口については、町民の日常生活の多様化、生活環境の変化により、相談件数が増加しており、相談内容も多岐にわたることから、対応する職員にも広い知識と専門性が求められています。そこで、総合相談員連絡協議会を設置し相談員相互の連絡調整や意見交換、研修等を実施しており、今後も充実を図ります。

また、人権に関する意識を高め、人権を身近なものとして感じていただくため、講演会の開催や広報などでの周知を図っていく必要があります。

#### 1) 広報等による普及・啓発

町民の人権に対する理解及び普及啓発を図るため、「広報おい」に人権関連の記事や「人権を考えるつどい」の開催の情報を掲載していきます。また、町広報などを通じて、総合相談を広く町民に周知していきます。

#### 2) 総合相談窓口の設置

年6回（偶数月の17日）に町総合相談員、法務局職員が人権侵害及びその他の生活等に関する相談を受けて、相談内容に対して助言をしたり、より専門的な相談機関を紹介したりしています。また、相談日以外でも担当課職員が相談に対応しています。

#### 3) 「人権を考えるつどい」の開催

人権に関する講演会「人権を考えるつどい」を開催し、町民の人権に対する理解及び普及啓発を図ります。

#### 町民と町とのパートナーシップ

人権を尊重し守ることは社会生活を営む上で、最も基本となることです。町でも広報等を通じて人権に関する情報などを提供いたしますので、皆様も人権を自分のことととらえていただき、人権意識をもっていただくようお願いいたします。また、講演会により多くの方が参加できるよう取り組んでいきますので、ご参加をお願いいたします。

## 1 - 2 - 男女共同参画社会の推進

多様なメディアやイベントを通して男女共同参画への意識の啓発を図るとともに、女性の積極的な登用や保育体制の充実などにより、女性の社会参画を促進し、男女共同参画社会を形成します。

また、広報などを活用し、女性に対する暴力を根絶するための意識の啓発を推進します。

### 《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	17	18	19	20	21
1) 男女共同参画啓発月間による啓発					
2) 男女共同参画研修会の実施					
3) 各世帯へのリーフレットの配布					
4) 広報、インターネットによる女性に対する暴力を根絶するための意識の啓発					

### 《主な事業の目標値》

事業名	男女共同参画研修会の実施	単位	平成17年度実績	平成20年度目標
項目	参加者数	人	54	80

### 現状と課題

近年、男女共同参画関連の法が整備され、女性の働きやすい職場環境の整備や女性の被害防止、救済システムの確立などが図られてきましたが、女性の就業継続は依然と厳しく、家事や育児の負担は女性に偏っているのが現状です。

人間性豊かで、誰もが将来への夢を持つ社会を築くためには、性や年齢の別なく、すてきな個性を発揮できる男女共同参画社会の形成が求められています。

また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」が制定されています。しかし、社会的認識はまだ浅く、暴力を未然に防止するための取り組みが必要です。

- 1) 男女共同参画啓発月間による啓発
- 2) 男女共同参画研修会の実施
- 3) 各世帯へのリーフレットの配布

「女性に対する暴力をなくす運動」が、毎年11月12日から25日まで、全国的に展開されます。この運動に合わせて、11月を大井町男女共同参画啓発月間とし、町民一人ひとりが性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮できる社会の実現に向けて、研修会の開催や町内全戸へのリーフレット配布など各種啓発活動を行うことにより、男女共同参画の気運を盛り上げます。

- 4) 広報、インターネットによる女性に対する暴力を根絶するための意識の啓発  
「女性に対する暴力をなくす運動」に合わせて、広報、インターネットを活用し、暴力を未然に防止するための啓発活動を行います。

### 町民と町とのパートナーシップ

町としても情報の提供に努めますので、一人ひとりが男女共同参画の意識を高めていただき、ともに男女共同参画社会の実現をめざします。

「配偶者からの暴力」は犯罪であるという認識を持ち、その根絶に向けて、社会全体で取り組んでいきます。皆様のご協力をお願いします。

## 1 - 2 - ユニバーサルデザインの推進

障害の有無や年齢、性別、国籍、人種などにかかわらず、誰にでも隔たりがなく、気持ちよく、やさしい社会を形成していくため、全ての分野におけるユニバーサルデザインの理念の普及、啓発、実践を進めます。

### 《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	17	18	19	20	21
1) 広報やホームページによるユニバーサルデザインの普及・啓発					
2) 公共空間をはじめとしたユニバーサルデザインの導入					

### 《主な事業の目標値》

事業名	広報やホームページによるユニバーサルデザインの普及・啓発	単位	平成17年度実績	平成20年度目標
項目	ユニバーサルデザイン情報の提供数	件	0	5

### 現状と課題

ユニバーサルデザインとは、障害の有無や年齢、性別、国籍、人種などにかかわらず、誰でもが利用が可能なようにデザインすることをいい、最近では、建築物、交通機関、家庭製品などあらゆる分野で、このような視点からの設計や基準の見直しが行われています。

しかし、町内の公共機関や道路などの都市基盤においては、施設数が多いことや経費がかかることから短期間に改修することは困難であり、普及が遅れているのが実情です。

今後は、町民への理念の普及を図るとともに、公共機関でのユニバーサルデザインの導入を積極的に進めていく必要があります。

#### 1) 広報やホームページによるユニバーサルデザインの普及・啓発

ユニバーサルデザインの理念を普及させるため、時期をとらえて「広報おおい」への記事掲載を行うとともに、町ホームページなどでも情報提供を行い、町全体でユニバーサルデザインを普及させる機運を高めていきます。

#### 2) 公共空間をはじめとしたユニバーサルデザインの導入

平成16年度には、役場庁舎、中央公民館などの公共機関の各施設について、ユニバーサルデザインの観点から総点検を行い、必要な箇所は改修を行いました。今後は、庁舎以外の公共機関、町道などについても総点検を行い、ユニバーサルデザインに合致するように改修などを行います。

### 町民と町とのパートナーシップ

町でも、公共機関の総点検を行い、ユニバーサルデザインのまちづくりを進めていきますので、町民の皆様のご理解をお願いします。

## 第2項 町政への町民参加

### 2 - 1 情報の共有

町民と行政とが互いに情報を共有し、理解を深めていくため、行政情報をわかりやすく発信・提供するとともに、町民の意見や要望を的確に把握する仕組みづくりの構築を推進します。

#### 【これから取り組む主な施策】

- 2 - 1 - 積極的な情報の提供
- 2 - 1 - 町民ニーズの適正な把握
- 2 - 1 - 情報公開の推進

#### 2 - 1 - 積極的な情報の提供

広報紙や町ホームページの充実により、町民への積極的な情報提供を推進します。また、新聞やコミュニティ紙に対して、迅速かつ正確に行政情報を提供できる庁内体制づくりを図ります。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	17	18	19	20	21
1) 対話型や参加型を取り入れた広報紙づくり					
2) 町制50周年を記念した記念誌の発行					
3) ホームページの充実	.....	.....	.....	.....	.....
4) 円滑な情報提供体制の整備					

《主な事業の目標値》

事業名	ホームページの充実	単位	平成17年度実績	平成20年度目標
項目	ホームページアクセス数	回	273,948	300,000

#### 現状と課題

「広報おい」については、町民参加型として「まちかどレポーター」を導入し、町民の視点からとらえた取材記事を掲載しています。今後は対話型を取り入れた広報紙づくりが課題となっています。

また、町の情報については、報道機関への円滑な提供の体制が不十分と思われるため、その体制づくりが必要と思われます。

#### 1) 対話型や参加型を取り入れた広報紙づくり

行政から一方的な広報紙ではなく、町民が参加できる広報紙をめざし、新しいコーナーの作成をするなど紙面の充実を図ります。

#### 2) 町制50周年を記念した記念誌の発行

町制施行50周年を記念し、これまでの大井町の歩みを振り返り、これからの大井町のスタートにふさわしい記念誌を、町民との協力により制作していきます。

### 3) ホームページの充実

全ての人に優しいホームページ作りを目指します。町内の自治会や各種団体との連携をとり、積極的に情報の共有に努めます。

### 4) 円滑な情報提供体制の整備

現在、町からの情報提供は広報紙がその多くを担っています。今後は、町民の皆様が新聞や地域コミュニティ紙からも情報を入手できる円滑な庁内連絡体制を整備します。

#### 町民と町とのパートナーシップ

よりよい広報の実施につなげるため、町民の皆様のご意見をお寄せくださるようお願いいたします。また、対話型、参加型の広報の充実に努めますので、皆様の積極的な参加をお願いいたします。

## 2 - 1 - 町民ニーズの適正な把握

懇話会の開催や「わたしの提案・意見」制度の充実及びパブリック・コメント制度の導入に向けた手続基準の作成など、幅広い層からの町民ニーズの適正な把握に努めます。

### 《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	17	18	19	20	21
1) 公共施設などの見学会の実施		.....			
2) 懇話会の開催					
3) わたしの提案・意見制度の充実					
4) パブリック・コメント手続基準の作成		.....			

### 《主な事業の目標値》

事業名	懇話会の開催	単位	平成17年度実績	平成20年度目標
項目	参加者数	人	238	400

### 現状と課題

町民参加のまちづくりを推進するためには、町民の皆様に町の施設や施策などを知ってもらうことが大切です。そのためには、公共施設の見学会などの開催が必要です。

また、「町政懇話会」は町長出席のもと毎年テーマを決めて開催し、町の情報を伝えるとともに町民の提言や要望を直接伺うなど、町民ニーズを的確に捉える場として成果をあげていますが、参加者の固定化や町民からの「提言」が少ないなどの課題があります。

このほか、町民からの提言を受け付ける手段として、平成16年度から「わたしの提案・意見制度」を実施しています。パブリック・コメント制度の整備については、まだ着手していない状態です。今後は、推進する方策を検討し、実施していく必要があります。

#### 1) 公共施設などの見学会の実施

町内外に存する公共施設や町の事業予定地などを見学・視察し、終了後、感想や提言・意見をいただく見学会などを開催します。

#### 2) 懇話会の開催

町の広聴事業として、町長が地域に出向き広く町民の声を聴く「町政懇話会」を引き続き開催します。町民との対話を通じて、その声を町政に反映させることをめざします。

#### 3) わたしの提案・意見制度の充実

広聴事業の一環として、町民の皆さんが日頃考えていることを、提案・提言・意見として寄せていただくものです。

#### 4) パブリック・コメント手続基準の作成

町の施策などについて広く意見を求め、町民参加型のまちづくりのためのパブリック・コメントの取り扱いや手続きについての基準を作成します。

### 町民と町とのパートナーシップ

皆様からの声を積極的に伺うことができるよう、体制や制度の改善を行ってまいりますので、皆様からもご意見・ご提言を積極的に出していただけますようお願いいたします。

## 2 - 1 - 情報公開の推進

個人情報の保護に配慮するとともに、情報公開条例に基づきながら、公文書の適正管理や公開を推進し、町民と行政における情報の共有化や透明性・公開性を高めていきます。

### 《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	17	18	19	20	21
1) 公文書の適正管理					
2) 情報公開コーナーや町ホームページの充実					

### 《主な事業の目標値》

事業名	情報公開コーナーの充実	単位	平成17年度実績	平成20年度目標
項目	閲覧物のホームページ上での紹介	件	未実施	100

### 現状と課題

町民と町が一体となってまちづくりを展開していくためには、町民の視点にたち多様化するニーズを的確に把握するとともに、町の情報をわかりやすく発信・公開し施策や行政運営について理解を得ることが重要です。そして、町民・企業・町の相互コミュニケーション、情報の共有によりさらなる信頼関係の発展へとつながっていきます。

町では、町広報、町ホームページを通じて情報発信し、町政懇話会などを実施し町民の意見・要望を把握して各種施策に反映するよう努めてきました。また、平成14年度より情報公開条例を施行し、情報公開制度を推進しております。

今後は、町民と町の信頼関係をより一層高めるため、情報公開条例に基づく情報公開制度についてさらに情報の透明性、公開性を高めていく必要があります。

#### 1) 公文書の適正管理

情報公開の迅速な対応や公文書の確実な管理を目指し、文書管理システムを活用した公文書の適正な管理を徹底していきます。

#### 2) 情報公開コーナーや町ホームページの充実

町の所有する公文書情報を提供するために、情報公開コーナーや町のホームページ上で検索が出来るよう環境の整備を行います。

また、開かれた町政を目指し、町広報や町のホームページを用いて、積極的な情報の発信を行います。

### 町民と町とのパートナーシップ

多くの町民参加を積極的に推進していくために各種審議会への参加をお願いします。

また、情報公開をスピーディーに行い、町民の声を施策に反映するため広聴制度の拡充を図ってまいりますので皆様からもご意見・ご提言を積極的に出していただけますようお願いいたします。

# 第 3 章

## 計画の推進にあたって

## 【第3章 計画の推進にあたって】

### 第1項 行政運営

#### 1 行政運営

地方分権の動きを先取りし、自主的かつ自立的な行政運営を進めるとともに、多様化、高度化しながら増大する行政需要に弾力的に対応していくため、柔軟で横断的かつ効率的な行財政運営に努めます。

また、自立的な財政運営のために、財源の確保にも努めていきます。

#### 【これから取り組む主な施策】

- 1 - 行政改革の推進
- 1 - 計画的な財政運営
- 1 - 財源の確保

#### 1 - 行政改革の推進

行政事務の改善や事務事業の効率化、組織機構の適正化などの行政改革を推進し、地方分権に対応した柔軟で効率的な行政運営を行います。

#### 《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	17	18	19	20	21
1) 行政評価システムの実施	.....				
2) 人事評価システムの実施	.....				
3) 大井町集中改革プランの推進（事務効率の向上や経費節減のための民間委託の促進）					
4) 指定管理者制度導入の研究					

#### 《主な事業の目標値》

事業名	大井町集中改革プランの推進	単位	平成17年度実績	平成20年度目標
項目	実施事業率	%	17	98

（実施事業率：プランに位置付けられた事業のうち、実施された事業の割合）

#### 現状と課題

行政評価については、平成16年度に事務事業評価を試行し、あるべき制度の姿を模索しました。しかし、適切な指標設定や評価方法などに課題があり、今後とも研究を重ねてゆかなければなりません。また、町民の皆様からの評価をいただくためには、一歩踏み込んで施策評価の研究も進める必要があります。

また、地方分権時代を迎え、限られた職員数の中で人材を有効活用し、施策を積極的に展開できる人材を育成することで、組織の活性化を図ることが重要な課題となっています。このようなことから、人事評価システムを有効に活用し、適性に応じた人事配置、意欲やチャレンジ精神を高いレベルで持つ職員の育成を図る必要があります。

町の施設管理は、全て直営で行っており、直ちに指定管理者制度に移行させる作業は必要とされていません。しかし、行政組織及び行政運営の効率化に資するため、各施設の管理運営体制の見直しを行う必要があります。

#### 1) 行政評価システムの実施

地方分権の進展の中で、効率的かつ効果的に行政運営を行う手段として行政評価システムの導入が必要です。行政評価システムとは、どのような成果が得られたかという成果重視型の視点から行政運営を評価し、改善してゆこうという制度です。このような観点から、事務事業評価の導入を進めていきます。

#### 2) 人事評価システムの実施

職員の能力や実績を適正に評価し、処遇や人材育成・能力開発などに活用できる、職員から見て住民の目から見て「透明性」、「公平性」、「納得性」の高い人事評価システムを構築し、運用していきます。能力・実績主義による人事管理制度を確立し、職員の士気の向上や潜在能力の活用を図ることで、迅速かつ質の高い行政サービスの提供が可能になります。

#### 3) 大井町集中改革プランの推進（事務効率の向上や経費節減のための民間委託の促進）

平成17年度に、17～21年度の行政改革の具体的な取り組みをわかりやすく明示した「集中改革プラン」を策定しています。町では、この計画に基づき、簡素で効率的かつ効果的な行政体制への変革を進めていきます。

#### 4) 指定管理者制度導入の研究

地方自治法の一部改正により導入された、「指定」という行為により公の施設の管理権限を委任する新たな制度について、民間活力の導入、町の組織機構及び運営の効率化の観点から各施設への適用の可否を検討していきます。

#### 町民と町とのパートナーシップ

本来、行政改革は町民の皆様の視点で進めるべきものです。国や県からの一方的な地方分権や行政改革ではなく、町民視点の真の改革を町民の皆様とともに進めていきます。

## 1 - 計画的な財政運営

計画的な財政運営の指針となる財政計画に基づきながら、財源の安定確保や投資的経費の計画的な配分、財政構造の健全化を推進し、健全で安定した財政運営に努めます。

### 《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	17	18	19	20	21
1) 中期財政計画の策定					
2) 経常的経費の削減					
3) 使用料・手数料などの適正化					
4) 地方交付税、国・県支出金などの有効活用とその確保					
5) 投資的経費の計画的な配分					
6) 起債残高を考慮した適正な町債の発行					

### 《主な事業の目標値》

事業名	投資的経費の計画的な配分	単位	平成17年度実績	平成20年度目標
項目	経常収支比率	%	75	72

### 現状と課題

経済情勢の変化、「三位一体の改革」などにより、歳入見込みが非常に不透明な一方、歳出はこの実施計画により事業が定められています。歳入状況により、財政計画や実施計画の見直しを柔軟に行うことが必要になる可能性があります。

また、経常的経費は人口増など行政規模が拡大することにより増大が見込まれます。義務的な経費を除き、経常的経費の節減に努めることが必要です。

使用料・手数料は、受益者負担の原則から、料金設定の基準を明確にするとともに、情勢の変化に応じた見直しが必要です。

国庫補助・負担金は、今後の廃止・減額が見込まれますが、補助メニューなどを十分に研究することにより、町の施策にあうものについては、積極的に活用していくことが必要です。

このほか、現在の町債残高を考慮しつつ、後年度負担が大きくならぬよう努力する必要があります。また、行財政運営が円滑に進むよう財源確保にも努力する必要があります。

### 1) 中期財政計画の策定

町財政の健全性を保ち、夢おい21プラン後期基本計画の各施策を着実に推進するため、平成18年度から20年度までの3年間を対象とした中期財政計画を平成17年度に策定しました。この計画については、各年度の収入状況や事業執行状況により見直しを行います。また、平成20年度には次の3年間を対象とした新たな計画を策定していきます。

### 2) 経常的経費の削減

経常的経費は、人件費など毎年持続して固定的に支出される経費であり、この経費が増大すると施設の整備や文化事業、新たな事業の経費を圧迫することになります。(財政の硬直化)限られた財源を有効に配分するため、この経費を極力低く押さえていきます。

### 3) 使用料・手数料などの適正化

公共施設利用時の使用料と行政サービスを受けたときの手数料は、それを利用する受益者が適正に負担すべきもので、常に適正な設定を行う必要があります。すべての使用料と

手数料について、経費や近隣市町などの状況を踏まえて、適正な設定を図ります。

#### 4) 地方交付税、国・県支出金などの有効活用とその確保

地方交付税は一般財源として交付されますので、自主財源も含めた財源の有効活用を図ります。国・県支出金については、町の各施策を推進する上で、活用できる制度については積極的に活用し、一般財源の支出を極力抑え、その有効利用を図ります。

#### 5) 投資的経費の計画的な配分

この第3次実施計画に掲載された各種事業に財政計画に基づいて、計画的に財源を配分していきます。財政が不足する場合には、国・県支出金の積極的活用、経常的経費の更なる削減など、工夫を凝らして実施していきます。

#### 6) 起債残高を考慮した適正な町債の発行

平成18年度から地方分権の推進を図るため、地方債許可制度が廃止され、原則として町の自主的な判断で発行することができるようになりました。

発行に当たって、起債借入限度額の範囲内において起債金額を決定し、資金調達を行っていきます。

なお、資金調達手法の多様化、町民の行政への参加意欲の高揚を図るため、「住民参加型ミニ市場公募債」の発行について研究していきます。

#### 町民と町とのパートナーシップ

町では、経費の徹底的な節減により町民ニーズの高い事業に財源を充てることができよう努力します。一方、町民の皆様は、自分でできること、その地域でできること、町に頼らなければならないことを区分した上で、町に対する要望やご意見をお願いします。

また、「住民参加型ミニ市場公募債」の研究をしていきますので、発行の際には町民の皆様のご参加をお願いします。

## 1 - 財源の確保

地方分権とともに大幅に地方に移譲される個人住民税をはじめとする町税について、適正な課税に努めるとともに、徴収に努めます。

また、新たに(仮称)まちづくり基金を創設し、まちづくりの財源とするほか、新たな財源の確保にも努めます。

### 《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	17	18	19	20	21
1) 町税の適正な課税及び徴収					
2) 収納方法の研究・検討					
3) (仮称)まちづくり基金の創設					
4) 新規財源の研究					

### 《主な事業の目標値》

事業名	項目	単位	平成17年度実績	平成20年度目標
収納方法の研究・検討	徴収率	%	96.7	98.4

### 現状と課題

平成19年度を目途として消費税を含む税体系の抜本的改革が進められており、町民の税負担は高まってきています。町では町税の適正な課税はもとより、町民の皆様へに税についてのご理解を深めていただく必要があります。ここ数年、収納率は低下傾向にあります。納税者には、口座振替制度の加入を勧めるほか、様々な収納方法について研究する必要があります。

また、財源に限られる中、町民のニーズの多い事業を可能とするため、新たな基金として、住民から寄附を募り積み立てる制度を創設する必要があります。

#### 1) 町税の適正な課税及び徴収

新たに入湯税の課税を行うほか、自主申告の啓発、的確な課税対象の把握に努め、適正かつ公平な課税に努めます。また、税源移譲に伴う税制改正により大きく変わる個人住民税や、複雑な評価替え作業を必要とする固定資産税についても適正な課税に努めます。

#### 2) 収納方法の研究・検討

口座振替制度への加入推進を図るとともに、コンビニ収納や時間外収納等の検討を行い、納税相談の充実を図ります。

#### 3) (仮称)まちづくり基金の創設

町には、公園の建設など、様々な施設についての要望が寄せられていますが、これらの整備には莫大な経費が必要なため、整備の実現は大変困難な状況となっています。そこで、広く町民等からの寄附を募り、それを積み立てることで、施設の整備が可能となるよう「(仮称)まちづくり基金」を創設します。

#### 4) 新規財源の研究

町の財政状況が厳しさを増す中、新規の財源について研究を行う必要があります。今後継続して、新規財源の研究を行っていきます。

### 町民と町とのパートナーシップ

情報を皆様にお知らせするとともに、課税の適正化に取り組んでいきます。皆様からの税は皆様のための税です。ご理解・ご協力をお願いします。

また、基金の創設には皆様の寄附を募りますので、ご協力をお願いします。

## 2 情報化の推進

総合行政ネットワーク（LGWAN）などを活用した手続きの簡素化や利便性の向上、地域と行政の情報ネットワークの構築による新たな行政サービスの充実など、町民誰もが安全に安心して行政や地域の情報を取得し、共有し、発信することができるよう、情報基盤の整備・充実と適切な運用体制づくりを推進します。

### 【これから取り組む主な施策】

- 2 - 情報化推進計画の推進
- 2 - 行政事務の電子化の推進
- 2 - 総合行政ネットワークシステム（LGWAN）の運用
- 2 - 情報セキュリティポリシーの運用と充実

### 2 - 情報化推進計画の推進

情報化推進計画に基づき、各種事業の適切な推進を図るとともに、地域における多様な情報基盤の整備・活用や町民団体との連携の強化など、きめ細かな行政情報の提供や地域情報を収集・発信するしくみや体制づくりに取り組みます。

#### 《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	17	18	19	20	21
1) ホームページの充実（再掲）	.....	.....	.....	.....	.....
2) 光ファイバー網の整備	.....	.....	.....	.....	.....
3) 地上波デジタル放送への参加	.....	.....	.....	.....	.....
4) 地域情報システムの整備・活用	.....	.....	.....	.....	.....

#### 《主な事業の目標値》

事業名	ホームページの充実（再掲）	単位	平成17年度実績	平成20年度目標
項目	ホームページアクセス数（再掲）	回	273,948	300,000

#### 現状と課題

TVKのデジタル放送を活用し、町の情報などを送信しています。アンテナの関係で、本町はまだ配信のエリア外となっていますが、将来的には、受信エリアに入る予定です。

#### 1) ホームページの充実（再掲：145ページ参照）

全ての人に優しいホームページ作りを目指します。町内の自治会や各種団体との連携をとり、積極的に情報の共有に努めます。

#### 2) 光ファイバー網の整備

現在最速で大容量を誇るブロードバンド『光ファイバー網』を町内全域に敷設し、都市部とのデジタルデバイド（情報格差）を解消し、ブロードバンドを利用したあらゆるサービスを町民が享受できるまちづくりをすすめます。

### 3) 地上波デジタル放送への参加

地上波デジタル放送にはデータを双方向でやり取りできる特性があります。これを利用し、地域の情報などを活発に発信していきます。

また、テレビ画面や携帯電話からも情報を取得できるので、インターネットを利用しない人でも簡単に情報を取得することができます。

### 4) 地域情報システムの整備・活用

インターネットを活用し、公共機関、地域、医療機関、企業などと連携することにより、わかりやすい情報提供を行う体制づくりをめざします。

#### 町民と町とのパートナーシップ

地域や各種団体と連携をし、情報の共有化を図ります。

## 2 - 行政事務の電子化の推進

情報化推進計画に基づき、各種事業の適切な推進を図るとともに、地域における多様な情報基盤の整備・活用や町民団体との連携の強化など、きめ細かな行政情報の提供や地域情報を収集・発信する仕組みや体制づくりに取り組めます。

### 《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	17	18	19	20	21
1) 電子決裁の導入の検討					
2) 地図情報、文書管理システムなどの導入			.....	.....	.....

### 《主な事業の目標値》

事業名	電子決裁の導入の検討	単位	平成17年度実績	平成20年度目標
項目	専門組織による検討会の実施件数(累積)	回	未実施	8

### 現状と課題

現在行っている紙文書による決裁システムは、文書の決裁状況が知りづらく、不在者による文書の滞留などが起こりやすい現状で、非効率であり制度の改善が求められています。また、紙文書の保管場所も限界に近づいており、情報公開の確実かつ迅速な対応を視野に入れた保管方法の見直しが求められています。

#### 1) 電子決裁の導入の検討

紙文書の電子化及び電子決裁の導入及び電子文書の管理について検討を行います。また、この電子決裁済のメリットを最大限に活かした決裁区分や方法についても必要に応じて見直しを行います。

#### 2) 地図情報、文書管理システムなどの導入

文書の収受から廃棄まで一貫したシステムを構築し適正な文書管理を目指すとともに、電子文書化の推進をすることで、ペーパーレス化及び省スペース化に努めます。

また、業務で作成した図面情報の閲覧頻度の高いものを電子化し、情報の共有化に努めます。

### 町民と町とのパートナーシップ

電子文書化された公文書を利用した様々なサービスを展開していくためにも、皆様からの積極的な意見を多く望みます。

## 2 - 総合行政ネットワーク（LGWAN）の運用

総合行政ネットワーク（LGWAN）など適切な運用により、行政手続きの簡素化や利便性の向上など、行政サービスの向上を図ります。

### 《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	17	18	19	20	21
1) LGWANの運用					
2) 神奈川県市町村電子自治体共同運営協議会への参画					

### 《主な事業の目標値》

事業名	LGWANの運用	単位	平成17年度実績	平成20年度目標
項目	LGWANを利用したサービスの件数	件	11	25

### 現状と課題

LGWANは庁内ネットワークへ接続することを前提としたネットワークですが、全庁的に利用できる体制が整っていません。

また、神奈川県市町村電子自治体共同運営協議会で提供されているサービスのうち、町において利用可能なサービスが少ないため、今後増やしていく必要があります。

#### 1) LGWANの運用

総合行政ネットワーク（LGWAN）は地方公共団体を相互に接続する行政専用のネットワークです。u-Japan計画を受けて構築されたLGWANを利用して、国・県・市町村間における広範な情報交換、情報共有を行います。

#### 2) 神奈川県市町村電子自治体共同運営協議会への参画

協議会で運営している行政手続きサービスをさらに拡大し、住民の利便性の向上を図り事務の効率化をめざします。

### 町民と町とのパートナーシップ

協議会で提供するサービスの導入により、行政事務の効率化が図られ、住民サービスの向上を図ることができます。町民の皆様のご理解、ご協力をお願いします。

## 2 - 情報セキュリティポリシーの運用と充実

「安全・安心なまちづくり」に向けて、町が保有する情報資産を適切に保護するため、「情報セキュリティポリシー」の運用と充実を図ります。

### 《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	17	18	19	20	21
1) 情報セキュリティ研修の実施					
2) 情報セキュリティ監査の実施					

### 《主な事業の目標値》

事業名	情報セキュリティ監査の実施	単位	平成17年度実績	平成20年度目標
項目	指摘事項の数	件	39	0

### 現状と課題

情報セキュリティ研修は、職員を対象に毎年度実施していますが、職員ごとに認識の差が生じていることが課題となっています。

また、情報セキュリティ監査として、職員の中から選出した内部監査員による監査を行っています。監査による指摘事項のいくつかには、改善が遅れているものがあります。

#### 1) 情報セキュリティ研修の実施

大井町情報セキュリティポリシーに基づき、情報セキュリティに対する意識向上を目的とした研修を、職員を対象に行います。

#### 2) 情報セキュリティ監査の実施

大井町情報セキュリティポリシーに基づき、情報セキュリティ対策の遵守状況を検証するための内部監査を1年に2回程度実施します。また、外部の事業者への委託による外部監査も併せて実施します。

### 町民と町とのパートナーシップ

庁内の職員に対する研修及び監査のため、町民と協働で行う取り組み等はありません。しかし、職員の情報セキュリティ意識が向上することで、情報資産保護など、結果として住民サービスの向上を図ることができます。町民の皆様のご理解をお願いします。

# 第2項 広域行政

## 1 広域行政

広域化する行政需要に対応し、地域住民の豊かな生活を確保するため、広域における本町の役割を見極めながら近隣市町と連携し、広域行政の推進を図ります。

また、合併については町民への情報提供、町民の意向把握を進め、町としての方向性を見出ししていきます。

### 【これから取り組む主な施策】

#### 2 - 広域行政体制の充実

#### 2 - 広域行政体制の充実

一部事務組合の共同運営を継続的に進めるとともに、増大する広域行政課題に適切に対処するため、近隣市町との連携・調整を図り、広域行政体制の充実に努めます。

#### 《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	17	18	19	20	21
1) 広域市町村圏計画に基づく広域事務事業の推進					
2) 近隣市町との連携・調整の強化					
3) 事務組合の効率的な運営促進					
4) 情報提供・意向把握による合併の方向性の検討	.....				

#### 《主な事業の目標値》

事業名	広域市町村圏計画に基づく広域事務事業の推進	単位	平成17年度実績	平成20年度目標
項目	協議会における報告書取りまとめ件数	件	2	5

#### 現状と課題

町民の日常生活の広域化・多様化に伴う行政課題の広域化に対応するため、周辺市町との広域的連携が必要です。町では、「県西地域広域市町村圏協議会」、「足柄上地区広域行政協議会」、「一市三町広域行政推進協議会」を通じて広域課題への対応を行っています。

また、町単独での実施が効率的、財政的見地から困難な消防、ごみ処理及びし尿処理の事業については、一部事務組合に加入し処理を行っています。今後はこれらの事業についても、効率及び効果の面について検証し、必要性を確認していく必要があります。

なお、行財政基盤の強化と効率的な行政運営を進めるうえで、市町村合併は大きな課題です。これまで足柄上地区広域行政協議会で足柄上地区1市5町を枠組みとした合併の研究を進めてきました。今後は、その結果を広報等で町民に皆様にお知らせする必要があると考えています。

#### 1) 広域市町村圏計画に基づく広域事務事業の推進

県西地域2市8町（小田原、南足柄、中井、大井、松田、山北、開成、箱根、真鶴、湯河原の各市町）により結成された「県西地域広域市町村圏協議会」を通じ、「かながわウエスト広域連携ビジョン」に基づいて、広域的な行政課題に対応していきます。

## 2) 近隣市町との連携・調整の強化

足柄上地区1市5町で組織する足柄上地区広域行政協議会や、秦野、中井、松田とで組織する一市三町広域行政推進協議会などを通じて、ごみ処理施設など広域で整備することが適当な施設の共同整備や足柄上地域の防災の調査・研究を行うほか、図書館、体育館、公民館などの公共施設の相互利用を実施、検討をしています。

また、足柄上地区1市5町と小田原市では、平成18年度から(仮称)あしがら広域圏ネットワークを設立し、経済圏や生活圏をひとつにする地域での住民交流を基本に据えた連携を行います。

## 3) 事務組合の効率的な運営促進

当町では、ごみやし尿の処理、消防などの事務については、近隣市町とともに一部事務組合を設立し対応しています。

なお、今後は県西地域2市5町で建設を検討している広域斎場や足柄上地域が共同で準備を進めている資源循環型処理施設の運営等についても一部事務組合での対応が考えられます。

## 4) 情報提供・意向把握による合併の方向性の検討

地方分権の進展により、基礎的自治体である市町村には自主・自立のまちづくりが求められています。このような中で、政府は多種多様化する行政課題を解決する有効な手段として市町村合併を推し進めてきました。

これまで足柄上地区広域行政協議会では、足柄上地区1市5町を枠組みとした合併の研究を進めてきました。これからも、様々な合併に関する研究を進め、その結果を広報等により町民の皆様に情報提供をしていきます。

### 町民と町とのパートナーシップ

広域連携の取組みについては、様々な方法で町民の皆様に情報を発信していきますので、ご理解、ご協力をお願いします。

また、合併については、町民の皆様とともに今後の方向性を考えていかなければなりません。町としても情報を積極的に提供していきますので、ご理解をいただくとともに、ご意見をお寄せいただくなど、積極的にご参加いただくようお願いします。

# 資料

---

## 資料

### 用語の解説（50音順）

#### <ア行>

IT（Information Technology）

コンピュータやデータ通信に関する技術の総称。情報技術。

運動器

人の身体活動を担う骨、骨格、神経系の総称。

AED（Automated External Defibrillator）

自動体外式除細動器。突然の心臓疾患に対して必要となる心臓への電気ショックを早期に行うため、一般の方も使えるよう作られた心臓電気ショックの器械。

ALT（Assistant Learning Teacher）

外国語教育で、教師とともに会話の指導などにあたる外国語補助指導員

---

#### <カ行>

ガイドライン

政府や団体が示す指導方針。

合併処理浄化槽

これまでの単独処理浄化槽（し尿処理のみ）とは異なり、台所やお風呂の生活雑排水をトイレの排水とあわせて処理できる浄化槽のこと。

神奈川県市町村電子自治体共同運営協議会

神奈川県、県内の市町村及び一部事務組合により2004年9月に設立された、情報システムなどの整備及び運営を共同で行う協議会。共同で行うことでより、電子自治体の実現を図り、県民の利便性、市町村などの行政事務効率の向上などのための取り組みを行っている。

協働（きょうどう）

同じ目的に向かって、立場の違う人たちがともに働くこと。

県西ブロック（2市8町）

神奈川県西部の広域行政区域で、小田原市、南足柄市、足柄上郡5町、足柄下郡3町をいう。

---

#### <サ行>

受益者負担

公共サービスによって直接の利益を受ける者に対して課せられる負担。使用料、手数料など。

## 情報セキュリティ

情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持すること。

機密性：情報にアクセスすることを認可されたものだけがアクセスできることを確実にすること。

完全性：情報及び処理方法の正確さおよび完全である状態を安全防護すること。

可用性：許可された利用者が、必要なときに情報にアクセスできることを確実にすること。

## 情報セキュリティポリシー

情報資産の情報セキュリティ対策について、総合的・体系的かつ具体的に取りまとめたもの。どのような情報資産をどのような脅威から、どのようにして守るのかについての基本的な考え方、体制、組織及び運用を含めた規定。

## 食育

自らが「食」について考える習慣を身につけ、生涯を通じて健全で安心な食生活を実現することができるよう、食に関する情報提供活動や地域における実践活動などを行うこと。

## 総合行政ネットワーク

総合行政ネットワーク（Local Government Wide Area Network）のこと。通称 LGWAN（エルジーワン）。地方公共団体内の組織内ネットワークを相互に接続し、地方公共団体

間のコミュニケーションの円滑化、情報の共有による情報の高度利用を図ることを目的とする、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク。

---

## < 夕行 >

### 地区計画制度

地区という小さな単位で、その特性に合った建築物の形、色彩、公共施設の配置などを住民の意見をふまえて市町村が計画を定め、地区にふさわしいまちづくりを誘導することができる制度。

### デジタルデバイド

情報の地域間格差。パソコンやインターネットなどにより情報を入手しやすい地域と入手しにくい地域に生じる格差。

### 都市マスタープラン

都市計画法に定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことで、長期的、総合的な視点から都市としての将来像と、整備方針を明確にするもの。町では、平成8年から平成27年までのプランが策定されている。

## 都市軸

まちづくりプロジェクトの一つ「魅力的な都市軸・うるおいの住環境形成プロジェクト」における「都市軸」とは、酒匂川左岸縦貫道路や東西連絡道路などの幹線道路の整備の進展にあわせてその沿道の景観の保全はもとより、さらに一歩進めて町全体の景観の保全などの総合的な生活環境整備につなげていくことを「軸」という言葉で表現したもので、特定の場所を指すものではない。

---

## <ナ行>

### 七滝(ななたき)

中村川本流(柳地区)にある大小7つの滝のこと。相和地区の昔話では、大蛇が存在すると言われ誰も近づかなかったという。町では、この七滝を貴重な観光資源としての活用を検討している。

### 2期制

1年間を前期と後期に分けて授業を行う制度。休業は原則として3学期制と変わらず、学習の効率化が期待できる。

### 2007年問題

戦後のベビーブームのピーク時(1947年)に誕生した世代が、2007年、退職を迎えることから、労働力、雇用、生涯学習など社会の様々な分野に影響が生じることが予想されています。

### ネットワーク

連絡を保って網状に結びつくこと。

### ノーカーデー

環境面などから、車両の利用を規制する日のこと。役場では、毎週金曜日に職員の自家用車通勤を自粛している。

---

## <ハ行>

### バイパス

交通渋滞の激しい道路の混雑を解消するために、その区間を迂回してつくる道路。

### パートナーシップ

地方の自主・自立が求められている中で、今後のまちづくりにおいては、地域住民との共同が不可欠なものとなっている。

### パブリック・コメント

政策などの立案にあたって、広く人々の意見を求める制度。

### バランスシート

決算日における町の経営状態を、長期借入金をはじめとする負債及び資本の状況(貸方)と土地や建物などの資産(借方)に分けて対照させた表をいう。貸借対照表。

## P F I (Private Finance Initiative)

民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して公共施設等の建設、維持管理、運営等を行うことにより、効率的に公共サービスを提供するための事業方式。

### ほ場

田畑、農地のこと。

### 保留フレーム

市街化区域・市街化調整区域の区分の見直しにあたり、将来の市街地人口の目標値に相当する面積のうち、市街地としての整備が明らかな部分だけを市街化区域とし、その他の部分については計画的に整備することが明らかとなった時点で、市街化区域に編入する。この部分を「保留フレーム」という。

---

## <マ行>

### まちかどレポーター

レポーターを公募し、地域や行政の情報を収集・提供する制度。町では、この制度を広報紙づくりに活用している。

### メディア

手段・媒体。主に情報を伝える新聞、雑誌、ラジオ、テレビなどのマス・メディアを意味する。

---

## <ヤ行>

### ユニバーサルデザイン

年齢や障害の有無などにかかわらず、あらゆる人にとって使いやすいようにデザインすること。

### u - J a p a n

ubiquitous net - Japan (ユビキタスネット・ジャパン)の略。2010年に実現する新たな社会の姿をいい、「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」ネットワークに簡単に接続できる環境が整備された社会

---

## <ラ行>

### レセプト

医療機関が患者の診療に要した医療費を保険者である市町村や保険組合に請求する時に使用する診療報酬明細書。